

外、何等國民の政治生活の核心に觸れたものではなかつた。憲法布かれて二十有八年。國民は、おのれの政治生活の核心を、擧げて、議會に置いて居るのである。その議會に基礎を有せずして、國民を支配せんとする彼等の思想の何處に、爲政者としての良心の閃きを見出し得るであらう。私の質問の要點は、實にこゝに有つた。私は言つた。(以下、第三十八回帝國議會衆議院議事速記録引用)

總理大臣の御意中は、赤誠を以て此の責任に當るのである。言ひ換ふれば、誠心誠意を以て盡すのである。而して舉國一致を期待するのである。斯ういふ御精神と承知する外はないと存じます。併しながら、凡そ舉國一致の實を擧げんとすれば、舉國一致の實を擧げるべき現實的要素を具へなければならぬことだと考へます。今日の閣員諸公、果して現實的に、舉國一致を期待する要素を具へて居る方がありませうか。若も舉國一致を口にさへすれば、國民は必ず隨いて來るものなりと云ふ御所存かも知れませぬ。總理大臣は、元帥の地位に居られる。恰も兵卒を指揮するが如く、命令するが如く、行はれ得るものとの思召かも知れませぬ。若し現實的要素を具へるべきものならば、或は今日の時局に對して、各政黨の代表者を網羅したとか、若くば國の秀才を集めたとかと云ふこと

であれば、或は代表的の意味が具はり、隨て、舉國一致の現實的要素を具へたと見て、宜しいかも知れませぬ。併し、現内閣は、此等の要素を、確に缺いて居る、と云ふ一二の例を、擧げて見ませう。

現に今日の閣員中には、曾て政黨の組織せらるゝに當つては、之に参加し、而して地方に遊説して、憲政の實を擧げるに就ては、政黨を土臺とすることではなければならぬ、といふ政見を、其處でも此處でも、鼓吹せられた人があります。然るに、其の政黨の首領が、薨去せらるゝに當つては、忽ち去つて顧みず。即ち、一定の主義無く、猫眼的政略の外、一定の政見を有せず。而して又、節操を有せず。斯る人達が、現内閣に列して、さうして、誠心誠意爲さんとする所を援けよと仰せられて見たところで、先づ其誠心誠意なるものからして、疑はずに置かれるでありませうか。

私が斯く辯じたとき、議場の一隅から急霰のやうな拍手が起つた。眼を擧げて政府委員席をみると、内相後藤、農相仲小路、兩君等は、宛ら華燭の典に蒞んだ花聲の如く、端然且つ赧然として、控へて居るのであつた。

一、賣國的行爲を糺弾す

後藤君や、仲小路君は、桂公の新黨結成の當時、眞つ先きにその麾下に馳せ参じ、立憲の大義に立脚して、政黨政治の完成を説き、公の雄志を高調して、打倒超然内閣を絶叫した。その火の如き意氣と、熱烈の闘志は、一朝、公の起つ能はざるを見るや、忽ち雲散霧消し去り、争うて黨籍を棄て、面縛して元老の陣門に降を請ふたものであつた。爾來三年、山縣公等に忠勤を擢でて、大隈内閣倒壊を策し、幸か不幸か、その目的を達して、今現に相位に列することを得。こゝに、鉾を逆にして、正面より、桂公以來の政黨を殲滅せんがため、馬首を揃へて、私たちの前に現はれて居るのである。

しかし、彼等が、終始正面より戦を挑むにおいては、私たちは政敵として、之を遇するの餘地ありとする。恕すべからざるは、彼等の、宦官狡奴の如き、隱微狡猾の策動である。すなはち彼等が、國家經濟の問題とともに、政治家としての私たち

の、最も戒しむべき國際外交に關する問題を、陰謀策動の道具に使用するに至つては、斷じて假借するを得ないのである。私は、彼等の或る者が、大隈内閣顛覆の目的を以て、去年すなはち、大正五年八月の下旬より九月の始めにかけて、秘密出版物を配付しつゝありしことを知つてゐた。その秘密出版物は、滿蒙に於ける蒙古軍並に、宗社黨と日本軍及び日本人の關係、と題した鐵筆の謄寫版刷のものであり、他に、山東省に於ける革命軍並に、青銅錢買の既往及び現在、と題せる蕪蕪版刷の冊子もあつた。其の内容は、支那に對し、極めて有利の事柄を滿載すると同時に、我國に、非常に不利益なる虚構の事實を、列記せるもので、甚しきに至つては、陸軍の軍旗に鐵砲を撃ち掛けたなどといふ、捏造記事すら載せてあるのである。帝國の威信を毀損し、國際信義を盡毒する、言語道斷の印刷物を、諸方面に配付して憚らない不屈漢が、現に内閣の一員として、國政に參與して居る——これは到底、常識では信じ得られぬことであるが、事實とすれば、實に國家の爲め、由々しき大問題と謂はねばならぬ。

そこで、此の日の私の質問は、痛烈に此の點を突いたのである。

聞くところによれば、これは四百部印刷して、さうして其處此處に配付したといふ事で御座いますが、是は、漢文にも、英文にも、佛文にも翻譯され、各國に知れ渡つて居る事實であるのであります。是は、前内閣を顛覆せんとするところの手段として行はれた事でありませうが、是が爲めに、國家が不利を蒙つたことは甚しいものである。

さうして是等の事實は、我陸軍に於いて、陸軍大臣に於いて、恐らく知られざる筈は無いと考へる。さうして之に關係したと稱する人の名前もありませんが、其の中、今の内相後藤新平君が、主として爲されたことと云ふことである。併しながら、是は裁判所と違ひまして、明かに何月何日何處其處に於いて、何某が、此の印刷物を拵へたと云ふが如き證據を、此處に擧げることは出来得ないのであります。が、斯様な聲の高き事實は、政府内は勿論、民間に相當地位ある者にしても、知らざる筈は無いのである。若しも、世間の噂にのほる如き事實が無いと云ふならば、内務大臣は、自己の職責上、相當の機關を利用して、是等の物を拵へた者を、相當處罰をせられた筈である。未だ會て、是等の散布した物を回收する策は、努められたとは思つて居るが、其の根元を捉へて、相當に處罰を行つたとは承はらぬのである。

斯様な、自己の目的の爲めには、國を賣るが如き手段をも顧みず、種々の手段を畫策すると云ふが如きことは、所謂舉國一致を望み、若くば誠心誠意を標榜せらるゝ事と、表裏相一致するものでありませうか。

私は、後藤新平君とは、私交も御座います。それ故に、斯かる事は、此の席で云ふを好まざる所でありませうが、國家を思ふの餘り、實に據らないのであります。

私と後藤君との交遊は、實に長い。願ればそれは、當時より約三十年前、私の滋賀縣警部長時代から續いてゐる。警部長を罷めて、日本生命の創立に従事した時代、會社の基礎計算に關し、後藤君に諮つたことさへある。このことは前に、回想録にも書いておいたが、君は實に、かういふ際の相談には、またとない友人であつた。當意即妙、機に應じて案を立て、たくみに、四圍の情勢に應酬して、事を運ぶ點は、同君獨特の長所であつた。君は、此の長所に依り、日清戰爭當時に、石黒忠惠翁に知られて、宇品の檢疫所長に推薦された。次いで、兒玉將軍に知られ、桂公に知られ、最後に山縣公に知られて、寺内内閣の副總理とまでなるを得たのであ

る。思案に盡きたら後藤君へ——、さうおもつて私は、永年同君と交際して来たのであつた。

だが、政治行動に關するかぎり、私事と公事とは、絶対に混同するを許さぬ。これが私の七十年來の信念である。此の信念を有すればこそ、土佐國民派以來、操持一貫して、今日におよんでゐるのである。恩人伊藤公の懇囑をも御け、敢て自ら求めて、苦節二十年の、崎嶇たる途を歩んできたのである。公私を混同するものには、政黨は要らない。私黨があれば澤山である。憲法も要らねば議會も要らぬ。舊友は大臣にすればよく、僚友は總督に舉げればよい。黨費が要れば、以て塔連炭坑を賣るべく、また以て鳳山丸を買取るべしであらう。しかし、信念を以て、政治行動を爲すものには、事はさやうに簡單には行かぬ。時に、涙を揮つて馬謖を斬らねばならぬのである。

後藤君は、今では既に故人である。が、私の心事は、生前よく理解されてゐたこととおもふ。

二、緊要の國策と國策遂行の途

次いで、私が寺内首相に問はざるべからずとしたのは、現下、重大の時局に處して、政府の遂行せんとする國策如何。および之を遂行するに當り、國論の支持後援を得るの方途如何の問題であつた。

おもふに、未曾有の世界戰亂勃發以來、既に三歲、なほいまだ、容易に前途の逆賭を許さざるにせよ。私たちは、早晚、各交戰國民が、孰れも干戈を戢めたる曉、必ず必死となつて、その創痍を癒やすために、當然開始すべき、猛烈なる産業戰爭の光景を豫想せざるを得ぬ。硝煙彈雨の戰爭にこそ、我國は幸ひ惠まれたる地位にあつて、却つてその餘慶をうけたのであるが、次いで起らんとする各國民の産業戰爭の大壓力は、到底回避することが出來ない。之に對して、若し一朝、機宜を失し、國策の確立および之が遂行を誤るにおいては、我國は、國威國勢を失墜し、其の禍害のおよぶところ、眞に測り知る可からざるに至るのである。此の秋に當

つて、封建專制の遺物として、突如現はれたる善政主義の爲政者に、果して國民大衆は、意を安んじてその運命を託することが出来るか。什麼か。軍政以外、既往に、何等國民指導の經驗なき元帥首相の號令のもとに、果して國民は、よく當來熾烈なる世界的經濟戰線に立つことが出来るか。什麼か。私たちの深甚の憂慮は、實に此の一點に凝集されてゐた。以下掲出するは、之に關し、當日、私が首相に質問せる速記録の續きである。

今日の時局は、各大臣の御演說中にもあります通り、實に容易ならざる時局である。

今やいつ何時といふことは、素より誰しも確言の出來ぬことで、御座りませうが、速に平和克復を期待すると云ふことは當然である。(略)

此の時に當つて、二つの考を要するとおもふ。今や各交戰國は、軍需品を調達せしむるが爲めに、大規模の仕掛を以て、軍需品を調達しつゝあるのである。其の大規模の下に、生産力を増加致して居ります所のものは、平和克復後、東洋方面に向つて及んで來ると云ふことは、是れ見やすい話でありませう。(略) 今や我工業も段々に發達はしつゝあるの

であります。一時に斯様の大規模のものより壓倒せらるゝことに到りましたならば、非常の困難を來たすことは素よりである。然らば今日よりして、即ち平和克復を待たずして、國家的の——國家統一的の方針の下に、産業發達の途を定めなければならぬ時になつて居る。

いま一つは、戦争の後に於いて、平和の談判に入るに當つては、先程外務大臣は、平和に關する條項等に就いて、若干の説明がありましたので、御座います。是れは後で質問をしなければ確にはならぬ。併しながら、東洋に於いて所謂爛額焦眉の急とする所のものが、歐羅巴に於いて、必ずしも爛額焦眉の急と感ぜざるものあることは素よりである。然らば此の談判に於いては、國論の一致を求め、所謂國論の後援に依つて、而して此の目的を達するにあらざれば——衆議院に一人の與黨を有たすと言つて、稍自負的に政府委員等を激勵せられたが如きことに依つて、其の目的を達せらるゝと云ふことは、甚だ困難ではないか。況や生産發達の途を講ずるは、當業者を指導し統一すると云ふ手段もありませんが、之に伴ふ所の法律を要する點もあるものであります。——即ち衆議院に於いても、確に後援を爲すものありと云ふ標榜があつてこそ、其の目的が達せらるゝ筈である。一人の與

黨無しに、男らしき動作を示されただけでは、其の目的は達せんと欲するも口に言ふだけに止まつて、其の實を擧ぐることが出来ぬではありませぬか。果して是が出来ずして、時日を遷延すれば、遷延するほど、國家に不利を残すのみにして、何の益する所がないではないか。總理大臣は、誠心誠意とか、赤誠を披瀝するとか、政府の誠意を諒とせよとか、口で望みさへすれば、則ち軍隊に命令を發するが如きことを爲せば、即ち軍隊と同じやうに、其の指揮に従つて、目的を達するものと、平易に御考へになつて居るか。

其の御考は何れにあると致した所が、いま質問の冒頭に於いて申上げた如き人を以て、内閣を組織して、如何に誠意を披瀝爲さつても、國民は其の誠意を疑はざるを得ぬのである。疑はれ、ば即ち、總理大臣の目的は達し得られないことに到るのは、已むを得ざることでありませう。是は、ただ一時的の境遇上から割出した、質問なりなどと云ふやうな觀念を以て、冷評的に迎へて居る議員もあるやうであります。本員の質問も亦、總理大臣の述べられた如く、所謂赤誠を以て質問を致して居る、實に重大な事であると思つて居る。

三、外交問題に對する質問

最後に私が、政府當局の態度に就いて、嚴に戒飭し置くの要あるを痛感したのは、外交問題に藉口して、自己の立場を擁護せんとする、不謹慎の言説である。このことが、如何に甚大の不利を國家に與ふるかは、内相後藤君の例を擧げて、既に述べた。しかし、同君の言動の放膽にして、兎もすれば常軌を逸するものあるは、識者の間に既に定評があり、或る意味において、同君のそれは、恰も大隈侯の出鱈目の談論の如く、むしろ一種の愛嬌と見られる場合もあるくらゐである。しかし、首相寺内伯の性行は、斷じてさうでなかつた。

伯は、人も知る明治十年の役に出でて、脊髄の關節を挫き、爾來、劍を執つて戰場に馳騁するよりも、むしろ内に止まつて、軍事行政を鞅掌するを得策とした。一度旅團長となつたことはあるが、それよりも、教育總監たるを適材と見られ、後ち長閑の推挽によつて、參謀次長の任に就いた。伯の軍部に於ける勢力は、實に此

の間に培はれた。次いで、日露戦役中の陸相として、渾身の智能を傾倒し、軍政上の畫策施設、ともに其の宜しきを得、山縣公の直系として、この時早くも、首相たるの地盤を築いたのであるが、その旅團長の往昔より、たとひ伯の器量に就いて、慊らなかつた者といへども、人物の點において、伯に、放縱放漫の評を與へたものは、一人もなかつた。彼の山縣公の絶大の信任も、伯があくまで、生真面目に固まつてゐる點にあると謂はれた。私もさう信じてゐた。

ところが、此の日伯の施政方針に關する演説を聴くにおよんで、私は、心中すくなからず、伯に對する信用の動搖を感じた。同時に、伯も矢張り、後藤君と、程度の差こそあれ、同一系統の人であると想はずにはゐられなかつた。何故なら、その施政演説において、伯は、帝國の外政に言及して、次の如き不謹慎の言をなせるが爲めである。伯は曰ふ。

大正三年八月中煥發せられたる宣戰の詔勅は炳として日星の如く、帝國政府は聯合諸國と共同の目的を以て、至誠、進止を俱にすべく、一意専念の努力を盡しつゝあり。獨逸の講

和提議に對しては、客歲十二月三十日聯合諸國の名に於て、協同回答覺書を米國政府に送致し、其の平和促進の眞意に出でたるものと認むる能はざるを以て、之を拒絶せり。

帝國外交の機軸たる日英同盟と、之に伴ふ所の日露日佛協約とは、今回の共同動作に於て、益、其效驗を顯はし、交戰國以外の締盟列國との交際は、愈、敦厚を加ふ。就中、支那に對しては、専ら東洋の大局を顧念し、從來の雲翳を一掃して、信孚相頼り、有無相扶け、益、隣誼を厚くするの道を徹底することに盡瘁しつゝあり。

と、畏くも、陛下の御稜威を戴いて、友邦と至誠、進止すべき國交の大義は、歴代内閣の格守するところ、敢て特に、寺内伯を待つて知るべきでない。原君を首相たらしむるも、加藤伯を相位に置くも、其の施政演説に此の言あるは、もちろんのこととおもふ。問題は、演説の後段にある。すなはち、對支外交において、伯が、『東洋の大局を顧念し、從來の雲翳を一掃し』云々とは、其の意味甚だ明瞭を缺く。若しこれを明瞭にするならば、取りもなほさず、前内閣は、『東洋の大局を顧念』せずして、對支要求を提出し、爲めに明朗なるべき日支兩國間に、雲翳を帯ばしめたりと謂ふに歸着するではないか。これが、後藤君のやうな人ならば、兎に角、苟くも

恪謹重厚を以て世に知られた伯が、帝國政府の代表者としての處女演説に、斯かる言辭を交ゆることは、果して當を得たものと謂へるであらうか。伯にして、眞に愛國の赤誠を有し、秉公持平を標榜するならば、施政方針を示す此の機會において、帝國外交の根本精神は、區々たる政變によつて、微動だもせざるを説き、東洋平和を理想として、終始一貫、渝はるなき帝國政府の貢獻を、堂々と高調して、締盟諸國をして、ますます信孚の情を深厚ならしむるに力めてこそ、事の然るべきところではないか。

加之、本野外相の外交報告は、不幸にして、此の誤れる首相の演説を敷衍し、帝國政府の國際的地位を、一層不利ならしむるものであつた。私は、これを聽き流すわけには、斷じて行かなかつた。

私の質問は、轉じて外相に對つた。同時に、此の質問によつて、私は、併せて首相の反省を庶幾したのである。

外務大臣は、大分長い原稿を認められて、戦争の始りました初めからの、既に前内閣など

の行つたことを、自ら基礎附けたかのやうな調子で、以て、長々と御説明を蒙つたのであります。是は總理大臣の御演説に在るが如く、宣戰の詔勅に依て、炳として、日星の如しで、能く分つて居る筈である。其の中、何か支那に對する方策を非常に改められたやうな口吻を、承つたのであります。大分長くもあり、頻りに俯向いてお讀みになつた爲めに、其の御言葉までは、覺えて居りませぬが、略、彼國政府の内政上のことに干渉致したが如き口吻もあつたやうである。

併し、是は貴族院に於いて、石井男爵より質問されて、それに依て、決して政府が干渉を致したなどと云ふことは、言ひもしなかつた。思ふても居ないと云ふ意味の御答になつて居るのであります。之をいま繰返へす必要はありませぬが、支那に於ける政黨政派に、國家として援助を與へたが如き口吻は、確に在つた。それは我國民中に左様なことを致したものがあると解釋が出来るかも知れぬ。而していま申上げた如く十分に聽取しなかつたのであります。是は各交際國間に於ける關係上重大なことでないか。果して我國家が——日本の國家が彼の國に於ける政黨に援助して、若くは干渉して、さうして支那の國政を變換せむと致したと云ふが如き事實がありますか。是は事實を御尋ねすれ

ばそれで宜しいのであります。攻撃の意も何もない。若し政府として左様なことを致したことはないが、國民中の或るものが、斯様ないま申上げたやうなことを致した者があるかどうか、斯う云ふ意味であります。之をはつきり御答を願ひたい。

而して將來は斷じて之を爲さぬと斯う云ふ。將來は斷じて爲さぬと云ふ御言葉を承つて見ると、前の政府がやつたかの如くに聞える。さうして其の御言葉中に數年來と云ふ御言葉もある。近年に於てと云ふが如き言葉も在る。其の近年と云ふことがどれ程の近年であるやら、數年間と云ふのは五六年間か、二三年間か、尤も數と言へばさう澤山な數であるまいと思ひますが、其の邊もはつきり致さなかつたのであります。或は前の政府ではない、其前々の政府からさう云ふやうな傾きがあつたと云ふ意味があるならば、それも併せて御答を願ひたい。前政府も前々政府も、政府としては一切左様な干渉がましいことを致したことが無いと云ふならば、其の無いと云ふことを、はつきり、また日本の政黨の有志が國民の有志が、干與致したと云ふ事でありますならば、政府は斷じて今後はさせないと云ふ其の御決心は至極宜い。或るものが勝手にやつた、さうしてそれを、

どうして政府としては斷じてさせないと云ふことの實績を挙げらるゝ覺悟がありますか。實は支那人と日本人とは甚だ近きものであつて、吾々も容易には見分けをし悪いやうな譯であります。中々此の取締上に就ては、政府も御困難であらうと推察を致す。併ながら政府は斷じてしない、斷じてしないと云ふことならば、政府がしないと云ふことが分る。さうすると、前の政府がして居つたやうに聽えるから、今の言葉を確める。前の政府はして居らぬが、有志がして居たが、今後は有志をして斷じて爲さしめないと云ふ議論ならば、斷じて之を爲さしめない、どうして斷じて爲さしめないやうに出来るか。日本人の支那に居る者を悉く引揚げて仕舞ふと云ふならば、出来るか知らぬが、支那に於て商業を營み、而も支那人と合辦で仕事をして居る其の人々の、單に冥暗の間に、知り得難き事にまで、立入つて、政府は斷じてと云ふ中に入れなざる積りであるか。之をはつきり御答を願ひたいと存じます。

おもへば、對支外交は、明治大正昭和を通じての、一大難外交である。同時に、東洋の平和を確立せんとする、日本帝國の一大難工事である。我々は是非とも、全

力を擧げて、之に善處し、此の大難工事の竣功を期せねばならぬ。

四、寺内首相の獨斷的答辯

私の質問が終りを告げると、寺内伯は壇上に立つた。伯の答辯を、過去における軍部出身の首相のそれに比較すれば、彼の山縣公は姑く措き、伯には、桂公の婉曲流暢の致なく、また山本伯の莊重にして、擒縱自在の趣をも有しなかつた。伯の特徴は、卒直且つ簡勁、重濁にして底力を有するその音吐は、何處までも、武人的の響きを帯びてゐた。私が軍隊に命令を發するが如きことをなせば、それで、國民が指揮に従ふものと思惟さるゝかと、揶揄したのも、一は伯の辯舌が、私をして、覺えず斯う云はしめたものに外ならなかつた。

『片岡君は、現内閣を以て、國民と沒交渉なりと云はれるが、私は左様には考へない』。伯は冒頭に斯く辯じて、それから、

此處にあるところの諸君が、不同意であれば、國民全體が私に向つて、皆不同意

であるとは思ひませぬ。況や、此の議會に於きましても、私に同意するものがないと云ふことは、私は信じませぬ。

と、斷じ、『又議會の席に多數の根據を得なければ、舉國一致を進めて行くことの出來ぬものか。斯う云ふことも、私は必ずしも、左様でないと思ふ』。と答へ、次いで産業政策の將來に言及したが、答辯の終りに、伯は重ねて、

凡て國家の事を行ひますのに、此の衆議院に於いて、必ず多數の一黨より援助を受けなければ、總ての事が出來ぬとは、私は思ひませぬ。

と、抑へつけるやうに云ひ切つた。満場はたちまち、騒然として、怒號、叱咤の聲が一しきり亂れ飛んだ。

伯の答辯は、議會政治家の、決して口にすべきことではなかつた。伯としてはそれは、確かに國政に對する牢乎たる信念であらう。が、斯様な信念を披瀝するは、立憲國の議政機關の、斷じて承認し得ざるころであつた。伯が議場の不穩の形勢に、倉皇として降壇するや、本野外相の答辯後、政友會の小川(平吉)君は、八百長

的質問に藉口して、援け舟を出した。伯は、ふたゝび登壇して、私に對する應答に、訂正に似た辯明を行つた。尾崎（行雄）君は、透かさず、之を追窮した。

尾崎君の質問は、首相は、第一、衆議院の多数は、國民の多数に非らずと信せられるか。また現在の衆議院の多数は、國論の多数を代表し居らざるものとせらるゝか。第二、政治を爲すに衆議院の協賛を要せずと云ふ如き、曩の答辯に對し、只今、正誤らしき辯明ありしが、果して正誤なるや如何と。伯は、すぐ起つて、『正誤である』と答へた。同時に、片岡君の質問に對する自分の答辯は、決して院議を尊重せざる意味を有するものでない。と辯じた。

次いで尾崎君は、對支外交に關し、本野外相に、辛辣なる質問を試みた。外相は、答辯のために秘密會を要求した。約一時間、秘密會に入つて、此の日の議事は終つた。

翌二十四日、衆議院における第一回の豫算委員總會で、前内閣の大浦事件直後、加藤伯等とともに、大藏次官を辭した濱口雄幸君の財政質問があり、二十五日の

本會議において、愈々内閣不信任決議案は、上程された。國民黨が憲政會に對する抱き込み運動は奏效し、即時、議會は解散となつた。

しかし、私は當年に溯つて、錯綜せる黨争の裏面を剔抉するの興味をもたぬ。ただ此の日、該決議案を中心に行はれたる議場の論争は、私たち政黨政治を理想とするものが、一切の謂ゆる超然内閣に對する反對の見地を示すものなるが故に、筆を改めて次に之を敘するであらう。

第三 解散後の諸施設と原内閣出現

二十五日の衆議院は、開會前より、一種物々しい不穩の氣が議場に充ちてゐた。劈頭二三の報告後、憲政會の日程變更の動議により、直ちに内閣不信任決議案を上程した。議長島田(三郎)君は、書記官を呼んで決議文を朗讀せしめた。

不信任決議案の理由は、現内閣は、國民輿論の府たる衆議院に基礎を有せず。舉國一致を標榜して毫も其の實なく、立憲の正道を唱へて、自ら其の常規に悖るのみならず、方今世界の變局に處して、大政を輔翼するの經綸ある事なし。是れ本案を提出して、處決を促す所以なり。と云ふにあつた。

提出者は武富尾崎、犬養、關(直喜)、花井、安達の諸君に私を加へて八人。賛成者として署名せるは、國民黨二十八名、公正會十名、憲政會百九十二名、合計二百三十名に上つてゐた。議長は、提出者の趣意辯明を要求し、犬養君は、嵐のやうな

拍手に送られて壇上に立つた。

一、寺内内閣の不信任決議案討議

犬養君は、不信任決議案提出の理由に就いて、自分はいま超然内閣に就いて、伊藤公以來種々此の議場で論争された内閣制度論を闘はせようとするものでない。ただ自分は、超然内閣が果して大政を輔弼し得るか。圓滿に國政を遂行し得るか。といふ事實上の問題を擧げて、意見を述べればよい。と、まづ冒頭に、斯う説き起して、徐ろに本論に入つた。

犬養君の辯舌は、進歩黨の往昔から、險峻犀利、敵の急所を突くの概あるを以て、人はこれを短槍に擬した。従つて、得意とするところは、尾崎君とひとしく攻撃演説であつたが、此の日の演説は、單なる政府攻撃にあらずして、特に、政府と憲政會との中間に立つて、兩者を攻撃する傍ら、攻撃を利用して、自家の立場を作るに

あつた。それゆゑに、君は雙刃の劍を揮ひながら、必ずしも敵を死地にまで窮追するを避け、或ひは急、或ひは緩、巧みに進止變轉するところ、辯に、從來と違つた妙味があつた。

同君はいふ。天皇の大權の發動に於いては、帝國臣民たるものは、何人が大命を拜するか分らぬ。何人にも大命は降るのである。もちろん此の間において、政黨員たり、政黨員たらざる區別の有るべきではないのである。それ故に、政黨員でなければ組閣が出来ぬといふ議論を、必ずしも自分は主張せぬ。が、政黨を根柢とせざれば、如何に聰明なる政治家といへども、圓滿に大政を遂行することは出来ない。と云ふことは、事實の上に現はれてゐる。自分の云はんとするところは、ただこれだけの問題である。

寺内伯が、此の内閣を樹てられる際、或る一派の提携を斷然斥けられたといふ、その自信と勇氣とに、私は敬意を表する者である。伯の理想は、なまじひ一黨一派の援けを得るよりも、今日千載一遇の時局に大仕事をするためには、一切の恩

怨なし、一切の黨派なし、謂ゆる誠心誠意、帝國の爲めに是と認むるところの政治をしたならば、定めし何人も賛成してくれると謂ふにあつたらう。衆議院は、何故に、豫め黨派がなければ、組閣が出来ないと云ふのか。銀行會社の總會の如きは、豫め黨派はない。だが、當事者が會社の利益と認むるものは、株主の大多數は之を賛成する。國家もまた然りである。伯はおそらく、斯様な理想を以て、此の内閣を組織されたことと思ふ。さりながら、これは一種の理想である。或は遠き未來には、實現出来ることもあるかも知れぬ。如何にせん、現在では決して出来ない。——確に出来ない。また近き未來にも、確に出来ないのである。

然らば今日、寺内伯が現實に仕事を——謂ゆる百年振に一度あるか、五十年振に一度あるかといふ、此の帝國に與へられた機會に、仕事をしようといふの——遠き未來にも實現の覺束ない理想を以て、誠心誠意で遣りさへすれば出来るといふことは、あまり現實と遠ざかつた考へ方ではあるまいか。むろん一種の理想は尊敬する。尊敬はするが、事實には没交渉である。現に伯も困られて居るではないか。我々が反對する。憲政會も反對する。政友會でも、あまり

賛成では無ささうである。然らば、如何にして圓滿に此の大政を遂行されるか。伯が大命を拜される時に、種々なる御苦心はあられたであらうが、よほど現實と遠ざかつて居られたと云ふことを、遺憾に存する。と。

……同君の演説中、拍手の聲は、屢、議場を撼がした。

犬養君の所説は、平明なる政治上の常識である。その間、何等の誇張と粉飾とを用ゐずに、ただちに、立憲政治すなはち議會政治に對する、政黨存在の必然性を説いたものに外ならぬのである。故に、ただこれだけの常識さへ持つてをれば、専制政治の衣鉢を繼ぐ超然内閣の善政主義や、またそれよりも一層——議會政治に對する——無理解と惡意とを示す、謂ゆる一國一黨主義などを、國民の前へ、慥面もなく持ち出すわけには行かない筈のものである。然るに、寺内伯とも謂はるゝほどの人が、笑止千萬にも、かやうな解りやすい事實の認識すら有せず、政府は衆議院に基礎を持たずとも、國務の遂行は可能であると思つたのである！ 犬養君の舌鋒は、此の點を突いて、奕々たる精彩を放つた。

だが、犬養君の超然内閣反對論は、同君の言の如く、單に既往の事實に即した解説に止まつてゐた。解説としては夫れでよいが、しかし、實際の政治行動を支配する政黨政治の指導原理としては、事實に即するとともに、その事實を透して、そこに確乎不動の信念を把握するにあらざれば、本當の生きた力とはなり得ない。苟くも此の信念を把握し得ざるかぎり、その政治家の心境は、その時々都合次第で絶えず變化を餘儀なくされる。といふことを、私たちは忘れてはならなかつた。

不信任決議案は、上記の本文の示すやうに、二箇の理由から成り立つてゐた。その一は、内閣の非立憲的構成。他の一は、時局に對する無經驗である。犬養君の説明は、進んで、後者におよんだ。

此の内閣が出来まして以來、四箇月の間に、著しき仕事はないと云ふ攻撃もある。併しながら、私は、これは十分の寛恕を與へたいと思ふ。無論大仕事に向つて、僅々四箇月の間に、總ての計畫を立てると云ふのは、餘程困難な問題である。私は左様に苛酷に責める者

ではない。現に此の四箇月間に定められた事柄に於いても、是なる事は是なりと私は認めて居る。即ち對支外交の如き、確に從來の弊害列國猜疑の原因となるべき事柄、隣邦の疑懼を喚起する如き原因は、一切のものを斷つたと云ふことに於いては、確に私は賛成である。

從來のものとは違つて居る。是は確に私は宜しいと云ふ裏書は、反對の政府と雖も爲すに憚からぬのである。併しながら、憲政會に向つて御寛恕を受けたい。私は既往を咎めるのではありません。既往を擧げて、憲政會諸君の感觸に觸れることを好むものではない。併しながら、私は賛成は賛成である。反對は反對であると云ふことを明かにする一事として擧げねばならぬのである。而して支那に對する大體の方針を改められたと云ふことは、吾々は感謝することに吝なるものでない。

併しながらこれとても、内閣の微力は確に現はれて居る。(略)斯く云へば、私は内閣諸公の能力を批評するが如き言語に當るかも知れませぬが、私は決して内閣諸公の技倆能力を批評せんと試みるものではありません。斯様なる薄弱なる組立では、仕事が出来ないと云ふことだけを表明したいのであります。

自席で耳を傾けてゐた私は、おもはず苦笑した。これならば、不信任決議案の賛成演説にもなれば、また反對演説にもなり得るのである。寺内内閣は微力である。だから信任は出来にくい。しかし、仕組みさへ更へれば、強くならう。さすれば、信任は出来ぬこともない。——そこで外交調査會が出来て、犬養君は、内閣を擁護した。が、それは後のことである。

此の日、犬養君の辯は、斯うして縷々數千言。謂ゆる往くが如くして還り、還るが如くして往き、遂に、その結論において、『……………私は寺内伯爵の爲めに、甚だ遺憾に存する。是迄の名譽ある經歷を有つてゐられながら、此の艱難なる時局に身を挺して當られたと云ふ誠意に對しては、滿腹の敬意を表する者であります。併しながら、如何に誠意があらはれても、仕事を爲すべきだけの順序を付けられなければ、徒勞に屬するが故に、遺憾ながら、内閣諸公は、時局の爲めに自ら省みて、處決せられるといふことを希ふものである。是だけが、趣旨であります』と。辛うじて不信任決議案提出本來の立場に復つて、降壇した。

入れ代つて、演壇には政友會の元田肇君が現はれた。犬養君は、其の所論に、ちよつと是々非々らしいことを云つたが、しかし、是々非々主義は、もちろん政友會が、本家本元である。殊に元田君は、不信任決議案反對の辯士としての立場から、極力、前内閣の施設を「非」とするところに、現内閣を「是」とするの論據を求めた。

元田君の反對論は、要するに、不信任案には、越旨において、反對でない。しかし、決議には反對する。何故なら時期尙早であるからだ、と云ふにあつた。政友會は後に普選案でも、時期尙早の理由で、幾度となく、反對した。「時期尙早」は「黨勢擴張」とともに、原君以來、此の一派を支配する、指導的原理と見るべきであつた。

寺内伯は、元田君に次いで登壇した。さうして、豫じめ用意された原稿により、政府の所信を聲明したが、要旨は、前日の施政方針に關する演説の内容と異るところはなかつた。ただ聲明の後半におよび、猛然攻勢に轉じて、不信任決議案の理由を駁し、最後に、斷乎反對黨と決戦の意あるを明かにした。「諸君は、其の職責に顧みて、政府の提出する議案を審議し、公平なる判斷を下して、國務を滯滞せし

めざるの義務を有する。内閣は、大權の發動に因つて進退する外、徒らに、外間の容喙を許すべきものでない。諸君が、帝國憲法の規定に依らざるの行動を敢てして、強いて不信任を決議せんとするにおいては、政府は、其の確信する所において、必要なる措置を取らざるを得ない」と云つた。それが何を意味するかは、説くまでもない。解散の詔勅が下つたのは、伯の後に登壇した尾崎君が、將に口を開いて伯の所説を駁撃せんとした一刹那であつた。

二、解散理由および總選舉結果

解散に依る第十三回衆議院議員總選舉は、四月二十日を以て行ふ旨、一月末日に發表された。政府は、此の發表に先んじて、地方長官の更迭をなし、二月十日に地方長官會議および司法官會議を開いて、總選舉に對する政府の方針、並に態度を明かにした。地方長官會議席上、内相後藤君が、解散理由に言及して、國民中、殊に智識階級中には、往々當初より解散を希望せし者尠なからざりしのみならず、

政黨の間に於いても、憲政會を除くの外は、概して之を希望する如き情勢を示せり。是は言ふまでもなく、不自然に成立したる多數黨と、不自然に減少せる少數黨との存在する爲め、衆議院の實状は、到底完全なる立憲政治の運用に貢献し得ざるを憂慮したるのあまり、寧ろ解散を希望して、一點の光明を將來に希望したりしなり、云々と訓示したのは、謂ゆる、問ふに落ちずして語るに落ち、寺内首相の「秉公持平」の假面を、みづから剝脱したものに外ならなかつた。憲政會の多數を破つて、少數の政友會を多數にする。これを國民の希望なりとし、解散を以て此の希望に副はんとしたところに、政府の使命があつたのである！そこで、部下の諸官吏は、競うてその使命の遂行に協戮した結果、この總選舉において、政友會は解散前の百十一名より百五十八名に、國民黨は同様二十八名より三十六名に、各増加し、憲政會は、二百名より百十九名に激減した。

他に無所屬といふのが六十八名選出された。そのうちの新議員と、曩に解散した公正會の一部議員とが集つて、維新會といふ御用黨を作つた。選舉戰中、後藤内相は、「貴重なる一票を何人に投すべき乎」議會解散に對する現内閣の方針等の刷り物を、殆ど有權者の各戸に配り、また内相が、杏林出身であるところから、全國の醫師團の應援を求めて、醫師の立候補を慫慂する等、力めて至らざるなく、其の他選舉方面のことは、後藤、田兩相が主として之に當つたが、國民は流石に、此の内閣諸公よりも賢明で、折角の奔走も概ね水泡に歸し、當選後、右の維新會に入り、政府直屬の御用議員となつたものは、僅に四十二名に過ぎなかつた。之に關しては、政論家馬場恒吾君の記述が、最も肯綮に當つてゐた。左に引用して、私の叙述を省くこととする。

……正面の反對黨を代表する尾崎行雄君が演壇に上ると、政府は尾崎に演説をさせないで、衆議院解散の詔勅を傳達した。

かうした無情な遣り方は、どの位寺内内閣の聲價を墜したか判らぬ。政府側の人は、政府が巧妙な作戦で、反對黨の口を封じたと云つて得意然たるものもあつたが、政府が堂々たる戦ひを避けた事が、直ちに政府の無氣力を推定せしめるのであつた。官僚政治家の組織する政府の情けなさには、さうした人心の機微に氣の付く者がなかつた。

已に憲政會を敵に廻はした以上、寺内内閣は、政友會の支持に依頼するより外に、存立す

る餘地はなかつた。政友會の總裁は、強か者の原敬であつた。寺内内閣は、完全に原敬に依つて死命を制せられるに到つた。

解散後の總選舉に於て、内閣は、自分の味方代議士を作らんとした。それで密かに、政友會の候補者に援助を與へて、自分の腹心たらしめんとした。原敬は、内閣に向つてキツパリ援助を斷つた。政友會候補者に好意を表されるのは有難いが、政友會幹部の手を通さずして、直接に候補者を援助する事は、斷然お斷り申すと、原は原一流の齒切れのいゝ文句で、一本釘を差したのである。官僚政治家が他人の敵に、こつそり種蒔をするやうな仕打ちが、癪に障つたと見える。

原はよく話してゐた事がある。寺内内閣は、原に斷られて後、政友會に手を延ばすことは遠慮した。其代りに、寺内内閣直參の候補者を立て、政府直參の與黨八十名を作らんとする計畫を立てた。其計畫を見ると、何分選舉に經驗の乏しい官僚政治家が立てたものであるから、とても見當違ひが多くて、物になつてゐない。それで自分も、氣の毒に思つて、少しは注意して計畫の立直しをやらした。それでも、選舉の結果は、政府直參黨と云ふものは、僅かに四十名當選した許りであつた。全く憫れなものだと。

かうして寺内内閣は、初めから其與黨の政友會に馬鹿にされてゐた………(略)

三、外交調査會と西比利亞出兵

寺内内閣は、總選舉の結果として、直參の御用黨こそ貧弱だつたが、之に政友國民兩黨を加ふるにおいては、優に衆議院の絶對多數を制し得ることとなつた。だが、犬養君の謂ゆる、内閣の「組立」が從來のまゝでは、國民黨はもちろん、政友會といへども、意を安んじて、與黨振るわけに行かなかつた。「秉公持平」の看板を取り下げて、何等か別の「組立」をする必要が起つた。そこで後藤君等が、種々首を捻つた末、思ひついたのは、先年觀樹將軍の肝煎りで出來てゐた三黨首會合の覺書である。同君は、實行困難のため、それ以來、將軍の篋底に收められてゐた此の覺書を材料に、寺内伯を説いて、たうとう臨時外交調査委員會なる素破らしい大きな屋臺を、組立てゝしまつた。六月五日に其の官制が發布された。

官制には、第一條、宮中ニ臨時外交調査委員會ヲ設ケ 天皇ニ直隸シテ、時局ニ關スル重

要ノ案件ヲ考查審議セシム。第二條、臨時外交調査委員會ハ、總裁一人、委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス。第三條、總裁ハ、内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ内閣總理大臣、國務大臣、若クハ國務大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタルモノ、國務大臣タリシモノ、又ハ親任官ノ中ヨリ簡拔シテ之ヲ勅命ス、とあり。農相仲小路君の如きは、官制發布當時、外交調査委員會ハ、純然たる諮問機關であつて、其の決議を實行すると否とは、内閣の隨意である、など云つてゐたが、後ち寺内首相は、第三十九回帝國議會の衆議院における答辯において、外交調査委員會の職務を以て、樞密院の職務と同一のものであるとした。ただ、前者は、諮詢を待つことなく自ら進んで行ふに反し、後者は、諮詢を待つて行ふのみだと云つた。要するに、それは、國務大臣以外に、天皇を輔弼するの機關憲法自身の認めたる樞密院、および本來國務大臣の輔弼の範圍外に在る國務の機關——元帥府、軍事參議院等の統帥作用に關する機關——を除くを設けた點において、憲法違反の批難をうくべき、時代離れのした組立であつた。

委員の發表前、加藤伯は、寺内伯より就任の内交渉をうけたが、伯は直ちに、覺書を以て、之を拒絶した。「觀樹將軍回顧録」によれば、原は喜びもしなかつたが、受け

ることは受けた。それは、責任を自分が負はねばならぬと云ふ用心もあつたからだ。犬養はアレの立場として、官僚を助けると云ふ名義が出来たのだ。外交調査會は、斯うして出来たのであつた。閣外より任命された人々は、原、犬養、兩君の外、平田、東、助子、牧、野、伸、顯、伯、伊、東、巳、代、治、伯の三人であつた。樞密顧問官は、むかしも今も、自他ともに、帝國憲法の番人を以て、許してをる。其の自信に充ちた人々が、憲法違反の疑義を招くに餘りある、斯うした機關に参加した！かういふ不可思議な出来事は、今もむかしに變るところはないのである。

加藤伯の覺書にいふ。

外交に關して、國論の一致を期するは、固より希望する所なるも、内閣以外、天皇直屬の機關を設けて、事實上、國務大臣に制肘を加ふるの虞ある如きは、輔弼の責を嚴明にする所以にあらざるのみならず、斯くの如き方針に依り、所期の目的を達せんとするは、極めて困難なりと信ず。然れども、外交事項に關し、各方面の意向を徵するを便とせらるゝ場合に於て、卑見を求めらるゝことあらば、所見を開陳し、當局の參考に供するは、固より辭する所にあらず。若し夫れ、此際、閣國の有力者を網羅し、國內の統一を圖らんと欲せば、寧ろ舉國一

致内閣の樹立を計畫するを適當なりと信ず。

と。しかし、内閣以外に、天皇直屬の機關を設ける事其の事は、決して憲法違反でない。私たちが憲法違反の疑義ありと謂ふのは、其の機關——すなはち國務大臣以外のもの、參加した機關が、國務上の輔弼を行ふものとして、直接に天皇に隸屬する事、その事をさすのである。だが、政治家としての加藤伯は、憲法理論に立つよりも、寧ろ憲法運用論に重きを置き、他方、その實際上の效用により、以上重きを置いて、それほど、舉國一致が望ましいなら、將來面倒の起りやすい、そんな餘計な組立をせず、堂々と、舉國一致内閣を計畫しては、什麼かと云つた。いかにも加藤伯らしい逆襲的覺書であつた。

すると、難者の或るものは、伯が前年、觀樹將軍邸で、三黨首會合の上、外交および國防の方針を、一定するに力め、且つ之が遂行に就いては、一致協力すべきを申合せながら、斯様な覺書を以て拒絶するのは、背信の行爲でないかと責めた。伯は言下に之を駁して、莫迦なことを云ふものでない。斯様な申合せは、三黨首の中の何人かが、責任の地位に立つた場合の假定の下になされたものだ。さうして、其の場合においても、當局者は、或は意見を聴き、

或は經過を告げて、成るべく豫め相互の了解を得るに力めようといふのが、其の趣旨であつた。苟くも國務大臣以外のものが、外交上の事柄に就いて責任を分つといふ、さやうな不當な申合せが、出來るとおもふか。と、苦笑してゐた。

憲法論は兎に角、果して加藤伯の言の如く、外交調査委員會が出來てから、寺内内閣の外交は、事ごとに、委員諸公の制肘を免がれなかつた。その對支外交において、組閣當初より、總理段祺瑞を中心とする北方派に好意を寄せ、諸種の援助を與へたことは、寺内内閣の援段政策として、世間周知の事實である。いまにそれは、此の内閣が、西原龜三なる一人物を介して、段政府との間に成立せしめた、八種一億四千五百萬圓(其の内償還されたるは京義水災借款五百萬圓のみ)の、謂ゆる西原借款なる、驚くべき失敗の遺物が、この事實を雄辯に語つてゐる。然るに、此の援段政策は、委員諸公の猛烈なる反對によつて、次第に動搖を餘儀なくされ、寺内伯は、後に内政不干涉を口實として、段政府に敵對する南方政府にも、また秋波を送らざるを得なかつた。そこで、前内閣の外政刷新を標榜し、これを組閣の

一大眼目たるかの如く誇稱してゐた寺内内閣の對支外交は、完全に、南北兩派より、輕悔の的とされてしまつた。

そこへ、西比利亞出兵問題が起つた。事の顛末を書くに長くなるが、簡単に要を撮めば、世界大戰前、埃國の支配下にあつた、チエツコ・スロヴァキア人が、大戰開始以來、民族を等しうする露國人との戦ひを避け、或ひは露軍に投降し、或ひは郷土を脱して續々露國に逃げ込んできた。その總數は、二十萬内外の多きに達し、うちの半數は、西比利亞に居た。これらのチエツコ人の希望は、浦鹽より海路西、部戦線に赴いて、聯合國軍に合體するにあつた。ところが露國では、寺内内閣の總選舉中に革命が起り、次いで、過激派政府が組織されて、露獨間に單獨講和が締結され、露國內の獨塊捕虜や、之に同情を有する露國人のため、途を遮ぎられて、容易に浦鹽へ東進してくることが出来ない。聯合軍では、一兵でも味方が必要だつたので、米國政府を通じて、我國へ出兵を求め、米國とともに（英佛兩國は露國の北南各方面に出兵す）西比利亞へ日本軍を繰出して、チエツコ人の東進を援助して呉れと云つて來たのであつた。

寺内伯にとつて、米國の申出は、諺に謂ふ渡りに船であつた。政府部内には、中歐同盟國の勢力の東漸、過激派の跋扈、西比利亞方面の無秩序等から、疾くに出兵説を唱ふるものが尠くなかつた。これらの出兵論者は、この機を逸せず、大々的に、我軍を派遣すべしと主張した。その主張の代表者は、本野外相で、寺内伯がこれに賛同したのは謂ふまでもない。然るに、出兵問題を、外交調査委員會に懸けると、強硬なる反對論が、原君の口から出た。原君は、此の際、規模を擴大しての自主的出兵は、斷然不可である。單に米國の顔をたて、チエツコ救援の目的を達するだけにとどめるがよいと云つた。原君の意見には、牧野伯も賛成だつた。内閣側は、たうとう原牧野兩君の意見に壓しられ、寺内伯以下自説を抛つて、限局的出兵に甘んずることとなつた。

寺内伯等の主張する如き、自主的出兵には、加藤伯はじめ私たちも、大反對であつた。國家のためには、原君の説が通つて實に可かつた。が、寺内内閣にとつては、内閣が内閣以外の機關によつて、左右せらるゝといふ事實を、これで、すつか

り暴露したわけで、およそ寺内内閣の箔を剥がし、國務大臣の威信を失墜するに、申し分のない出来事であつた。

寺内内閣は之により、大正七年八月二日、出兵宣言を發表し、大谷大將を派遣軍司令官として、第十二師團を浦鹽に上陸せしめた。その兵數および出動の地點に就いては、米國と更に照復して、或る程度まで之を増加擴大し得る條件を獲得してゐた。

しかし、これらの條件を得たことが、後に至つて、非常に我國家に災ひした。駐兵二年、巨額の國帑を消耗し、三萬の皇軍を曠野積雪に曝した上、謂ゆる過激派の反感を喰つて、原内閣の大正九年三月には、尼港事件なる未曾有の大慘禍に遭遇した。一方、我帝國が英米諸國と共同出兵し、その救援に努めたことによつて、幸に西部戦線に進出し、爲めに、戦勝後、建國の宿志を達するを得たチエツコスロヴァキアは、什麼かといふに、本年（昭和八年）初頭、壽府における國際聯盟會議に、抗日の急先鋒となり、小國側をリードして、極力、會議の空氣を險惡化し、遂に我國の脱退を餘儀なからしむる動因の一となつた。之をみても、外政の衝に立つものが、迂濶々としてゐるては、いつ什麼な目にあふか、知れたものではない。

四、寺内伯倒れ原君起つ

總選舉後の第三十九臨時議會において、憲政會は、内閣不信任案に、内相不信任案に、將た外交調査會廢止案に、不屈不撓の意氣を鼓し、全力を擧げて政府を猛襲したが、いずれも、少數を以て否決された。内閣不信任決議案に對する國民黨の變節顛末は、前章に述べたが、本議會において、同黨總務關直彦君の反對の趣旨は、現内閣の交迭を希望する點において、吾人は決して人後に落つるものでない。しかも如何にせん、今日世界の情勢は、衝突と紛擾を重ね、現内閣を交迭せしむる間の時間と努力の猶豫を許さぬと云ふにあつた。しかしそれならば、前議會に憲政會に交渉して、不信任決議案を提出することも許さなかつた筈であるが、要するに彼等は、憲政會の多數を叩き落して、大隈内閣以來の鬱憤を晴らし、同時に、敵黨の政友會に合流して、多少にても政權に近づくことが出来たら、その議會行動の能事は、すなはち終る、といふわけであつた。

次いで第四十議會は、此の年(大正六年)十二月二十五日に召集された。此の議會に、政府が新規要求として提出したのは、八六艦隊完成の計畫(六箇年繼續事業費三億五十四萬圓の年度割額軍艦建造費二千五百四十四萬圓)を始め、陸軍兵器の改善、製鐵所擴張等であつた。なほこの外、臨時軍事費の追加に基く膨大なる豫算を編成し、これに伴ふ財源を、増税と公債増發に求むるため、税制の改革を提議し、他方、また新議案として、衆議院議員選舉法改正案を提出した。しかし、政友會は、唯々として政府の驅使に従ふものでなかつた。

元來、原君等が、此の内閣を支持してゐるのは、寺内伯に推服して、伯の御用を勤めるためでは、毛頭ない。原君の意は、伯を屈伏せしめて、自家の用をおもふがままになさしめんために外ならなかつた。ところが伯に、若し山縣公の力量の半分ほどでもあれば、いかに原君の多智を以てするとも、所詮は、五分五分に終つたであらう。原君の先輩星君の、剛愎と辣腕を以てして、なほ且つ、第二次山縣内閣の御用を散々勤め、揚句のはてに、背負投げを食つたことは、私の「回想録」の中にも

之を叙べた。(回想録第二二七頁―第二二九頁)。如何にせん、原君の聰明は、遙に星君に勝り、伯の巧慧は、遠く公に劣つてゐたので、兩人の取組みは、殆ど相撲にはならなかつた。第四十議會において、原君は、政府の税制案に大修正を加へ、伯をして豫算の編成替までも行はしめ、また既に樞密院の諮詢を経たる、選舉法改正案の如きも、これを撤回するの止むなきに至らしめ、一方政友會の人気收攬策たる義務教育費國庫負擔法を、伯に迫つて、新設せしめた。

憲政會は此の議會において、三たび内閣不信任案を提出した。提案の理由は、以上述ぶる如き、『重大の國務に關し、交譲に藉口して、自己の主張を二三にするに至つては、恥を知らざるの甚しきものなり。閣員の責任を解せざる、未だ曾て現内閣の如きはあらず』といふにあつた。案は、與黨の爲めに、一蹴されたけれども、貴族院では、憲政會と其の所見を齊しうし、政府の無責任極る態度に對し、遂に彈劾的警告を發した。

山縣直系の内閣が、貴族院に見離さるゝに至つては、いかにお味方黨の介抱をうけて、其の命數を續がんとするも、最早や致死期は、目前に迫つてゐた。私は、此の議會の衆議院の質問戦第二日目（一月二十三日）に、海軍充實計畫以下、増税、減債等五項目に互つて、主務大臣に質問を放つた。その最後に、『政府は社會政策に就き、何等かの抱負ありや。中流階級以下の生活困難、農民の負擔過重、これ等を救済するは、刻下の急務にあらずや。その他、疾病保險、勞働保險等に關し、政府に何等かの意見ありや』と問ふた。加藤海相の答辯後、藏相勝田君は起つて、

物價騰貴には、臨時と一般的との二つの原因があり。その差に依つて、豫算の計上にも、形式を異にせるものがある。政府は將來成るべく物價騰貴の勢を抑止するが、戦後においても、今日の如き騰貴が維持せらるゝや否やは、疑問である。云々。

と答へた。實に此上なき天下泰平の答辯であつた。しかも、物價暴騰の趨勢は、始んど底止するところなく、就中、米價は、議會後、實に前代未聞の狂騰を敢てし、國民大衆の生活を極度に脅かせる結果、遂に八月に至つて謂ゆる米騒動を勃發した。さうして、その打撃によつて、寺内内閣の瓦解をみたのは、此の年（大正七年）九月二十一日であつた。

月二十一日であつた。

後繼内閣組織の大命は、始め西園寺公に降り、公の拜辭に依つて、九月二十七日、原君に降下し、二十九日に、原内閣は成立した。

原内閣の成立！ 私たちは之を電知して、おもはず萬歳を叫ばずに居られなかつた。多年積威に誇る超然内閣は打倒され、いよゝゝいま、名實ともに完全なる政黨内閣は、實現したのである。此のよろこぶべき事實の前に、黨派の如何の如きは、問題ではなかつた。私たちの衷心の期待は、一に此の原内閣が、我國の政黨政治の確立のために、奮つて最善を盡さんことであつた。その他のことは、論ずべきではなかつた。知らず、原内閣は、私たちの此の絶大のよろこびと、此の熱烈なる期待に、果して、何を以て、酬いたであらう乎。

第四 原内閣の展望 上

原内閣の成立に對しては、一部の官僚政治家を除き、輿論は私たちと同様、多大の満足を表してゐた。これは、原君以下の自賛するが如き、政友會内閣なるが爲めでは、もちろん無かつた。政友會の黨弊に關しては、山本内閣以來、國民の記憶に當時なほ甚だ新たなるものありしは云ふを俟たぬ。然るに、夫れにも拘らず、輿論が此の内閣をよろこび迎へたのは、寺内内閣の謂ゆる「善政」政治に懲々した餘り、新内閣が純然たる政黨内閣たることによつて、其の政治は、尠くとも從來に反し、民意を尊重して行はるべきを豫想し得たからであつた。云ひ換ふれば、國民の政治生活は、斷じて専制政治の末流たる超然内閣の施爲を排し、たとひ善きにせよ、善からぬにせよ、國家の議政機關に基礎を置く、政黨政治の運用に俟たねばならぬことを、國民多數が、おのづから自覺し來れる結果に外ならなかつ

た。

國民の政治的自覺が、こゝに到達するためには、直接間接、種々の原因を考ふべきであるが、そのうち、何よりも最大の原因は、世界大戰亂の影響であつた。英佛米を始め聯合國側にては、這回の大戰爭を以て、デモクラシーとミリタリズムとの衝突の結果なりとし、その終局において、獨塊の軍國主義が、必ず聯合國の民本主義に、屈服すべきを高調して止まなかつた。我國においても、參戰以來、國內の教育機關乃至指導機關は、擧つてこれら與國の論調を演繹し、極力、國民の奮起覺醒を促した爲め、戰局が豫想の如く聯合國の勝利を以て終結するや、果然、デモクラシーを謳歌するの聲は、さながら春潮の如く、國民大衆の間に湧き起り、同時に、民本主義的政治意識は、國民の政治的正義を、直ちに國政に反映せしめずんば止まざる、熱烈の要求となつて現はれた。

世界戰後すなはち原内閣時代において、我國に普選運動が極めて急激に喚起

されたことは、取りも直さず、右の國民的要求に基くものであるが、この事は後に述べよう。兎に角、國民の多数が、その政治生活の中心を議會に求め、議會に多数を有する政黨政治を以て、憲政の常道なりとする信念のもとに、原内閣の成立を驩迎する迄に、目覺めて來たのは、我憲政史上特筆大書に値する出來事であつた。

一、國民の政治的正義の前に

私たちは、此の國民の政治的自覺の前に、轉た肅然たらざるを得なかつた。何故なら、これは、私たち政黨政治家のために此上なき悦びであるとともに、また何物にも代へがたき重且つ大なる責任を感せしめずには置かなかつたからだ。原内閣にして、眞に憲政の大義に立脚し、民意を汲んで、此の際、最善の施設を懈らないならば、我國における政黨政治は、茲にまつたく確立し、今後復た、官僚軍閥の跋扈跳梁を見るが如きことは無いであらう。しかし、此の内閣が、若し國民の自覺を裏切り、この切實の期待に背反して、徒らに黨利黨略に没頭し、國策の運営

を誤るにおいては、國民大衆は、政黨政治に多大の幻滅を感ずる結果、將來ふたゝび、特權階級の手に政治を掌握せらるゝに至るも、最早、何等格別の關心をも有せざるに至るであらう。原内閣は、此の意味において、實に我が憲政を逆轉せしむると否との、重大なる分岐點に立たしめられたものであつた。

だが、これは、單り原内閣のみの問題ではなかつた。原内閣の行動の當否如何は、直接に、私たち自家頭上の大問題であつた。原内閣の行動が幸ひに善ければ、私たちの政治は、國民の期待に副ひえて、將來ますます發展の一路に進まう。不幸にして悪るれば、せつかく私たちの築きあげたる政黨政治は、たちまち國民の支持を失ふて、現在の地位より顛落せざるを得ない。原内閣が善いか悪いかと謂ふことは、すなはち私たちの行動が、善いか悪いかと謂ふことであつた。原内閣の成立に際して、私たちが、反對黨たる立場を捨て、歡喜し、且つ與黨の人々以上に、責任の重大なるを覺えたのは、取りも直さず、これが爲めであつた。

私をして忌憚なく謂はしむれば、政友會が政黨としての特徴は、常に理論を遠

ざけて實行を主とする點にあつた。或ひは情意投合といひ、或ひは是々非々といひ、力めて其の態度を曖昧にして、政權を獲得するを得意とした。斯かる政黨がその黨首に、原君の如き現實家を戴いたことは、其の特徴を發揮するに、絶好の指導者を得たわけであつた。

原君とて、あながち、主義主張を無視した人ではなかつた。ただ君は、主義主張を説く前に、先づ實行を云ひ、常に實行可能の範圍内に、其の主義主張を置いた。さうして之が實行に際し、君は何人の追隨をも許さざる熱心と精力と剛慢とを以てした。星亨以來の政友會の指導精神は、君によつて一段の光彩を放つた。

原君は、個人としては、極めて寡慾清廉の人であつた。しかも黨首としては、極めて大膽に、利權に近接するを辭しなかつた。君が利權を取るのには、取るが爲めにあらずして、與へんが爲めであつた。君が西園寺内閣に内相たりし時、私は君を訪ふて、談、偶々此の事におよぶや、君は、官位も與へぬ、金も遣らぬといふのでは、人は動かせるものでない。せめて利權でも、と云つて唇邊に微笑を浮べた。

君の一黨が、君に悦服し、君を黨首に推戴して、大に黨勢を擴張した所以は、實にこゝにあつた。

私は多年の交遊によつて、君の偉器を知り、君の聰明を識つてゐた。しかも、その聰明を以てして、黨員に利權を與ふるの弊が直接黄金を以て買収する以上に、政黨政治の病根を深からしむるものたることに氣づかない様子を見て、私は君の爲めに心から痛惜せずに居られなかつた。總務時代の君であれば、それでも可かつた。いまや、總裁として、一黨を率ゐ、廟廊に立つを見るにおよんで、私は國家のために、切に君の省慮と自重を望まざるを得なかつた。

一、原内閣に對する加藤伯の宣明

憲政會では、原内閣の成立後二日、すなはち十月一日に、在京代議士會を開き、席上加藤伯は、新内閣に對する黨の態度を宣明した。

伯はいふ『國民的基礎の上に、鞏固なる政府を樹立し、以て政機の運用を圖るは、

憲政の本義なること、我黨年來の主張である。今次、寺内伯の辭意内奏以來、多少の曲折を経たるも、大勢の趨くところ、終に政黨を基礎とする内閣の成立を見たのは、形式においては、憲政が其の常軌に復せるものと認むるを得べく、我黨主張の貫徹せられたるものとして、憲政の前途の爲め慶賀すべきところである」と。さうして伯は、此の意味より『折角憲政が常軌に復したる場合において、新内閣は宜しく、公明なる態度を以て、向後の政局に對し、以て憲政の發達に努めんことを望む。これ實に、原内閣に對する國民一般の期待なるべきを信する』と警告し、更らに私たちに對して、次の如く所信を述べたのである。

元來、政友會は我黨と異り、黨の政策なるものを發表せざるを常とし、多くの場合において、謂ゆる白紙主義を執つてきてをる。しかも其の時に臨み機に應じて爲すところを見るに、吾人の同意し難き點頗る多い。

惟ふに、政黨および政府が國家經綸の大策に關し、其の政見を公表し、國民の嚮ふところを示すは、實に憲政の要義とする。原君は、此の機會において、從來の謂ゆる白紙主義を抛棄し、特に曖昧摸稜を避け、時勢に順應したる適切なる政綱政策を發表して、勇斷敢行せら

れんことを望む。我黨は、從來公表したる政綱政策に従ひ、又時々決定すべき方針に基き、現内閣に對する我黨の態度を、天下に表明するであらう。若し不幸にして、新内閣の施設、我黨の主張と相容れざるにおいては、我黨は、國家の爲め、適當の措置を執るに躊躇しないのである。

私は、この宣明は、實に堂々たるものであるとおもふ。政黨政治は、夫れが二大政黨の對立に依つて行はるゝにせよ。或ひは少數黨の分立のもとに運用せらるゝにもせよ。總じて、一の政黨が内閣を組織して、國務の遂行に當る場合、他の政黨は野に在つて、之に自由に論議批判を加へる。其の論議批判の見地は、各黨各自の政綱政策に據るのであつて、其の政策一致すれば賛同し、其の政綱反すれば攻撃する。時に、攻撃に次ぐに攻撃を以てし、倒閣の目的を達して後ち止む場合もあらう。要するに、政黨相互が斯くすることに依つて、常に民意をありのままに、實際政治に反映し、國政の衝に當る者をして、非違專斷の行爲に出づる能はざらしむるに至るのである。

一部の人士は、政争の苛辣に涉るを憂ひ、政黨政治において、攻撃を事とするを不可とするものもあるが、およそ攻撃すべからざることに攻撃するは不可。苟くも攻撃すべきものあらば、堂々と之を攻撃してこそ、始めて國民の政治的正義を、實際政治に加へ得るのである。すなはち、他の政黨は、當の政黨の行動に對し、絶えず攻撃すべき點無きやを注視し、當の政黨は、他の政黨の注視に對し、常に戒心して攻撃の餘地なからしむるに力める。斯くすることに依つて、政界は不斷に肅清し、政務は荒怠を免がれて、一國の政治に潑刺たる鮮新の氣を帶ぶるに至るのである。政黨政治の妙用は、茲に存する、と同時に、政黨政治を以て、憲政の常道なりとなす所以も、また實に茲に存する。ちかごろ、一國一黨主義などを、我物顔に唱ふるものもあるやうだが、斯かる論者は、いまだ、眞に政黨政治の何物たるかを解しないのである。政友會が、屢々大多數を制して、政界の分野を壟斷しながら、時の政府と苟合妥協して、宛然謂ゆる一國一黨の觀を爲せる時代、如何に多くの政弊が醗酵されたかを考ふれば、噫にも斯様な未熟の言議は、爲し得べき筈のものではないのである。

三、原君の應酬と所謂四大政綱

憲政會の在京代議士會に次いで、政友會では十月五日、協議員會を開いた。原君は、其の席上、内閣成立に就いての挨拶中に、透かさず、加藤伯の宣明の辭に應酬し、予の主張は、機會ある毎に、世上に公表して居る。今更ら之を繰返すの必要はなく、また殊更らに抽象的政綱を提げて、世に示すの必要もない。大體において、現に目前に横はる内外數多の問題は、速に相當なる解決を爲さざるべからざること勿論の次第であるが、なほその外國家永遠に互る諸問題、すなはち、我黨が多年主張し來れる教育の改善、交通機關の整備、および國防問題の如きは、いづれも財政と伴はざるを得ない關係上、豫算編成に餘日なき今日においては、遺憾ながら充分なる施設を爲すことは出來ぬ。しかし、予は野に在ると朝に在るとに依つて、其の説を二三にするものでない。予は特に意を此に注ぎ、之が實行を期せんと欲するものである、と云つた。

次いで原君は十月十一日、東京商業會議所主催の招待會に臨むや、其の挨拶に兼ねて、内閣の施政方針に言及し、政府において將に實行せんとするところの政綱を、次の四項に分つて説明した。

第一、根本的方針として教育の改善を要す。

第二、交通機關の整備を爲さざるべからず。

第三、國防の充實を緊要とす。

第四、刻下の問題、即ち物價問題に關しては、ひとり米價のみと云はず、一般物價の調節を必要とす。

しかし、物價調節の如き消極的の響きをもつ政策施設は、原君の好むところではなかつた。原君の意は、財界の人氣に逆はずして、人氣に投じ、寧ろ大に人氣を煽揚して、現内閣の經綸を謳歌せしめんとするに在つた。それゆゑに、此の内閣は、物價調節に根本的關係を有する通貨問題には、一指をも觸れずして、ただ寺内内閣が勅令および省令を以て制定公布せる米穀收用令と、暴利取締令とを存續して、僅に當面を糊塗するに過ぎなかつた。農相山本(達雄)君は、十月中旬に、之に

對する意見を非公式に發表して、いふ、『この法令は、恰も名劍利刃の如きものに、容易に用ふべきにあらず。我輩は、之を先代より譲り受けたる寶刀として、堅く鞘に藏め置かんとするものなり』と。かく非立憲内閣の遺物を、腰間に横へて、國民の經濟生活を保證し得るならば、政黨内閣の國務大臣は、西南役の廢兵を以てするも可。敢て聰明なる立憲政友會の總裁以下を煩はすの要はないであらう。

我國の通貨は、原内閣の成立直後において、兌換券總額約九億圓、之に硬貨並に小額紙幣二億數千萬圓を加へて、無慮十二億圓に垂んとし、更に同年末において、なほ四億圓の増發を見るべき趨勢にあつた。斯く異常なる通貨の膨脹が、いかに物價を暴騰せしめ、またいかに、之によつて、國民多數の生活に脅威を感せしむるか、は、豫め逆睹するに難からぬが故に、憲政會にては、當時、屢々黨議を以て、政府の考慮を促したるに拘らず、原君はじめ藏相高橋(是清子)君の如き、毫も通貨收縮に意を用ゐるところはなかつた。物價騰貴の原因を、専ら戦後海外諸國の需

要激増に歸し、その反動の遠からず來るべきを忘れて、目前の好況に眩惑され、ひたすら、斯黨積年の主張たる積極政策を、新豫算に織り込むことに忙殺されつゝあつた。

謂ゆる積極政策は、その結果よりみて、専ら、公債濫發と増税とによつて、國家百年の財源を涸らし、累を後代の内閣に貽すと同時に、國民の多數をして生活不安に呻吟せしむることとなつた。積極政策は、またの名を放漫政策と謂つた。放漫政策には、通貨を收縮して物價の騰貴を抑止する如きは、もちろん大の禁物であつた。原君は、其の内閣最初の議會(第四十一議會)に臨むに當り、大正八年一月十九日の政友會大會において、曩に述べたる黨の政綱中より、物價調節の一項を、惜しげもなく削り取つた。さうして、之に代ふるに、産業振興および貿易開導の二項を以てし、大會はその旨をうけて、原君の演説後、満場一致可決せる宣言において、『教育を改善し、交通の施設を整備し、産業を振興し、通商貿易を開導し、および陸海の軍備を充實』云々と強調した。

積極政策一名放漫政策の中核をなす政友會の四大政綱は、斯くして愈、原内閣の手によつて實行の機會を捉らへた。その實行に就いて、原君は、大會後、慰勞宴の席上にて、重ねて之を聲明し、黨員の士氣を鼓舞するとともに、君はその演説の終りに、例によつて、『諸君は克く此の意を諒とし、黨勢擴張の爲めに、一層努力奮勵せられんことを望む』と訓示するを忘れなかつた。

四、原内閣の新豫算案成る

原内閣が、最も恵まれたのは、財政の點であつた。内閣の成立は、世界大戰亂の終局に當り、我國の富の最も充溢した時代であつた。すなはち政府が、その經綸を行ふためには、實にこれほど理想的の機會はなかつた。

休戰條約が成立したのは、此の年(大正七年)十一月十一日であつた。願れば大正三年八月、戦端を開いて以來、年を闔みすること茲に四箇年有餘、戦費無慮二千八百五十六億八

千五百萬圓(交戦國負債總額二千七百四十八億八千萬圓)に上つた此の曠古の大戦争は、我國經濟界に大刺戟を與へ、此の期間(自大正三年八月至同七年末)において、事業計畫の資本總額は五十億圓(内拂込資本總額二十億圓)に達し、銀行預金は二十億六千萬圓より六十二億九千餘萬圓に、郵便貯金は二億餘萬圓より五億五千萬圓に各増加し、また對外關係において、開戦以來の輸出總額五十六億一千餘萬圓、輸入總額四十一億五千餘萬圓、差引輸出超過十四億六千餘萬圓を算し、別に貿易外の收入超過十三億二千餘圓に及び、我國國際貸借上における受取勘定は、合計二十七億八千餘萬圓に達したのである。これは大戦中、歐洲交戦國が孰れも軍需品の製造に逐はれ、一般工業に従事することが出来なかつた爲めに、我國の商品は外國製品に代りて、海外に進出せるのみならず、歐洲交戦國に對し軍需品其他工業製造品を盛んに輸出し、且つ戦争に關係して、海運收入の如き、非常の巨額に上つたからであるのは謂ふ迄もない。その結果、政府並に民間の外債償還、外債買戻および對外放資は、十二億七千餘萬圓に上り、日本銀行保有の正貨は、戦前三億三千餘萬圓に過ぎなかつたものが、大正七年末には、十五億八千七百六十七萬八千九百九十九圓といふ巨額の數字を現はすに至つた。原内閣が、組閣劈頭、歲計豫算案の編成に莅めるは、蓋し斯様な時であつた。

豫算のことを詳述するのは、餘りに専門的になるから端折るが、原内閣が、その年十二月二十日、貴衆兩院議員に對し内示せる、大正八年度豫算總額は、十二億八千二百餘萬圓におよんでをり、當時において實にこは、劃期的の龐大豫算、(前年度より二億圓増額)と謂ふべきものであつた。この内譯を、極く簡單に記せば、總豫算に在りては、歳入八億九千六百餘萬圓、歳出八億七千四百餘萬圓。(歳入過剩額二千二百餘萬圓は、臨時事件費の財源に充てらる)。同年度追加豫算として、臨時軍事費二億一千七百餘萬圓、臨時事件費一億七千二百萬圓、其他一千八百餘萬圓を計上してゐるのである。

此の豫算面において、新規計畫として組み込まれたるは、

- 一、高等教育機關費、
- 二、鐵道建設改良費増加、
- 三、港灣修築費、
- 四、通信機關擴張改良費、
- 五、殖産事業獎勵費、
- 六、軍備充實費等。

右およそ一億餘萬圓に達する。此の膨脹せる歳出豫算に對し、政府はその財源の不足を、所得稅、酒稅、關稅等の各種租稅に、一億二千餘萬圓、印紙收入に、一千四百餘萬圓、郵便電信電話收入、製鐵所益金、其他各種官業および官有財産收入

において、六千餘萬圓、合計約二億圓の増収を見込み、他は、二億六千萬圓の各種公債の募集によつて之に振當つることとしたのであつた。

右の豫算案に對し、私たちの検討は、その基礎を、次の二點に置かねばならなかつた。すなはち、一は、財政計畫に組み込まれたる數字に對し、他の一は、その財政計畫に現はれたる經綸に對してであつた。前者においては、財界の大勢よりみて、果して大正八年度において、租税および官業益金の自然増収、並に新規公債の募集等、政府の所期する如く可能なりや否やが先決問題であり、後者においては、謂ゆる四大政綱が、國策として幾許の價值を有し、且つそれを實行することが、戰後經營上、緩急その宜しきを得たるものなりや否やが、根本問題であつた。十二億圓の歳出は、もちろん非常の増額であるが、しかもその各費目に互つてその内容を檢すれば、實際の經綸施設に基く經費と謂はんよりも、概ね物價騰貴の結果によることが暴露され、實際は、國防充實の主要項目たる海軍の計畫すら、右の豫算面に現はれてゐず、また交通機關の整備、産業獎勵上の事項等に就いても、幾多

喫緊の施設を、等閑に附せる缺陷があつた。加之、高等教育機關の増設に對しては、原内閣は、御内帑金一千萬圓御下賜の恩命に接し、八年度より十三年度に懸けて未曾有の大規模なる六箇年計畫を確立したのであるが、しかし、これとて、國民教育の基礎を爲す初等教育、並に中等教育の完備において、遺憾の點を尠ならず見受けた。

第四十一議會は、愈、十二月十五日を以て召集された。私は、衆議院の豫算委員の一人に選ばれ、休會明けの一月二十一日、首相および外相並に藏相の演説終るや、例によつて、憲政會を代表し、衆議院における質問戰の火蓋を切ることとなつたのである。

第五 原内閣の展望 中

原君はこれより先き、その組閣と同時に、外相内田(伯)陸相田中(男)兩君、および寺内前首相後藤前外相を、臨時外交調査委員に擧げ、次いで、元田肇君をも新たに委員に任じて之に列し、犬養君はそのまゝ留任せしめて、非立憲内閣の遺物を、こゝとさらに尊重するの意あるを示した。そこに原君一流の如才なさがあつた。同君は、山縣公の申出を卻けて、内閣には、陸海軍大臣と外務大臣を除き、一脚の椅子をも、黨員以外の者には與へなかつたけれど、此の先代の遺物をさへ存続すれば、官僚軍閥の巨頭や、反對黨の一部を、意のまゝに操縦するの決して困難でないのを知つてゐた。

原君の略は、見事に圖星に當つた。組閣最初の第四十一議會に、議席を占めてゐた政友會所屬代議士の數は百六十餘名に過ぎなかつたが、之で、前内閣の御用黨たる舊新政會の五十餘名はもちろん、國民黨の三十餘名をも、差しづめ敵に廻はす心配は除れてしまつた。

一、西比利亞出兵問題を衝く

原内閣時代において、寺内内閣當時の西比利亞出兵が、層一層擴大して、遂に七萬三千(最初の出兵は七千)におよび、比の大兵を、久しく極寒の曠野に曝らし、三千五百の死傷病者と、約拾億の國帑を犠牲として、濱武の汚名と露人の反感とを獲るに終つたことは、今も國民の忘れざるところであらう。私の第四十一議會における質問演説は、實に衆議院として、此の出兵問題を衝ける最初のものであつた。

なほ此の問題に對しては、引續き翌年の第四十二議會においても、衆議院本會議劈頭、私は憲政會を代表して、質問演説を行つた。「外交時報」の記者は、この演説に就き、同誌上に「尾崎と片岡」と題して、短評を試み、「議會の質問戦は憲政會の片岡直温により第一矢を放たれた。その日彼れは、平素の得意とする財政問題を、濱口雄幸に譲り、専ら外交問題に就き、政

府に肉薄し、講和會議の失敗より、對支外交並に西比利亞問題に及び、殊に出兵の無意義に就ては、加藤總裁の意見を敷衍して、痛烈に政府の措置の誤れるを攻撃したが、之に對する内田外相の答辯は、しどろもどろで、稍受太刀の感があつた。外交問題の質問は、從來尾崎行雄、望月小太郎の一手販賣であつて、前議會には小寺謙吉が飛出し、大味噌をつけて了つたが、今度の片岡の演説は、尾崎等に比して、毫も遜色なく、大に憲政會の爲めに氣を吐いた。云々と記し、また當時蘇峯學人よりも、『國民新聞』紙上で批評をうけたやうに記憶する。

右の外交上の質問演説は、項目を七箇に分ち西比利亞出兵に關するものは、その最後の第七項目に當つてゐた。その要旨は、對西比利亞問題は、國民の身命、國威の失墜、國帑の損耗を伴ふ重大なる問題である。陸軍大臣の演説は、我が派遣軍の苦心慘狀と露國の狀況とは之を明かにせるも、私の聽かんとするところは他にある。(一)出兵の目的。(二)露國の内狀に就いては、現在非常に紛糾し、各勢力の錯綜せるものがあるが、政府の謂ゆる過激派といふのは何を指すのか。(三)出兵に關する米國との協調および交渉の内容如何。(四)英佛との交渉如何。元來出兵の目的は、大正七年の宣言によつて、チエッコ・スロヴァキアの救

援、獨逸俘虜の侵入防止が、その目的たるは明かである。然るにいま、陸相の演説には、秩序維持と云ふ言葉があるが、其の意味如何。當初の宣言には、出兵の目的を達すれば、露國の主權を尊重し、全部撤兵すと聲明されてをる。既にチエッコ救援の目的を達せし以上、その聲明通り、全部撤兵するのが、當然ではないか。撤兵せざれば、聲明に反しは爲ないか。翻つて、西比利亞における我守備兵の狀態を見るに、其の慘苦云ふに忍びず、亟寒と戦ひ、謂はゆる過激派と戦ふ。しかもその對手は、飯上の蠅の如し、徒らに之を逐ふために、我が忠勇なる多數の將卒を失ひ、巨額の國帑を費して、如何せんとするか。將卒の艱苦に對しては、滿腔の感謝を表せねばならぬが、しかも、國民は出兵の理由を知らぬのである。既に米國は撤兵を決定した今日、日本ひとり、西比利亞に駐兵するのは、抑も何の爲めであるか。若し居留民保護の爲めならば、寧ろ、居留民を引揚げしめよ。僅かなる居留民の爲めに、三萬(當時の駐兵數)の兵を、曠野の積雪に埋めてはならない。如何に考ふるも、當初の宣言および現狀に鑑み、私は、兵を西比利亞に駐むるの必要なしと信ずる。これに對し、政府の答辯を求む。といふのであつた。

しかも政府は頑として、私たちの警告に耳を假さなかつた。當時、彼地における我軍は、益々戦線を擴大して、ひたすら、セミヨノフ白衛隊を支援して攻勢に出で、露國革命軍を壓迫するに全力を傾注してゐた。その結果、過激諸派はもとより、反過激諸派の間にさへ、我兵力を呪咀するの聲を高むるに至つた。バルチザンと白衛隊との衝突は、この前後に屢々起つたことであるが、バルチザンは、極度に我軍の白衛隊援護に憤懣を抱き、遂に尼港において、我守備隊將卒三百三十名、海軍將卒四十名、居留民三百五十名、合計七百二十餘名の大虐殺を行つた。それは、大正九年三月十四日。すなはち、私が政府に對し、右の質問演説をしてから、僅に五十一日目に勃發した一大慘劇であつた。

この時、第四十二議會は、既に、普選問題によつて、解散(二月二十六日)されてゐた。爲めに、原内閣は、大慘劇直後における衆議院の攻撃を免がれ、第四十三議會においては、その總選舉による絶對多數の威力を恃み、尼港事件を理由の一とせる憲政會の内閣彈劾案を、一蹴して顧みなかつた。

尼港事件以後、駐兵の趣旨に漸次變化を生じ、後には、西比利亞の安定、滿鮮に對する脅

威の防止、我が居留民の生命財産の保護、交通自由の保障、等々をその理由とした。其の兵力の如き、或ひは時に増大し、或ひは時に減少したが、駐兵は依然續けられた。これらの理由は、全然成り立たぬでもないが、要するに、内實は、外交調査會の關係や、組閣以來の行きがかりに囚はれた結果であると謂ふの外はない。世間は存外賢明で、此の駐兵を、原内閣の西比利亞荒らしに過ぎないと見てゐた。眼から鼻へ抜けるやうな器量人の原君にしては、ちよつと想像もつかないことだが、孰れの内閣でも、裏面の或る牽制や、行きがかりに引つ懸かつたり、頭領株が意固地を出したりして、抜き差しならぬ破目に陥つた例は、——もちろんこれほどの大問題でなくて、然かもこれに似た少々な事柄は——ざらにあるものらしい。

かうした経緯の後、政府がやうやく私たちの警告を容れて、西比利亞撤兵を完了したのは、原高橋兩内閣の時代を過ぎたる、加藤(友)内閣の、大正十一年十月二十五日であつた。高橋内閣のもとに開かれた第四十六議會の貴族院において(大正十一年一月二十三日)、加藤伯は、本問題を提げて起ち、「此の四年間のシベリア駐兵は、外は列國の不信を招き、且つ露國の怨恨を買ひ、内は、陛下の干城を長く異域の地に曝し、且つ莫大なる國帑を消費し、而し

て何一つ、國家に利益を齎らすことのなかつた、外交上稀に見る失敗の歴史であると、申すの外はない」と喝破した。この時はさすがに、満場肅として聲はなかつた。

私が始めて攻撃の鋒先をむけた西比利亞出兵問題は、こゝに、加藤伯によつて徹底的にとどめを刺された。この間に滿三箇年の歳月を経過し、最初の責任者たる寺内伯は、既に薨じ(大正八年十一月三日)、原君また、新たに黄泉の客となつてゐた(十年十一月四日)。人事忽忙、私は無量の感慨なきを得なかつた。

一、大塊翁曰「君の箴に梅薫る」

原内閣は、また此の議會(第四十一議會)の休會中、大正八年一月十一日に、西園寺公を主席全權として、巴里における講和會議に派した。私は、一月二十一日の質問演説において、西比利亞問題とともに、之に關して、政府の意見を叩いた。それは演説の冒頭であつたが、私は講和條件として、日本が單獨に要求するものは、さう澤山はなからうし、且つさほど難問題があるとも思はぬ。併しながら、各國共通の

問題に至つては、將來國際の關係をも、或ひは一變するが如き、重大なるものなきやと問ひ、その一例として擧げたのが、すなはち、國際聯盟であつた。

私の質問範圍は、可なり廣汎に涉つた。右の講和會議、西比利亞問題等より轉じて、一般行政に關する歳計豫算の各部門におよび、或ひは財界の趨勢より推して政府の計畫施設の當否を論じ、或ひは現下の社會狀態に就いて、勞働問題の對策如何にまで言及した。(附録原内閣最初の質問演説速記録参照)

何しろ當時は、私も若かつたとおもふ。——今でも若いつもりだが——現に昨年(昭和七年)夏のこと、高野山の根本大堂の立柱式に、清浦伯および故本山大毎社長とおちあつたが、ふたりとも、餘興の餅撒きを辭退されたので、私は快諾一番見上げるばかりの高所に懸けた、工事用の梯子の頂點に登つて、そこから八方に餅をばら撒き、ふたりを呆氣に取らしめたことがある。それから推せば、十三年前、六十一歳の當時の私が、血氣盛りであつたに不思議はあるまい。私は、その謂ゆる血氣にまかせて、滔々數萬言、息をも繼がず、捲くしたて、降壇すると、後

へ、下岡(忠治)望月(小太郎)君等二三氏が、つきつぎに登壇して、熱辯を揮つた。國務大臣の施政演説に對する此の日の質問はこれで終つた。

議場を出ると矢庭に、私の肩に手を置いた者があつた。振りかへると、

『君、けふの演説はよかとちやつた。皆が感心して聽いてゐたたい』
と云つた。それは、今が今まで政府委員席に控へてゐた、政友會の野田卯太郎君であつた。君はにこにこしながら、手に持つてゐた紙片を渡した。見ると、

敵ながら君の箴に梅薫る

と、大塊宗匠得意の即吟が、鉛筆でなすりつけてあつたのである。

野田君は、此の内閣の遞相であつた。その親任式に列した日、君は新調の大禮服を着て、宮家へのお禮廻りがすむと、すぐ材木町の自宅に歸り、女中に命じて、前年物故した夫人の寫眞を飾らせ、その前に兩手をついて、『お前には、だんご苦勞をかけたが……』と、涙含んで挨拶したと傳へられる。原君幕下の四天王とし

て、高橋(是清)君の徳、横田(千之助)君の力、岡崎(邦輔)君の策とともに、君の智は、世に謳はれたものだが、しかも君は單なる智の人ではなかつた。その肚の底には、かういふ挿話を産み出すところの、純眞な情味が、いつもあたらゝかに湛へられてゐた。

この溫情が、原君の大をなすに、どれだけの力となつたか知れなかつた。松田(正久)君亡き後、原君の影武者となつて、同君を守りたてゝ來たものは、野田君その人である。世間からも認められてゐた。政友會が、貧乏世帯に苦しんでゐた時代、選舉運動費を貰ひにくる地方の無名候補者などがあると、原君の蔭に廻つて、そつと自分の懐から小使錢を出し、總裁に相談して、やつとこれだけ、工面して貰つたと、それを握らして、よろこばせて歸へしたものだといふ。さういふところに、同君の性格が光つてゐた。

謂ゆる酸いも甘いも噛みわけた苦勞人で、そのうへ、物に凝滞せぬ陽氣な、飄逸な點は、高橋君によほど共通したところがあつた。しかし政黨人としての鬭争力は、より以上、猛烈であつた。野田君はその猛烈な鬭争力を、巧みにおほまかな

外貌に包み、格を脱した自己流の十七文字にぼかして、党内にもまた黨外にも、極めて親しまれ、懐かしまれてゐた。そこが、同君の智の及びやすからずとされた所以だ。高橋君は、原君の後を承けて、總裁となり首相となつたが、野田君は、遞相の後に加藤伯の護憲三派内閣の商相となつたきりで、天壽を假さず、たうとう追慕の情ふかき精糠の妻の後を逐ふこととなつた。

同君のことは、原内閣の當時を顧みることに、私は追懷されてならない。實に惜しい人物であつた。

三、第四十二議會の形勢

世界戦後の財界反動は、大正八年に起るべくして起らず、同年は却つて歐米諸國が、戦争直後における物資不足と、平和克復に依る新需要の喚起のため、我が産業界は、空前の活況を呈した。原内閣はこゝにおいて、益、得意満面、その標榜せる謂ゆる積極政策の貫徹に力め、十二億七千萬圓に上る、大正九年度歳計豫算案を

編成し、第四十二議會に提出して、之が協賛を求めた。

新計畫の重なるものとしては、第一、國防の充實に關し、陸軍において兵器の改良、特科兵の増設、部隊の編成改正、教育制度の改善、兵役年限の短縮、要塞の整理等を主とし、大正九年度より十四箇年繼續費として、合計四億八千餘萬圓。海軍にありては、八八艦隊の完成、および水陸の整備を主として之等の諸計畫に要する、同九年度以降八箇年の繼續費、合計八億六千餘萬圓。

第二、通信交通機關の整備に關しては、鐵道建設に對し、新たに追加せるもの、二億五千萬圓。同改良費五億五千萬圓。電信電話擴張費追加額二億九千餘萬圓。道路改良費として、同九年度以降三十箇年に繼續支出の、二億八千萬圓等。

新豫算案は、夫々右に對する要求額の頭を出したものであるが、しかもその間、歳出豫算全體に涉り、巧みに、豫算編成上の技巧を弄して、物價騰貴に因る數字の膨脹を割り當て、これを恰も、戦後經營上必須の施設なるかの如く装ふたことは、敢て前年度豫算案のそれと、何等の軒輊を見なかつた。さうして之に對する新財源の主たるものに、政府は税制の改正を企て、所得税および酒税に、一億三千五

百萬圓の大増税を課し、なほ一方に、事業公債三億五千萬圓を募集し、また他方に、政府既定の公債償還をも、三箇年中止したのであるが、斯くの如きは、大局の政策に立脚せず、ひたすら一時の収入を得るに急なる原内閣の財政計畫を、如實に暴露したものに外ならなかつた。

私は豫算委員會において、町田・濱口・加藤（政之助）・齋藤君等とともに、憲政會案を提げて、極力戦つた。私たちの主張は、税制整理は、社會政策を加味して、諸税の全般におよぶべきで、その改正を、僅に所得税・酒税の二種に局限するを不可とし、また歳出において、

憲政會の多年の主張たる、海軍擴張費、鐵道電信電話事業の擴張改良費、教育費を始め、物價騰貴の脅威をうけて、生活の安定を得ざる官吏の増俸増給、恩給の増額等には賛成であるが、彼の臨時軍事費豫算追加額中の一億餘萬圓は、趣旨不徹底なる西比利亞出兵に要する經費なるを以て、之が撤退を要求する意味のもとに削除。なほ陸軍豫算要塞整理費六百五十餘萬圓は、戦後國際的關係の變化等に鑑み、一層慎重講究の要ありとして、延期の意味

にて削除。其他各省の豫算に涉りて、不急且つ不必要と認むる五百數十萬圓を削除するにあつた。

然かも、豫算委員會において、私たちが、一月以來舌を爛らして述べた修正意見も、その決を採るに當つては、小數を以て破れ、政府提出の大正九年度總豫算案は、與黨支持のもとに、殆ど原案のまゝ衆議院を通過して、即日貴族院に送付上程された。それは二月十六日のことであつた。

貴族院は、曩に田中陸相が、不逞鮮人呂運亨を、日本に招き、御苑を拜觀せしめた事件に刺戟されて、痛く緊張し、各派交渉會は、一齊に起つて、政府に激烈なる警告を突きつけた。政界の雲行は、これがため一時險惡に陥つたが、二月四日、原君が専ら「恐悚」して釋明に當つたので、この問題も、什麼にか解決した。それ故に、今後は貴族院において、右の歳計豫算案の協賛さへ得れば、可いことになつてゐたから、當時最早や何人の目にも、第四十二議會は、無事に終了するものと見られてゐた。

然るに、越えて二月二十六日、衆議院の本會議に、豫て委員會に附託されてゐた、憲政會・國民黨・普選實行會の三派提案に係る普通選舉法案が、上程さるゝや、突として、議場に衆議院解散の詔勅が傳達された。それは、松田委員長の報告、齋藤（賛成）小川（反對）二君の演説後、原君が、之に對する政府の態度宣明の演説をして、席に復つた、その一瞬であつた。

四、普選に藉口せる議會解散

原君には、組閣劈頭、第四十一議會において、衆議院議員選舉法を改め、小選舉區制を採つたときから、既に議會解散の肚は決まつてゐた。君は解散に依つて、一舉敵黨を叩き落し、政友會をふたゝび、伊藤・西園寺兩公の當時に復さんため、密々その計畫を進めたが、幸か不幸か、解散の口實を得ずに、次の議會に莅まざるを得なかつた。しかも、此の第四十二議會においても、政府提出の尨大豫算案は、既記

の如く、衆議院の大多數によつて、そのまゝ、鵜呑みにされてしまつた。會期は既に半ばを過ぎ、あやふく解散の手がかりを逸せんとした君は、遂に、普選を擱んで、猛然として起つた。

普選三案が、衆議院に上程されたのは、一月二十二日であつた。此の日、憲政會案は島田（三郎）君、國民黨案は植原（悦二）君、實行會案は阪本（金彌）君が各、その提案趣旨を説明し、ともに同一委員附託となつたのであるが、三案には、夫、異同あり、よしや、小異を捨て、納稅資格撤廢の大同に就き、野黨が全力を擧げて、衆議院を通過せしめんとするも、なほ三四十名の少數を以て破らるべきは、明々白々のことであつた。政府は普選に反對である。議會は苦もなく普選を否決し得る。それに對して、解散の理由が何處に成り立たう。解散の手がかりは、普選以外に無しとしても、その解散を理由づけるためには、さすがの原君も、相當考へざるを得なかつた。

そこへ原君の頭に、電の如く、閃めいたものは、島田君の演説であつた。島田君は、憲政會案の提案趣旨を説明するに、普選法案によつて改正を加へらるべき現行法律より説き起し、既往に徴して現在におよび、得意の能辯を以て、普選即行の必要を述べ立てた。しかし、原君の「必要」とするところは他にあつた。それは、國民のために普選を實行するよりも、先づさし當り、普選を否認して、遮二無二、黨勢を擴張することであつた。だから、島田君の演説の如きは、最初から耳を假す氣もなかつたであらう。が、聞いてゐるうちに、原君自身の「必要」に應ずべき、實に、絶好の言辭が、耳をうつた。

速記録を取りよせて見ると、『之を一言にして申しますれば、物に對するところの資格を改めて、人に對するところの資格に引直すのでありますから、其の思想に於いては、根柢の大革新であります。言葉は短しと雖も、此の中に含まれたるところの意味は、極めて深遠であります』と島田君は云つてをる。こゝで拍手起ると括弧内に註してある。これだけなら無論、問題にならぬ。すぐ夫れに次いで、『如何なる意味であるかと言へば、階級制度の打破。如何にして階級制度を

打破するかと申しますれば、選舉權の大擴張であつて、世に稱する普通選舉であります』。それから、復た『内は國民の思想の上に、階級制度に反對して其の不便を除かんとし、外は世界の大勢に促されて、國の體面、國の進歩を促して、列國と雁行馳駢致しますには、是非とも内部に此の改正を……』。

あとは讀まずとも可い。これだ！と、原君は案をうつた。これならば――、解散の口實に十分逆用し得ると、原君はおもつた。

「階級」の語には、種々の意味がある。經濟的には、有産階級對無産階級、または、資本階級對勞働階級といふに用ゐられ、政治的には、一は官吏對人民、二は選舉權を有する者と、有せざる者との對立に就いて用ゐられる。階級打破が、若し前者の意味であるならば、取りも直さず、謂ゆる危険思想だが、後者の意味なら、赤くも青くもない、單なる制度上の問題に過ぎない。島田君が、普選の必要を述べて、階級制度打破と云つたのは、當然、後者の意味において、有權者と無權者との區別を除き、國民全般に、參政權を得せしめねばならぬといふ意味であることは、原君ほど

の人が敢て考ふる迄もあるまい。だが、もうひとつ深く考へて、其處をさう取らずに、階級の意味を、経済的に結びつけたところに、君の頭腦の働きがあればあると謂へよう。あいつは赤いと云へば、何人をも脅えさせる。さうした人心の機微を規つて、原君は、たくみに、解散の筋書を書きおろした。

原君の肚を、誰れも殆ど間際まで、知る者はなかつた。自黨の幹部連中のもとより、閣僚でさへ、原君から此の筋書を明かされたのは、解散の前日で、ただ田中陸相と、山縣公とだけが、十日か、一週間前に、知つてゐたくらゐだといふ。あくまで秘密で押し通した君は、二十六日衆議院の壇上において、始めて、手套をとつて棄てたのである。原君は曰く、(第四十二回帝國議會衆議院議事速記録参照)

納税資格撤廢の理由として、提案者の説明を承るのに、單純に納税資格を撤廢すると云ふ選舉法の一段に、更に加ふるに、之を撤廢するには、如何なる意味で撤廢するかと云ふと、斯う承る。漸次に國民の多數に選舉權を與へると云ふ單純なる意味に非ずして、階級を打破する。現状を打破する、單純な此の選舉權の擴張に非ずして、之を撤廢する理

由の根本理由は、現在の社會を打破すると云ふ意味に聞える。(略)

階級を打破するのが根本の目的にして、「打破ぢやない」と呼ぶ者あり)而して、納税資格を撤廢すると云ふことであれば、現在の社會の組織に向つて、脅迫を與ふるものである。斯様に認めざるを得ない。(拍手起る)それでは、國家が如何に成るでありませうか。甚だ危険なるものと考へて、政府は御同意が出来ない。「ノウノウ」「何が危険ぞ」と呼ぶ者あり)而も是は從來行はれ來つた所の選舉權擴張は、程度の問題である。此の事に至つては、程度に非ずして原則の問題である。餘程重大なることと政府は考へる。(略)

かう強辯されると、なるほど重大問題であると、政府が解するのも尤だと、國民は領かざるを得ぬだらう。そこで、

斯様な重大なる問題であります故に、單に此の議場に如何なる結果を、即ち議場に於いて否決せられたとか、通過したとか云ふばかりを以て、此の案の解決を全く盡したものと見られないのであります。「謹聽」と呼ぶ者あり)故に政府の考ふる所では、此の議場に於いて、決して成立しようとは考へませぬけれども、左りながら、此の重大なる案は、國民の公平なる判断に訴へる外はないのであります。

なほ繰り返へして、

是が果して、政府の主張是なりとするか、非なりとするか、國民は果して諸君の提案を是なりとするか、非なりとするか。是は國民の公平なる判断に待つ外ないのであり、(拍手起る)此の事は憲政上至當なる處置なりと考ふるが故に、茲に政府の所信を新に表明致して置く次第であります。

これで、原君の演説は終つた。拍手する者も、ノウノウと叫ぶ者も、解散の聲明とは知らずに、陽氣に亢奮してゐた。ただ數人の議員が、この演説の末尾において、若しやと感づいたくらゐだつた。が、此の時遅し。内閣書記官長高橋(光威)君が、紫の袱紗をすつと議長に渡し、大岡議長が、うやうやしく受取つて起立するを見るや、満場、茫然として度を失した。

第十回臨時總選舉は、五月十日舉行の旨公示された。此の總選舉の結果、政友會所屬代議士は、解散前の百六十二名より二百七十九名に激増し、憲政會のそれは、百十八名より百八名に減少した。

私は高知縣より、町田(忠治)君は、秋田縣より、藤澤(幾之輔)君は、宮城縣より、加藤(政之助)君は、埼玉縣より、今井嘉幸君は、大阪市より、いづれも立候補して落ちたのは、此の總選舉の時であつた。

しかし、落選して院外に出た者も、當選して院内にとどまつた者も、此の試練によつて、滿身に力を感じ、火の如き闘志に燃えて、普選即行の大旗のもとに、結束することが出來た。

この總選舉の運動中、絶對多數を目蒐けて、投票を漁る政府黨と、これに對抗して、國民の支援を求むる野黨とが、都市に、農村に、到るところ激烈なる接戦を續けつゝある最中に、大正八年中をやうやく持ちこたへてきた財界の大反動は、政府の樂觀を裏切り、俄然、疾風の如く襲ふて來た。

山高ければ谷深し。世界戦および戦後の好景氣に煽られて、宇頂天となつてゐた我經濟界は、原内閣の謂ゆる積極政策を尻目にかけて、これより不況のどん底へ、徐々に、且つ急激に、滑べり込まねばならなかつた。

第六 原内閣の展望 下

世界戦亂によつて、豫期以上の好影響をうけ、連年受取超過となつてゐた我國
際收支は、戦争終熄とともに、俄然支拂超過に急轉した。大正八年中には、戦後の
入超は、未だ年額七千四百萬圓餘に過ぎなかつたけれども、それが、九年に入るや、
一月に三千六百萬圓、二月に一億五千百萬圓、三月に一億四千二百萬圓、と
いふ驚くべき數字を現はし、同時に、九年一月以來實施の在外正貨の拂下と相俟
つて、政府および日銀所有の正貨は、二月末において、一億三千萬圓（九年四月末には一億
九千七百萬圓）を喪失した。財界は、爲めに、一大脅威を感じ、これまで、放漫極まる貸出
を續けてゐた銀行は、擧つて、之が回収に着手し、三月中旬に至り、その回収は、益々
猛烈となつた。その結果、破綻はまづ、之等の銀行より、株券を擔保として金融を
受けつつありし會社商店より始まつたが、三月十五日の株式大崩落の影響をう

け、銀行界にても、大阪の増田ビル・ブローカー銀行（四月六日）並に、横濱の七十四銀行
（五月二十四日）を始め、各地の中小銀行の支拂停止は、續々として起つた。恐るべき
恐慌は、全國的となつた。

一、成金時代の狂想曲

此の大恐慌の真相を知るがためには、反動に見舞はるゝまでの、謂ゆる戦後の
大好景氣が、果して、如何なる性質のものであるかを究めねばならぬ。戦時およ
び戦争直後における貿易額の激増、貿易外收支の狀況等に就いては、既に前述
したが、少しく其の他に涉つて之を説明すると、

我國の正貨在高は、大正三年末、すなはち世界戦の前一年において、三億四千一百万圓と
いふ、實に明治八年末以來の、最少記録を示した。それ故大隈内閣では、極力正貨蓄積の政
策を採つて、財政を引き締め、非募債政策を立て、鐵道公債を中止し、緊急止むを得ざる鐵道
の改良建設に、減債基金五千萬圓の内二千萬圓を割いて、之に振り當てたのであるが、それ

すら、貴族院において問題となり、山縣系の倒閣の具に使はれて、彼の「還元」の役を惹き起したほどであつた。然るに、戦後第一年の大正四年末に、正貨は、五億一千六百萬圓。五年末に七億一千四百萬圓。六年末に拾一億五百萬圓。遂に七年末には、拾五億八千八百萬圓といふ激増振りを見せた。之に伴うて、兌換券發行高は、三年末、三億八千五百萬圓であつたものが、四年末四億三千萬圓、五年末、六億一百万圓。六年末、八億三千百萬圓。七年末には、拾一億四千四百萬圓と急増した。この未曾有の通貨の膨脹が、因を爲して、信用を濫用擴大せしめたことは、全國の手形交換高が大正三年末の、一百二億六千九百萬圓が大正五年末には約二倍し、同七年には約四倍の五百三拾二億七千三百萬圓に達したのを見ても知られよう。

通貨の膨脹と信用の濫用とは、相俟つて、一般經濟界を支配し、物價を刺戟して空前の暴騰を來さしめ、大正七年十月には、最高物價指數二二二・九の記録を現はした。就中、最も昂騰の著大なりしは、生絲および綿絲、および船舶鋼鐵等の軍需關係品であつた。同時に謂ゆる大小成金は、この好況を如實に反映し、最初は、戦争の影響を直接に受くる軍需品製造關係者より擡頭した。次いで、交戦國の輸出能力減退により、我貿易品の販路擴張となつ

て、船舶の需要輻輳し、大正三年五六月の交に、一噸一圓五六拾錢の中型備船料は、最高三拾九圓に達した爲め、この方面に、無数の「船成金」を産み、最後に、米國財界の活況に依る、繭絲の暴騰によつて、こゝに、全面的に、成金時代を現出したのである。

従つて、大正八年上半年期における、大戦終熄の打撃は、戦時中最も好影響を受けた産業部門に始まり、惹いて、各種商品市場に波及したのであるが、同期末に至るや、米國戦後の好況に刺戟され、我經濟界の各方面に互つて、一齊に火の如き投機熱が燃えあがつた。さうして之に、新たに薪を添へ、益々この火熱を煽り立てたものこそ、取りも直さず、原内閣の強力なるインフレーション政策であり、その政策の急先鋒が、藏相高橋君等であつたことは、謂ふまでもない。同君は、休戦後の第一反動——大正九年三四月の恐慌を第二の大反動とみて——の眞つ唯中（大正八年四月二十四日）においてすら、大阪に開かれたる關西銀行大會に臨んで、

經濟界の現状に對しては、必ずしも悲觀すべき現象ではないのであります。何となれば、今年に入りて輸入の増加したるは、米羊毛棉花機械類等國民の生活資料。若しくば、生産

の原料品機械類でありますが故に、國民經濟全體の上より寧ろ歓迎しなければならぬと。樂觀し、また食糧問題に對しては、

昨年十一月、關稅撤廢以來今日に至るまで、既に三百萬石の外米が内地に輸入せられたのであります。其の結果、米價は一時よりも著しく低落致して、世の人心を安んぜしむることを得たのであります。

と、大氣焰を吐き、轉じて、當時の事業計畫は、『寧ろ穩健着實なる發達と見る事が出来るのであります。決して、日露戰爭後に於ける工業勃興時代と、同一に論ずべからざることである』と述べ、最後に、今後の豫想を述べて、次の如き愉快極まる斷案を下したものである。

米國の財界が今後益々其の力を發揮するに至るならんとは、多數意見の一致するところである。而して其の結果は、益々我國に好影響を與ふるものであります。云々。

ところが、肝心の米國は、此の演説後、越えて四箇月、すなはち大正八年七月十三日に、金輪解禁を斷行して、從來のインフレーションに調節を施し、歐洲諸國も

また、相次いで、財界の再構成を企圖し、その政策を改めて、デフレーションに轉向するの用意を始めたのである。然るに、我經濟界のみは、此の大勢の圏外に立ち、同年八月頃より、一層急激に、事業の計畫資本の増大を企て、十二月には、一箇月間に六億五千萬圓、九年二月には九億六千萬圓、更に恐慌直前の三月には拾一億四千八百萬圓に上り、その總計を概算すれば、大正八年度は四拾億六千八百萬圓、九年度は九月までに無慮四拾五億一千三百萬圓といふ、驚異的數字を示した。この間、政府が、世界經濟の影響を輕視せるは、もちろん、『日本自體の經濟界が、日本自身の爲めに、激變を來すことの在り得ることをも、意識して居なかつた』(拙著、經濟組織の改革一〇五頁参照)ことは、前同様高橋君が大正九年一月、第四十二議會の衆議院決算委員會において、小川(郷太郎)君の質問に答へた、次の言辭が、明かに之を立證する。

好景氣の反動が、何時來るか云ふことは、斷言出來ぬが、孰れにしても、俄かに我經濟界が淋れて、混雜するといふやうな、左様いふ非常な激變は來なからう。日本は、米國の經濟界に變動を生ずれば、其の影響を受くるを免れざるも、それは、徐々に來るであらう。如何に

不景氣が來ても、總て日本の事業界が、皆其の打撃を受けると云ふ譯のものではない。或ひは銅の値が下るかも知れぬが、その代りに、生絲の需要が殖えて、値が上ると云ふやうなことで、總ての事業が、皆一様に、打撃を受けるといふやうなことは、無いと思ふ。云々。

斯かる極度の樂觀に支持せられ、日本銀行の兌換券發行高は、大正八年二月の八億六千四百萬圓が、同年九月の拾一億四千萬圓となり、九年二月には拾三億八百萬圓に膨脹し、全國手形交換所組合銀行の貸出高も、また驚くべき激増を見せた。すなはち大正八年二月には、預金現在高四拾一億九千七百萬圓に對し、貸出は三拾五億壹千七百萬圓で、相當餘裕のあつたものが、九年二月には、預金は四拾九億五千七百萬圓となつて、單に七億六千萬圓を増加せるのみなるに拘らず、貸出においては、拾三億一千万圓を増加して、四拾八億二千六百萬圓に達し、預金と貸出との差額僅に一億三千百萬圓。これでは、銀行とはいふものゝ、單に營業所と空虛の金庫を擁するに過ぎない存在となつてしまつたわけで、その危険千萬なること、實に戰慄すべきであつた。

通貨の膨脹は、物價を刺戟して、大正八年三月に、その指數二一・二七まで下落してゐたものが、六月より急騰の步調をとり、九年三月に、三三・八二の新記録を現はした。その代表的のものに、戰時中（大正七年）四百圓の綿絲は、八年十一月に七百二十圓。同じく（七年）千四百圓の生絲が、九年一月に、四千三百六拾圓となつたのを擧げてよい。一方、高橋藏相の眼から、『寧ろ穩健着實なる發達』と見られてゐた我事業界は、その經營者の多數が、比々として事業そのものよりも、株式投機に没頭せるため、株價の指數は、暴騰又暴騰、大正八年二月の一七〇・四が、九年二月に四五四・一となり、これより後は、ただ、大天井を打つて、大慘落を演ずる場面を待つばかりとなつてゐた。

しかもこの時——大正九年二月十三日、衆議院の本會議において、三土忠造君は、政友會の意見を代表し、私たち憲政會の代表演説を述べた濱口君の説を反駁して、左の如く述べたものである。

日本の品物が、如何なる物を製造しても、海外に向つて羽が生えて飛ぶのであります。例へば生絲に就いて申上げましても、戰爭前には、七八百圓であつたものが、今日では、騰貴し

て五千圓に垂んと致して居る。是れは全く、亞米利加に於ける、需要増加の原因に依るのでありまして、如何に高くなつても、亞米利加が、此の相場を附けて買ふて行くのである。生絲が高い爲めに、亞米利加に賣れぬと云ふことは無い。此の相場は、日本が定めるのではなくして、亞米利加の需要者が定めて、此の相場が出来て居るのであります。吾々は、外國で買ふて呉れさへすれば、少しの品物で澤山の金を取るといふことが目的である。物價を安くして、澤山の品物を賣つて少しの金を取ると云ふことは、何處の經濟學者も云はぬことでもあります。(略)

だが、これを以て、あながち、三土君を咎めることは出来ない。斯かる言説は、原君以下、常に國民に迎合し、國民を指導するの精神に乏しき政友會一派の特有の經濟政策を、端的に表明したものであつて、これぞまさしく、當年の成金時代を表徴する絶好の狂想曲！ただ無慘なるは、之に伴れて、噴火山上に亂舞せる、國民大衆なりと云ふの外はなかつた。

一、インフレーション氾濫

斯くして我財界は、遂に、大正九年三四月の大反動に突き進んだのであるが、それ以前、此の極度に煽られたる空景氣の結果が、早晚、必ずこゝに到るべきを察し、豫め事前に、謂ゆる緊縮政策を探り、インフレーションより、デフレーションへの轉向を企圖する人々は、少數ながら無いではなかつた。時の農相山本(達雄男)君や、また政友派ではないが、日銀副總裁の木村清四郎君などが、すなはち夫れであつた。

しかし、現に、原内閣においては、その高橋君が藏相として、首相の意をうけ、専ら確信を有つて、積極政策の實行に當つてゐる以上、山本君が如何に空景氣を憂ひ、インフレーションの先行を心配しても、差しあたり策の施しようがなかつた。そこで或る日、君は日銀總裁を招いて、今のまゝに捨ておいては、遠からず、反動の襲來は免がれぬであらう。せひとも日銀の方で、緊縮方針を採つて、金融界を

引き締めて貰ひたいが、と云つた。當時の日銀總裁は、井上準之助君であつた。井上君は、これに應へて、寧ろ高橋藏相の政策に共鳴する意味の口吻を洩らした。さすがの山本君も、藏相のみならず君までが、さういふ意見ではと、歎息して、手を引いてしまつた。

木村君は、日銀理事時代から、我財界の放漫に流るゝを慨して、専ら之が抑制に苦心し、大隈内閣以來の正貨政策を採つて、戦争により内地に流入せる巨額の正貨を海外に振りむけ、金融界を統制せんことに、非常に力瘤を入れてゐた。それゆゑに、大正八年六月において、愈々米國の金解禁となるや、同君は、正貨保有の潤澤、爲替高其の他、我國當時の經濟状態より推し、此の際、我國も米國と同様、金解禁を即行して金本位制の常態に復するとともに、物價を引下げて、入超を防ぎ、戦時膨脹せる經濟機構の建て直しを行ふことの急務なるを力説して止まなかつた。

世界大戦中、我國において金輸出の禁止を行つたのは、寺内内閣の大正六年十二月である。禁止の理由は一、各交戦國のうち、當時まで、金の輸出を禁ぜずゐたのは、ただ米國(英

國は禁止同様の制限を附す)と我國のみであつたが、同年九月七日に米國もまた之を禁止したので、同國よりの金の供給が不可能となつた爲めと、二、大正五年以來支那において本邦爲替の思惑買が頻りに行はれ、その結果、金の流出が甚しかつた上に、三、印棉買入の關係からもまた正貨保有の必要に迫られたからであつた。爾來、引續き金輸出禁止は維持されて、原内閣におよび、こゝに米國の解禁を見ることとなつたのである。

しかし、井上日銀總裁や、高橋藏相は、依然、寺内内閣以來の金輸出禁止の維持を必要とし、戦後の情勢のいまだ安定しない今日、萬一の事變に備ふるためには、正貨を保有し置くことが、何よりも肝要である。その流出の危険を冒してまで、急いで金輸出解禁するは、當を得たものでない、との意見であつた。木村君の説は、これが爲め御けられて、たうとう、戦後金解禁に對する經濟的諸條件が、殆ど總べて揃ふてゐたと想はれる、此の絶好機會を逸してしまつた。僕指すれば、此の年より滿十年の後、濱口内閣の藏相として、金解禁を斷行し、我が財界の再建を圖るべく、徹底的に、デフレーションの遂行に力め、遂に危禍を得て、命を兇彈に殞すに至つた(昭和七年二月九日)井上君が、當時なほインフレーションに多大の信頼を繋げ

てゐたのに見ても、戦後我國の上下に漲つてゐた積極政策禮讃の傾向が、いかに強烈だつたか、想像するに餘りあらう。

大反動の襲來する十數日前——私は東京から歸洛して、京都市の公會堂で演説をした。その演説中、財界現下の情勢に言及して、空景氣の反動は、今や刻々に迫つてゐる。何人も之に對し、大警戒を怠つてはならぬ。若し、然らずして、従前通りに放漫なる業務の經營を續けるにおいては、必ずや近き將來に、挽回すべからざる大打撃を受くるにちがひないと述べた。その時、聴衆の中に、西陣の機業者が多數交つてゐて、片岡といふ人は、實に怪しからんことを云ふ。物價は鰻上りに騰つて、品物さへ持つてをれば、いくらでも儲け次第といふ此の時勢に、餘計な悲觀論を説いて、人心を惑亂させると、演説をみなまで聽かずに歸つたらしい。ところが、間もなく、私の警告しておいたことが事實に現はれて、その人達は恐慌により、非常なる損害を蒙つた。そこで始めて目が覺めて、西陣の各種團體が聯合して、私を招待して講演を求めたことがあつた。それほど當時は、何人も、夢中になつて、空景氣に浮かれてゐた。その極端なる陶醉振り、と、前年末からの入超激増、在外正貨の減少等の諸現象とが相俟つて、私をして、恐いよ、よ、よ、近きにありと斷言せしめたものに外な

らなかつた。のみならず、斯くまでに熱狂の度が猛烈でなかつた戦時中の好景氣に對してさへ、これを放置しておけば、その反動が、早晚必ず到來するであらうことを、私はこの前年、すなはち大正八年一月、衆議院劈頭の質問中に、既に繰返して述べておいた。(これは卷末に附した第四十一議會における私の演説速記を讀めば、何人も諒承されようとおもふ)。

三、大反動遂に來る

大反動は遂に來た。その程度が、如何に激しいものであつたかは、大正九年中に現はれた代表的の株價および物價の變動狀態に徴すれば、ただちに一目瞭然である。すなはち、反動前に五百七拾四圓(三月)の鐘紡株は、百八拾四圓(六月)に、東株は五百四拾九圓(三月)より百圓(九月)に各崩落し、米は、五拾二圓六拾九錢(三月)より二拾三圓四拾八錢(十二月)に、生絲は、四千三百六拾圓(二月)より、一千百圓(七月)に、棉絲は、六百三拾九圓(三月)より、二百八拾一圓(十月)に、各奔落した。最高より最低への大暴落の割合をいへば、一般物價指數は、(日銀調査明治三十三年の基準に依る)大正

九年三月の四二五が、同年十二月に、二七一となつて約六割餘、東株は、約五分の一、生絲は、約四分の一、鐘紡株と棉絲とは約三分の一、米は約二分の一となつたのである。しかも、この激烈なる反動をうけながら、政府が毫も之に顧るところなかつたことは、此の年七月に開かれた、總選舉直後の第四十三議會（貴族院本會議）において、高橋藏相が、若槻君の質問に對して、

非常な危機が來つたやうに、若槻君は仰せでありますけれども、私どもの考へとしては、思ひの外此の影響は軽く済んだ。斯う考へて居る。既に今日でも軽く済んだと云つて宜しいと思ふ。(略)

又喜ぶべきことは、戦時中の投機思惑、即ち虚業、さう云ふ風の熱は、餘程冷やかになつて、今日活動をして居るのは、悉く堅實なる營業、堅實なる經營であります。若槻君の觀察に依つて見ると、是等が益々悲況に陥つて、より以上、困難に陥ると云ふ御觀察でありますが、私どもの觀察では、先づ打撃の時は越した所で、是からは、段々堅實に發展するやうに赴いて來る。斯う云ふ觀察をして居るのである。(略)

勿論、織物でも何でも停滯しては居りますが、例へば銅にしても、鐵にしても、先づ三四

箇月も経てば、是が必要供給の釣合を得るに至るだらうと云ふことは、皆當業者もさう申して居るのである。又私もさう考へて居るのである。(略)

と答辯し、また、他の議員の質問にも、藏相は、

今後は先づ、此の打撃の絶頂は越して、財界は堅實に發達して行く方に向つて居ると、斯う私は考へて居ります。云々。

と答へてをる。まことに驚き入つたる答辯とは、取りも直さず、斯ういふときに發する言葉である。單に藏相の答辯だけを聽いてをれば、我經濟界は、此の大反動を受けたるに拘らず、何の苦もなく、謂ゆる自力更生して、以來益々發展の一途に邁進せねばならぬ筈であるが、むざんにも事實は、全然之と相反してゐた。過度の通貨膨脹に依つて、宇頂天に自家の信用を擴大し、物價騰貴の波に乗つて、厩氣樓的經營に耽りつゝありし市場人は、一朝恐慌の襲來に會するや、たちまち算を亂して倒れ、自力を以て再起するが如き、事業的基礎と氣概を持てるものは、殆ど無かつた。さうして彼等がその、半生半死のどん底から、遮二無二、縫りついたのは、ただ政府の「救濟」あるのみであつた。

政府が恐慌直後、日本銀行に命じ、市場救済資金として放出せしめた金額は、約三億圓に上つた。その内譯は、株式市場に六千萬圓、（東京四千五百萬圓、大阪千二百萬圓、名古屋三百萬圓）、砂糖シンデケートに三千二百萬圓、羊毛に二千七百萬圓、綿絲に一億圓、銅に六百萬圓、鐵に一千萬圓、蠶業救済として農工銀行に一千萬圓等。なほその上に政府は、自ら七十四銀行に千六百萬圓、帝國蠶絲に五千萬圓の貸附を行つた。これらの必要の爲め、大正九年五月には、通貨は三たび膨脹して、拾三億七千八百萬圓におよんだが、まさしく夫れは、インフレーションの氾濫を意味せるものに外ならなかつた。

もちろん、之に依つて、反落の底に膠着しつゝあつた各種の事業は、一時浮び揚がる事が出来た。空廻りせる機械類には、ふたゝび若干の原料品が載せられ、倉庫内に山と積まれたストックは、漸く市場に運搬され始めた。事業經營者は、金融の途を得て、愁眉を開き商人は破産を免れて、安堵の息を吐いた。同時に――

――それが爲めに、當然、整理さるべき業界は、その整理を澁滞し、必然、緊縮さるべき財界は、その緊縮を懈り、爲めに、我が經濟機構の再構成は、夫の金解禁とともに、遂に、無期延期を餘儀なからしめられた。加之、恐慌救済のインフレーションの氾濫によつて残された悪影響は、あだかも洪水後に、疫病の發生を見るが如く、爾後十餘年、悪性の瘡となつて、我が國民大衆の經濟生活を苦しめ來つたことは、敢て説明するまでもなからうとおもふ。

だが、政府にすれば、これが藏相の謂ゆる「思ひの外に軽く濟んだ」影響であり、また財界が「堅實に發達して行く方に向つて居る」状態であつた。それゆゑに、原内閣は、毫もその「積極政策」を修正するの必要を見なかつた。大反動直後に開かれた第四十三議會および翌十年の第四十四議會に、原君は、引續き謂ゆる「四大政綱」完成の爲めの「龍大豫算」を提出し、依然之が實現に力めて止まなかつたのである。

四、總選舉後の特別議會

原内閣は、その總選舉において、殆ど與黨空前の大勝を博するや、透かさず、文官任用令を改正し、大隈内閣が設けたる正副參政官を廢して、自由任用の範圍を擴張するとともに、鐵道省および國勢院の官制を公布し、國勢院總裁を親任官として小川(平吉)君を、鐵道大臣には元田(肇)君を各舉用した。同時に、法相の首相兼攝を解き、新たに貴族院より、大木(遠吉)伯を廳いて之に任じ、以て、政策遂行の便を計り、刻下のインフレーション景氣に乗ずる政府の用意の、那邊にあるかを世に示した。

元來、政友會は、夙に司法部に重きを置き、首相に次ぐべき人物を之に配してゐたことは、第一次第二次西園寺内閣、および第一次山本内閣の法相が、松田(正久)君の持ち切りであつたに見ても解るが、原内閣の如く、首相兼攝のまゝ、約二箇年の久しきに及んだのは、未曾有のことである。しかも、一たび總選舉の大役を果すや、驟然その椅子を他人に與へて惜

しまなかつたところに、私は原君が實際政治家としての非凡の用意を見るのである。同君は、往年、彼の大隈内閣が、司法大臣に尾崎君を据ゑた爲め、内輪より火の手を揚けたやうな失敗を斷じて演ずる人ではなかつた。その總選舉の齎らした大勝は、偶然でなかつた。

總選舉後の特別議會(第四十三議會)は、六月二十九日より七月二十六日まで開かれた。議會の中心問題は、尼港事件であつた。西比利亞の曠野に、久しく無要の大兵を屯し、然かもニコライエフスクにおいて、同胞七百餘名の虐殺事件を惹起したことは、政府として容易ならざる失態たるや、謂ふを俟たぬ。憲政會は、此の問題を中心とし、普選の拒否、不當の議會解散、經濟政策の失敗に基く財界混亂の四項を計へ、原内閣の處決を促すべく、政府不信任案を提げ、大に鼓燥して迫つたが、政府は毫も其の責任を取るの意なく、ひたすら、絶對多數の威力を恃んで議會に莅み、尼港事件に對しても、ただ不可抗力一點張りで、押し通してしまつた。

(しかし、之が後に、田中陸相の臣節問題となつて現はれ、翌十年六月、陸相は病氣辭職の止むなきに至り、内閣の一角に、大龜裂を生じたことは、謂ふ迄もないが)。一方、豫算關係にありては、前議會が解散の結果、不成立の

まゝ持ち越された、国防充實費其他四億七千萬圓の追加豫算案を組み、同時に歳入不足を補ふため、前議會同様、酒税並に所得税改正法案を提出して、ともに大多数を以て、兩院を通過せしめた。さうして非政友派の提出せる普選案の如きは、僅に本會議に懸けたまゝ、委員會にも附託せず、これを一蹴して顧みなかつた。

五、積極政策の自壊作用

『政治は力なり』これが原君のモットウであつた。力の信者たる原君は、次いで第四十四議會を迎へ、その懷抱する積極政策を、一層強化擴大するために、新任鐵相元田君をして編成せしめたる、龐大なる新線建設案を提出した。案によれば、其の建設計畫は、百四十九線、六千三百哩に上り、之に要する費用約十二億六千萬圓を算した。議會劈頭、その施政演説に、原君は、『國力内に充實せずんば、外に向つて發展することの難きは、何人も否むべからざる事實なるが故に、政府は事

情の容す限り、此の方針に基き、庶政を料理しつゝあり』と云つたが、新線増設は、取りも直さず、此の方針に依る『四大政綱』の一と見られた。

謂ゆる『四大政綱』のうち、その最も早く實行の緒に就いたのは、教育の振興、すなはち、高等教育機關の擴張であつた。それは、此の計畫の基礎たる學制改革案が、前内閣の設けた臨時教育會議の如き機關に依つて、既に出來てゐた結果であるが、いま一つは、教育上の施設のために、一千萬圓の御内帑金を下賜せられたことが、當局者に非常の感激を與へた爲めであるは申すまでもない。是に於いて政府は、第四十一議會において、大正八年度歳計豫算中、教育擴張費約六百七十萬圓（七年度百七拾萬圓）を要求する外、更に追加豫算に、同年度より十三年度に亙る六箇年計畫として、四千四百五十三萬圓の繼續費を繰込み、之が協賛を求めた。

此の擴張の計畫によつて、現に存在し、又は創設中のもの、および八年度の普通計畫に依る増設等を合すれば、高等學校二十五校、高等工業學校十八校、高等農業學校十校、高等商業學校十二校、外國語學校二校、藥學專門學校二校に上る。なほその他に、既設

學校の擴張、大學豫科の新設を始め、高等學校の増設に伴ひ、大學擴張の必要上、京都東北九州北海道の各大學における各種學部の増設、東京高等商業學校および各醫學專門學校を單科大學に昇格すると共に、右擴張に要する教官養成等の費用をも包含されてゐた。

この龍大極まれる擴張計畫に對し、私たちが問題としたのは、一、その財源、二、増設すべき學校の種類數、設立位地等に關する調査、三、高等教育機關の擴張は、もとより不可でないとしても、政府が單にこれのみに偏して、高等教育と同様、或ひはそれ以上に必要な國民教育、および中等教育機關の改善を、等閑に附する點にあつた。それ故に憲政會は、本案が議會に上程さるゝや、右の三點に基いて、政府に慎重の考慮を促し、先づ豫算案には、八年度着手の分のみを計上し、九年度以降は、更に精査を加へ、年々『其の時の必要に應じて』議會に提案すべしと主張した。しかも此の主張は、不幸少數を以て破れ、第四十一議會にて政府案は可決確定したものであつた。

ところが、第四十四議會において、端なくも、教育機關擴張に絡まる、政府當局の責任問題が持ちあがつた。それは當該擴張案より派生せる、學校昇格に起因した事件で、世に謂ふ文相の『二枚舌』問題であつた。

文相中橋君は、前年東京高等工業および神戸高等商業二校の昇格の希望を容れ、學校當局に對し、政府において十年度豫算に、昇格に要する費用を計上すべき旨の言質を與へてゐた。然るにその後、臨時教育會議は、兩校の昇格尙早を唱へて、中橋案を承認しないので、同君はたうとう、それを豫算に組み入れなかつた。これが爲めに學校側の憤慨はもちろん、遂に學生のストライキまでも勃發し、俄然教育界稀有の騷動を惹き起した。その上、議會において、之が問題となるや、中橋君は、『當局として責任ある約束をなした覚えはない。案自體がまだ決定してをらぬのである』と云つた。この『二枚舌』によつて、問題は一層險惡化した。輿論の動きは、文相に對し、苟も一國の文教を宰するものが、輕卒不信の言動によつて、我教育界に昇格騷動の如き不祥事を喚起するさへあるに、不誠意の答辯を以て、國家の議政機關を瞞過せんとするに至つては、其の罪斷じて許すべからずといふにあつた。憲政會は、輿論を代表して、衆議院に文相彈劾案を提出し、貴族院では、文相問責を核心に包

む風教に關する決議案の提出となつて、政局の紛糾殆ど收拾すべからざる形勢を示した。衆議院の方は例の絶對多數の力で、什麼にか切り抜け得られる。が、貴族院側は問題それ自體が、豫ねて異論の多い教育擴張案に根ざせるものであり、且つ常から與黨が、學校増設を好餌として、到るところ、地方有志を抱き込み、黨勢擴張に狂奔しつゝあるのを、頗る苦しく感じてゐた際とて、いかに原君以下が、大汗になつて運動しても、險惡の形勢を緩和することは、容易でなかつた。三月十日、同院に上程の右問責的決議案は、討論の末、漸く三十八票の差で否決はされたけれども、この問題に包まれた反政府熱は、次第に原内閣の内臓を冒して、後に高橋内閣を斃し、更に與黨の絶對多數を解體せしむる、重大の動因となつた。同時に、黨勢擴張のための絶對の利器であつた教育擴張案が、種々の問題を惹き起して、人心を離反せしめ、究極において、逆に政友會の黨勢を減殺するの作用を爲したことは、可なり皮肉なる成行であつた。

新線大擴張案——すなはち世に謂ふ政友會の大鐵道網法案もまた、貴族院に

において、委員會の俎上に置かれ、鐵道計畫の裏面に潜める、黨勢擴張の魂膽を、丹念に剔抉された。その結果、委員會は反對意見を、新線敷設の財源問題に含ませ、政府は、益金並に公債借入金を以て、財源に充當するといふが、新線の經濟價値の疑はるゝ場合において、斯かる計畫をなすは、無謀であると斷じた。鐵相元田君は、國有鐵道の敷設經營は、單に經濟的打算ばかりで爲さるべきでない、と突つ張り、飽くまで原案の通過を計つたけれど、遂にその效なく、委員會は、元田君の面目とともに該案を、すつかり握り潰してしまつた。之よりさき(大正八年四月)加藤憲政會總裁は、既に黨の大會において、原内閣の鐵道擴張計畫を論じ、

經濟市場の變動に依つて、公債募集の如き、不可能に歸するの時なきを必ずべからず。斯くの如き不確實の財源に基きて、大計畫を爲すものなれば、其の實行甚だ覺束なく、議會の協賛を経たる鐵道計畫とても、決して確定不動のもの、と云ふべからず。而して政府が、此彪大なる鐵道計畫を立て、然も後年度隨分遠き將來に互るべきもの、迄も計上したるは、政友會が、其の慣用手段として、從來永年の間探り來り、亦現に各府縣に向つて大なる害毒を流しつゝある、所謂黨員募集、黨勢擴張の爲めに、之を利用せんとするに外ならず。今日に

至る迄、彼等が、鐵道敷設を名として、地方の善良なる人民を誘惑し來れるは、諸君の既に熟知せらるゝ處なるが、抑々鐵道敷設の如きは、國の進歩に従ひ、勿論必要な事なるが、是れには事に緩急あり、財政の狀態にして許さば、孰れの黨派が政府に立つを問はず、必ず行はるべきものにして、鐵道建設は、決して政友會の專有物にあらず、又政友會あるが爲めに、其の計畫が行はるゝにあらず。然るに之を以て、恰も自己の專有物なるかに云爲し、地方の善良なる人民を誘惑するは、非常に罪惡と云ふべく、地方人民は、決して之が爲めに迷はされざるを要す。

と戒しめ、『彼の鐵道敷設道路橋梁の建設のみを唱へ、若しくは之を爲すことを聲言して、黨勢擴張の具に供し、以て我能事終れりと爲す輩は、共に國事を論ずるに足らざるなり』と喝破した。いま貴族院が、その委員會において、政府の大鐵道網法案を握り潰したる意味も、畢竟伯の所論を出づるものではないのである。

ただ「四大政綱」のうち、國防計畫の充實のみは、大正九年において、既記の如く、新たに所得稅、酒稅、合計約一億三千五百餘萬圓を増徴して、之が財源に充つるこ

ととし、陸軍に對し九年度以降十四箇年間に、總額四億八千六百餘萬圓の臨時費支出、海軍には九年度より九箇年に互り、總額八億六千三百餘萬圓の同様支出を可決して各々その實行に當つた。

然かも右の國防計畫は、この第四十四議會中に、尾崎（行雄）君の軍備制限に關する提議が現はれ、次いで原君の歿後、高橋内閣のもとに、第四十五議會（大正十一年）の開かるゝころには、早くもその修正の必要を感ぜざるを得なかつた。原内閣の陸相田中男は、この計畫を、第四十一議會（大正八年）において、『時勢の變遷に應じ、又歐洲大戰の經驗に鑑みて』立てたるものだ、と述べた。しかし、その謂ゆる『時勢の變遷』は、單に歐洲大戰によつて齎らされた、現在の『時勢』にのみ基いたもので、戦後當然變遷すべき『時勢』そのものに、鑑みたわけでなかつたことは、此の軍備整備案が、第四十一議會を通過した翌年、すなはち大正九年十一月のワシントン會議に、米國の軍備制限の提案が可決されたことに依るも、思半に過ぎるのである。（ワシントン會議の結果、八八艦隊計畫の廢棄によつて既定繼續費の減少額は、一億四千餘萬圓に上る。）

國防の充實は、一日も忽せにするを得ない。敢て政友會の積極政策を俟つて知るところでない。しかし、夫れには、何よりもまづ、田中陸相の云ふ意味の『時勢の變遷』を、本當に見究めて後、行ふことが必要であることを、吳も國民は知らねばならぬ。

六、自壊作用の根本的原因

若し夫れ、原内閣の謂ゆる『産業奨励の政綱が——その謬れる物價政策の爲めに、すなはち私たちの屢々提議せる通貨收縮を顧みず、反動襲來の警告を容れずして、インフレーションの氾濫に宇頂天となれる爲めに、云ひ換ふれば、歐米諸國が政府自身夫れ々々調査機關を設け、戦後經濟の建て直しに着手せる際、ひとり我國のみが、その埒外に立つて、戦時において膨脹せる産業組織を、戦後ますます擴大せるが爲めに、爾來十有餘年、いかに我が經濟界を攪亂するに力あつたかは、今更らこゝに指摘するまでもあるまい。高橋藏相の謂ゆる『歓迎すべき

原料品』を以て作られた巨額の製品は、政府の依然たる物價維持策と、海外諸國の需要減退とにより、間もなく身動きも出來ざる滞貨の山となつて、我『國民經濟全體』を壓迫し始め、同時にその機械類に依つて、過度に擴大されたる生産設備——戦時中には材料不足のため、少なくとも使用され、戦後反動期に入つてより、猛烈に活動を始めたところの——もまた、後ち一年ならずして、概ね不要に歸し、巨額の資本を固定したまゝ、閉鎖、休業、操短の悲況に陥つた結果、多數の破産者と、數十百萬の失業者は、續々街頭に投げ出されたのである。

失業者は、ひとり労働階級のみでなかつた。原内閣に依つて、劃期的擴張を行はれた高等教育機關から、その卒業生が社會に吐き出された時は、繼續的不況に依つて、積極政策が有らゆる方面に互り極度に行き詰つた年であつた。すなはち大正十四年頃から、大學専門學校卒業生の就職率が、急激に悪化し始めたことは、社會局社會部の統計の示すところであつて、知識階級の失業者は、以來、年一年増加し、今日ではそれが、労働階級の失業問題とともに、最も憂慮すべき社會問題——思想問題——の酵素となりつゝあるのだ。

原内閣の積極政策が、斯様にして、次ぎ次ぎに、自壊作用を起し、その政綱が、右に述べたやうに、無慘にも、自己清算を餘儀なくされたのは、第一その政綱の基礎を爲すところの經濟政策において、甚だ露骨なる申し分であるが、過度に現實の事象に即し、國民の意を迎ふるに急にして、政治の生命たる指導精神を忽せにし、第二餘りに黨勢擴張に熱中して、目前の事効を擧ぐるに力め、知らず識らず、大局の打算を謬つた結果に歸せねばならぬ。

國民の社會生活、經濟生活、其の他有らゆる生活を統べるものは、取りも直さず、政治である。それゆゑに、政治は力である。また力でなければならぬ。といふ原君の信念に、誤りは無い。同時に、私は、それ故にこそ、その力を把握し、行使するものは、常に、戒慎して、出来るかぎり、これが濫用に陥らぬよう、心がけねばならぬ、とおもふ。——叙述はつひ岐路に反れた。私はこれより、原君歿後、高橋内閣以降の政局に關する、貧弱なる回想を續けるであらう。

第七 高橋内閣および其の後

高橋内閣は、大正十年十一月十三日、原内閣に代つて出現した。これは、同月四日、東京驛頭における原君遭難の結果であるは謂ふまでもない。が、たとひ原君が不慮の死を遂げずとも、原内閣の壽命の決して久しくなからうことは、前に述べた第四十四議會の當時から、ほゞ私たちは、これを豫測するに苦しまなかつた。尼港事件はもちろん、田中陸相の臣節問題、宮中某重大事件に關する床次内相の責任問題を始め、滿鐵事件、阿片事件等々の暴露で、可なりの創痍をうけた此の内閣は、貴族院の昇格問題、彈劾決議案、および鐵道網法案の握り潰しなどに依つて、弔鐘は既に鳴らされてゐたのであつた。

人一倍聰明な、原君が之を知らない筈はなかつた。それ故に、此の議會後、山

梨次官を擧げて田中陸相辭職後の椅子を襲はしめるとともに、内閣全般に互りて何等か陣容を更めて、その頽勢を食ひ止めんとしたらしいのであるが、與黨に對する民心の激昂と離散とは、既に如何とも爲し難い状態に在つた。親のこゝろ子知らず底の多數黨員は、中央に、地方に、至るところ「我黨の天下」を笠に著て、横車を押し通し、原君のために、墓穴を掘るに餘念なかつた。幸運兒原君も、一面また傷むべき悲劇の主人公であつた。

一、原君と私との宿縁

原君の蓋棺後、既に十有餘年の星霜を経てゐる。君の事業、君の人物に關しては、世上おのづから定評の存するあつて、今更私が屋上屋を架するの必要もあるまい。ただ何の宿縁か、君と私とは、その公生活において、互に信頼するところの先輩を一にし、また私生活においても、一時は殆ど家族同様の親しみを味ひながら、政敵として、終生、議場に相見ゆるの運命に置かれたことである。

原内閣初頭の議會に、私は國務大臣に對する質問演說中、西比利亞出兵問題に觸れて、原君に對し、君は外交調査委員の一人として、出兵の議に與つてゐたのである。だから、前内閣時代の擧といへども、當時の事情を知らぬ筈はあるまいと云つた。すると、原君は答へて、『知つて居る事あり、知らざる事あり、相談を受けたる事あり、受けざる事あり、會の性質としてその内容を申すことは出来ぬ。自分の責任に歸することは答辯するが、知らないことは答へかねる』と突つ放した。この冷々然たる舌のもちぬしは、その時より約三十年前、私とともに、中井櫻州山人の臨終の床に侍して、永訣の悲しみに涙を呑んだ人であつた。山人は、原君にとりては岳父、私のためには師父にひとしい知己であつた。かうした關係から、君と私とは、實に並ぶならぬ親交を重ねてゐた。伊藤公が政友會を結成するにおよんで、君も、私も、總務委員に推された。君は公の命を欣諾して公の遺業を継ぎ、私は公の懇囑を卻けて己れの主張を固執した。こゝで君と私との行く途は、すつかり岐れてしまつたのである。

だが、政治生活において、その途を異にしながら、私が伊藤公とは終始離れなかつたやうに、原君と私との間にも、他人とは思へぬ心持ちが、常に脈々として通ふてゐた。君の政策に辛辣な論難を試みても、君はそれを根に持つやうなことはなかつたし、君がいくら冷然と構へても、私は別に氣にも障らなかつた。君の黨勢本位の行動には、頗る憚らなかつたけれど、その政治家としての異常の擔當力と熱意とは、實に衷心から敬服せざるを得なかつた。

かうした關係から、或る意味において、私は、加藤伯に對する以上、君に懐しみを感じてゐた。然るに互に政黨を異にし、互に有らゆる戰鬥力を傾けて、抗爭するを餘儀なくされたことも、一種の因縁と謂はねばなるまい。君の兇變を電知して、私は、何とも形容し難い沈痛の感に打たれた。

一、高橋内閣より加藤(友)内閣へ

高橋内閣の出現は、原君の死に依つて解體さるべき政友會内閣を、ただ七箇月

だけ、餘計に持ちこたへたに過ぎなかつた。

前内閣以來の積極政策は、財界不況の壓迫をうけ、既に萬遍なく自壞作用を起してゐた。それは、如何に樂觀主義の高橋君といへども、否定し得ない事實であつた。この事實の前には、何より先づ従來の如き政友會一流の放漫なる遣り方を改めねばならなかつた。高橋君が、組閣初頭の第四十五議會(大正十一年)において、施政方針の演説中『財政計畫に就いては、經濟界の實情に顧みて、緊急差し置き難きもの、外は、緊縮節約を旨とし、以て財政の基礎を鞏固にする方針を執り』云々と述べたのは、その政策遂行上、新たに方向轉換の必要あるを端的に表白したものであつた。

さりながら、方向轉換の事たる言ふに易く行ふに易からず。その統制力において無比の稱ある原君の在世當時すら、難中の難事として、持ち越されてゐたものが、内閣の首班が變つたからとて、さうやすくと出来るはずはなかつた。高橋君の緊縮節約は、ただ既定計畫の豫算額一億二千萬圓内外を、後年に繰り延

べたのみで、何等財政上の根本方針に觸れたものはなかつた。大正十一年度歳計總豫算十四億六千六百餘萬圓。例によつて物價高に累せられながら、政府が依然として、その物價高を維持するに他意なかつたことは、此の議會（貴族院）において、藤村男より『政府は物價引下げの必要を認めざるか』といふ質問を受け、高橋君は、政府の力にては物價を上下し得ずと答辯し、物價高の原因を、國民の購買力に歸してゐたことでも、ほゞ推測し得られた。すなはち高橋君は、當時、我國民の有せる購買力なるものが、主として政府の財界救済によるインフレーションの結果に過ぎないことには、毫も氣がつかないやうであつた。かやうな内閣に、經濟政策の方向轉換を期待するよりも、木に縁りて魚を求むる方が、却つて間違ひなかる。べく想はれた。

高橋内閣の關係は、全部、原内閣當時のまゝ居据つてゐた。政策の方向轉換は、この方面から見ると、全然問題にならなかつた。第四十五議會中は、貴族院において、前議會以來の懸案たる元田君の鐵道敷設案や、中橋君の昇格問題を解決し

たり、衆議院において、憲國兩黨の普選法案を阻止したり、内閣不信任案を撃退したりするため、首相以下まつたく汗みどろの態であつた。さうして漸く議會を切りぬけ、方向轉換の前提として、高橋君の腹案たる内閣改造に着手するや、二百八十一名の絶對多數黨は、たちまち蜂の巢を突き壊したやうな騒亂と、紛擾とを惹き起した。

黨内には、改造派たる高橋君を始め、野田、岡崎君等の一派と、非改造派たる、中橋、元田君一派の對抗を見た。改造派の意は、中橋、元田兩君等を閣外に却け、新たに田（健次郎）、小川兩君等を閣内に入れて、高橋内閣の陣容を建て直すにあつた。兩派の抗争は、目を逐ふてますます熾烈となり、中橋、元田兩君が高橋君の申出を跳ねつけ、飽くまでも辭表の提出を肯んじなかつたところから、遂に高橋君の内閣投出しとなつた。

この兩派の抗争が解け切れないうで、政友會内の二大暗流となり、事ごとに衝突して黨内に渦を巻いてゐたが、後ち、清浦内閣の成立（大正十三年一月）によつて、遂に表面に現れ、政界に

萬丈の波瀾を擧ぐるに至つた。元田中橋山本(達雄)床次鳩山(一郎)櫻内(幸雄)高橋(光威)君等百十四人は、黨外に走つて、政友本黨を結成して、清浦内閣の擁護に當る一方、横田岡崎野田望月(圭介)三土(忠造)小川君等百名は、高橋總裁(高橋内閣の首班となると同時に、政友會總裁に擧げらる)を支持して、政友會に踏み止まり、清浦内閣の倒壊に力めた。原君が素志を達し、伊藤西園寺兩總裁以來の絶對多數黨を築きあげてより、茲に三年九箇月、政友會は遂に分裂の運命に立ち到つたのであるが、これらの顛末は、私が敢て叙述する要もなからう。

ただ如何にしても遺憾におもはれたのは、高橋内閣の總辭職によつて、海相加藤友三郎大將が、後繼内閣の首班に擁立せられ、寺内伯以來の超然内閣が、ふたゝび現出したことであつた。しかもそれは、寺内内閣の場合の如く、山縣公のやうな權勢無比の元老が、遮二無二大將を奏薦した結果ではなかつた。斯公は此の年(大正十一年)二月に薨去されて、後に残れる元老は、政權に恬澹なる松方西園寺兩公のみであつた。加藤大將を推薦したのは松方公であつたけれども、大將が什麼しても固辭して受けない場合には、公は加藤高明伯を推す意思であつた。公

の意中を聞知するや、ひたすら高橋總裁に大命再降下のあるものと信じ切つてゐた政友會の幹部連中は、泡を食つて加藤大將邸に馳けつけ、此の日松方公のところへ、大命拜辭の諒解を得に行かうとしてゐた大將の出足を遮つて、極力辭意を翻して組閣されんことを哀訴歎願した。その結果、大正十一年六月十二日を以て、加藤大將を首班とする超然内閣は、滞りなく成立したのであつた。

政友會一派の謂ゆる政黨政治とは、單におのれの黨派に政權を握る以外の何物でもなかつた。若しおのれが政權を握り得なければ、政黨政治に熨斗をつけて、何人の手に讓渡しても可いのであつた。反對黨の内閣が出来るよりも、超然内閣の御用を勤める方が、彼等の本懐であり満足であつた。さういふ心がけであればこそ、彼等は歴代の超然内閣に忠勤を擧ぐることが出来たのであるが、それにしても、此の加藤(友)内閣擁立のために、彼等が取つたところの態度は、何といふ慘めさであらう。組閣の意なき加藤大將に、強いて懇願して組閣せしめ、何等の援助をも望まれざるに、自ら進んで援助を約し、研究交友兩派を中心とする

加藤超然内閣成立の報に、おのれの切望酬いられたり、額を叩いて恐悦しようとは！

さすがに冷静なる加藤伯も、この意外千萬の政局の推移をみて、覺えず聲を厲まして云つた。『政友會は時代を解せず、憲政を辨へず、無恥不徳固陋隱險、遂に舊式勢力と結託して、一種の情實内閣を出現せしめた』と。伯の憤慨は、すなはち私たちの憤慨であつた。若し伯の言を以て、政權が己れの前を素通りした爲めの失望の餘に出でたりとする者あらば、それはその人達の勝手に委さう——私のやうに土佐國民派のために蹶起した年少時代から、五十餘年間、恰も一日の如く、窮屈なる主義主張のもとに戦ひつづけて來た者の眼には、反對黨の行動が、殆ど一種の喜劇の如くに映つてならなかつた。

三、加藤(友)内閣の緊縮政策

加藤大將は、人も知る如く、ワシントン會議の全權として、原内閣の大正十年十一月十一日より高橋内閣の翌十一年二月十一日まで、専ら世界的外交の檜舞臺に活躍し、海軍制限條約を始め、太平洋平和維持に關する四國協定、其の他の重要な條約協定の成立に參加した軍部屈指の人材である。大隈内閣時代、八代海相に代つて相位に就き、爾來、寺内、原、高橋の三内閣に歷仕した此の人が、全權の任を解いて間もなく、擧げられて後繼内閣の首班となつたのは、取りも直さず、ワシントン會議の成果を實地に施して、軍備の縮少を斷行すること、および之に依つて、原内閣以來、まつたく忘れられてゐた財政整理に手を著けること、此の二つの重要な任務をおのづから肩上に、負荷されたものに外ならなかつた。

加藤首相は、その任務を遂行する上において、眞摯、且つ熱心であり、加ふるに、首

相としての器量において、組閣當初、何等の準備なしと云ひながら、殆ど何人よりも助言を受けずして、たちどころに、閣員の人選を終りたる如き、また多數黨の聲威にも屈せずして、自家獨特の緊縮方針を行はんとせし如き、彼の終始、原君のためには操られ通してゐた寺内伯等とは、全くその選を異にするものがあつた。

加藤首相は、大正十一年二月二十三日、第四十六議會において、政府の施政方針を明かにした。もちろん、此の内閣が、貴族院を中心とする起然内閣であり且つ國民の要望たる普選案に對し、何等考慮するなき點において、私たちは、斷然彈劾案を提げて戦ふべしとしたのであるけれども、しかし、在態に謂へば、首相の政治的見地は、ことさらに政府黨を以て任ずる政友會のそれには遠くして、却つて反政府黨たる憲政會の主義政綱に近接し、當日の施政演説の如き之をその前日（二月二十二日）、政友會大會において、高橋總裁が『財政の基礎を鞏固にし、同時に、教育の改善、社會的施設、運輸交通機關の整備、河川の改修等を始めとし、國力の充實、文化の進展に資すべき施設經綸は、固より之を等閑に附し去ること能はず。此の

際徒らに消極退嬰を事として、一時の安逸を貪るが如きは、悔を後代に遺す所以にして、我黨の斷じて取らざるところなり』云々と、原内閣成立（大正七年十月）以來、年々の大會に、黨首が必ず、團扇太鼓で叩き出すところのお題目に比すれば、『時勢を解する』點において、同日の談ではなかつた。首相はいふ。

世界は既に平和的保障の下に、將來の經濟戰爭を目的とし、實力養成の時期に入れり。此の状態に鑑み、帝國に於ても、國家の實力養成に努め、他日に遺漏なきを期すべきなり。而して是れを爲さんとせば、固より國民各自の實力充實に待たざる可らざるが故に、政府は曩に、國民各自の消費節約に關する趣旨の普及に勉め、同時に、物價調節上、差當り必要と認むる事項を實施して、國民生活の安定に資し、又更らに、國費を緊縮節約する爲め、華府會議決議の趣旨に基き、海軍々備の制限を爲すと同時に、進んで陸軍々備の整理縮小を斷行するの外、廣く一般財政の整理を爲すの方針を立て、其の一部は既に實行し、其の他は、大正十一年十二年に互つて實現することとし、大正十二年度豫算案を編成せり。云々。

と。すなはち政府は、此の施政方針に基き、大正十二年度歲計豫算案において、八艦隊計畫を放棄して、其の繼續費年度割四千六百萬圓（一億四千二百萬圓のうち）を節約

し、なほ陸軍においても、ワシントン會議において成立せる太平洋安全保障に關する協定に依つて、要塞の整理を行ふとともに前議會の陸軍縮少建議を容れて、四隊單位を三隊單位に改め、其他特科隊の在營年限を短縮する等、從來に無き整理縮少を敢行し、一方に、原内閣（大正十年度）において廢止されたる減債基金を復活して、之に四千二百萬圓を計上した。なほ制度の方面において、寺内内閣以來積弊の府たる、臨時外交調査委員會の廢止（大正十二年九月十八日）をも斷行した。

要之、政友會より憲政會へ、政權推移の過渡期に置かれた加藤（友）内閣は、それ故にまた、放漫政策より緊縮政策への分水嶺に立つた、中間内閣に外ならなかつた。此の内閣の大藏大臣は、後ちに私が藏相に就任した、第一次若槻内閣當時の日銀總裁たる市來（乙彦）君であつた。君はその得意とする堅實なる財政的手腕を揮つて、力めて、デフレーションへの轉向を計るに意を用ゐたらしいのであるが、高橋内閣の末期（大正十一年二月）大阪の石井某の破綻によつて、大阪および名古屋の銀行が大動搖を來たし、惹いて此の加藤（友）内閣の同年十月、京都商工銀行の

取付より、全國の銀行に取付騒ぎを生じたる結果、遂に同年十二月十四日、政府および日本銀行協議のもとに、約二億二千萬圓の資金を、救済の爲めに放出し、更に預金部より三千萬圓の資金を貸付けて、インフレーション政策へ逆轉せざるを得なかつた。同年の恐慌の主たる原因が、大正九年の恐慌救済のため放出せる巨額の救済資金を始め、其の後、英國國貨の國庫證券、同大藏省證券、同英貨大藏省證券等、通計約二億六千六百萬圓の現金償還および爲替銀行が戰時中内地にて借入れたる爲替資金の返還等によつて、内地正貨の増加を見、大正十年、原内閣の末期より高橋内閣の初頭にかけて、通貨並に信用の著しき膨脹によつて、謂ゆる中間景氣を現出したる、その反動に在つたことは謂ふまでもあるまい。戰時整理の期を逸したる財界は、動不動ともに何處までも、かうして、不健全なる變態現象に付き纏はれて行くのであつた。

加藤首相は、かやうなる經濟的情勢のもとに、一方憲政會の緊縮政策に共鳴しながら、他方、謂ゆる押しかけ御用黨たる、政友會の絶對多數の勢力に牽制せられ、

在任中、常に進退兩難の苦しみを嘗めつゝ、大正十二年八月二十四日を以て薨去した。議會に基礎を有せざる内閣の首班として、何人も多難とする政策の轉換期に處し、終始、政府對議會の抗爭に堪へ、その最後において、日支郵便約定を挾んで、單身病軀を挺し、樞密院對政府の折衝に當らざるを得なかつたその晩年は、實に私たちにも、同情に堪へなかつた。

四、第一次山本内閣と大震災善後策

第二次山本内閣は、世に謂ふ震災内閣である。加藤大將の薨去により、八月二十八日を以て、組閣の大命を拜せる山本伯は、九月一日、水交社において、閣僚の詮衡中、未曾有の關東大地震に襲はれ、二日の夜、なほ炎々として全市に漲る震火の熱煙を浴びながら、赤坂離宮内萩のお茶屋における親任式に列した。伯は以來、日夜この大災害の善後處置に苦心慘愴し、或ひは帝都復興審議會の如き機關を設け、或ひは帝都復興院の官制を布き、次いで第四十七議會(臨時議會)を召集して震

災に關する各種豫算案を成立せしめたが、之に續いて、十二月二十七日、通常議會たる第四十八議會の開院式に當り、虎の門における大不祥事件の勃發に會ふて、突如、内閣總辭職の止むなきに至つた。

山本首相の在任、前後百十有九日、その間、鞅掌せるところの國務は、震災に明け、震災に暮れ、實に震災内閣の名に背かなかつた。

私はいま、山本首相が、組閣の第一歩において、謂ゆる舉國一致内閣の計企に蹉跌したこ
とや、組閣後いくばくもなく、第四十七臨時議會において、火保問題のため、農相田(健次郎)
君の辭職により、内閣の一部崩壊を餘儀なくされたことや、またその復興計畫に大斧鉞
を加へられて、政府の威信を失墜したことなどを、一一事新らしく述ぶる興味を持たぬ。
ただこゝには、未曾有の震災に依つて、無慮五十億の富を失つた我國民の經濟生活に對し、
山本内閣は如何なる方策を施して、その大打撃を緩和せんとした乎。たとひ一時は之に
よつて、若干緩和の效を奏し得たりとするも、その大打撃による財界の創痍が、いかに久し
く我國民を苦しめ、後ち遂に、昭和二年の大恐慌を持ち來たさすには置かなかつた乎。を、

左に略記するに止めよう。

山本内閣の副総理格として、寺内内閣以來ふたゝび内相の要位に立つた後藤(伯)君は、親任式が済むと、すぐ會計課長を勤めてゐた堀切(善次郎)君を呼んで『出来るだけ手元に現金を集めて置け』と命じた。震災直後、さながら戦場の如き大混乱に處して、事を運ぶのには、何よりも現金が先に立つ。其處へ氣を馳せて、應急處置を誤らないよう注意したのは、さすがに後藤君であつた。君が畢生の智慧を絞つた復興審議會の膳立や、復興豫算案の骨組みが、山本首相の事大思想と相待つて、粗笨の嫌ひを免れぬ爲め、その實施運用上に、種々の荷厄介を伴ひ、數多の修正を餘儀なくされたにせよ、未曾有の災害善後策として、燒野原の帝都に直面しつゝ、兎にも角にも、あれだけの復興事業を基礎づけたことは、後藤君の手柄に歸せねばなるまい。藏相には、日銀畑の井上(準之助)君が擧げられ、田君は農相として出で、後藤君とあはせて此の三人が、震災内閣の中心を形作つた。さうして取りあへず、災害對策中焦眉の急に應じ、人心の動搖、財界の紛亂を鎮めるため、治安維持令、暴利取締令とともに、モラトリアムに關する緊急勅令を發し、

次いで、勸業興業農工の三銀行を通じて、預金部より四千六百萬圓の低資を供給し、之を應急施設資金に充てたのである。

五、震災手形補償令出づ

問題の震災手形再割引の損失補償令が、勅令第四百二十四號を以て公布されたのは、九月二十七日であつた。藏相井上君の説明を引用すれば、この勅令の目的は、『大正十二年九月一日に、銀行に集つてゐた何十億圓といふ手形は、その關係人の身許が、地震のためすつかり不明となつてしまつた。その結果は、手形の流通性がすつかり失はれてしまつたのである。そこで、その手形に流通性をつけ、何年間にか、銀行が、その手形を金にすることが出来るように、また關係人の財産整理も出来るようにしよう』と云ふにあつた。若し、さうしなければ、モラトリアムの期限終了後に、當然来るべき極端なる金融上の困難を除くことは、到底不可能だつたからである。

此の緊急勅令に依つて、政府は日本銀行をして、左の各號の一に該當する手形（大正十二年九月三十日以前の満期日を有する）の割引を爲さしめ、之に依つて日本銀行が損失を受けたる場合においては、一億圓を限り、同行に對し、其の損失を補償する契約をなし得ることとした。世に謂ふ「震災手形」、略して「震手」は、即ち之であつて、其の條件を次の四號に分つ。

- 一、震災地（東京府・神奈川縣・埼玉縣・千葉縣・及び靜岡縣を謂ふ、以下同じ）を支拂地とする手形、又は震災地に震災の當時營業所を有したる者の振出したる手形、若しくは之を支拂人とする手形にして、大正十二年九月一日以前に銀行の割引したるもの。
- 二、前號に規定する手形の書換の爲めに振出したる手形。
- 三、前二號に規定する手形、又は震災地に營業所を有する銀行が、他の銀行に對し、大正十二年九月一日以前に發行したる預金證書、若しくはコールローンの證書を擔保として銀行の振出したる手形。
- 四、前三號に規定する手形にして、日本銀行の割引したるもの、書換の爲めに振出したる手形。

さうして、右第壹號乃至第參號に規定する手形の割引は、大正十三年三月三十一日迄に爲したるものに限ることとした。ただ第四號に該當する手形に就いてのみ、其の割引の期限を無期限とした。なほ此の緊急勅令の期限、すなはち總べての震災手形（第四號をも含む）の満期日は、大正十四年九月三十日と規定されたのである。

當時政府の認むるところでは、震火災の爲めに物資を烏有に歸し、且つ信用の收縮の結果、流通困難となれる手形は、約二十一億圓であつた。之等の手形（震災地より振出したるもの又は震災地を受取地と定めたるもの）のうち、最も決濟困難なるものは、日本銀行に持ち込み、再割引を要求するものと見做し、其の額を五億圓と想定し、此の五億圓中の二割、すなはち一億圓は、回収不能のため、日本銀行の損失に歸するものと見積つた。該勅令によつて、政府が「震手」に關する補償額を、一億圓の限度に規定した根據は、茲に存する。

次いで政府は、第四十七臨時議會に、震災復興豫算總額五億九千七百七十餘萬圓(十二年度以降六箇年計畫、全部公債支辨とす)を要求した。其のうち大正十二年度分の支出豫算は、一千四百六十九萬圓であつた。憲政會および革新俱樂部(犬養君の國民黨と憲政會を去れる尾崎島田君等の無所屬團の大部分とが合體して、十一年十一月八日結成されたる團體、所屬議員四十五名)は、原案を支持したが、政友會の修正により、總額において一億六百三十萬圓(大正十二年分において、三百二十五萬圓)を削減され、また、火災保險會社貸付金及び同貸付資金公債法案(公債一億八千萬圓發行、年二厘の低利にて長期貸付)が、これまた政友會の反對をうけて、次の内閣へ持ち越されたのであつた。

六、清浦内閣の震災經濟

次の内閣は、大正十三年一月七日に成立した清浦伯を首班とする超然内閣であつた。山本内閣は、第四十七臨時議會を通過した震災復興公債法案を、いまだ實行に移さぬ以前に瓦解した爲め、清浦内閣は、組閣早々、之を運用して外債を起

し、復興材料の資金を調達せねばならなかつた。外債募集は、前藏相井上君の方針であつた。何故なら、震災地復興に必要な材料の輸入並に其の輸入代金の支拂ひによつて、内地の正貨準備に影響を來さず、且つ震災後不安定を極めつゝある財界に、異常の刺戟を與へないようにするには、之が資金を、外債に求むる以外、他に適當の方法はないからである。

清浦内閣の藏相は、勝田(主計)君であつた。勝田君は、前藏相の方針に基き、英米兩國の市場に、一億七千五百萬磅の募債をすることとした。之を當時の邦貨に換算すれば、五億五千萬圓に當るのだが、うち三億五千萬圓は、大正十四年二月と七月に、償還期限の到來する第一回、第二回、四分半利附英貨公債の借替に充當し、殘額二億圓を、震災復興費の財源に充てる計畫のもとに、準備を進め、大正十三年一月二十八日には、外國金融業者との交渉成立を告げて、募債條件の發表を見た。

此の外債は、世に清浦内閣の「屈辱外債」、または「國辱外債」と呼ばるゝものであつた。募債條件は、その前後における南米のアルゼンチンや、智利の募債せるものよりも、劣つてゐる

た。すなはち、英國市場においては、利率六分(利廻六分九厘六毛)、發行價額八十七磅半、米國市場にては利率六分半(利廻七分一厘)、發行價額九十二弗半といふのである。往年寺内内閣時代、歐洲戰亂によつて外貨の流入潤澤なるに乘じ、謂ゆる西原借款を起して擔保能力の有無をも吟味せず、支那に對し、八種一億七千五百餘萬圓を貸附けたのと同じ勝田蔵相の手で、この高利外債の約定が取り結ばれたことを想ひあはせれば、戦後の放漫なる政府の財政々策の影響と、大震災の打撃と、相俟つて、當時いかに、我國の財政が國際信用を失墜せしめてゐたかを、一層明瞭に理解出来るであらう。

清浦内閣は右の起債とともに、經濟復興資金三億圓案を樹て、大正十三年三月に、預金部資金三千萬圓を、勸業興業農工の三銀行および産業組合を通じて貸出し、また五月に、罹災被保險者見舞金支拂の爲め、六千五百萬圓(保險金の一部に該當す)を責任支出の形式に依つて貸出し、以て、前内閣以來の火保問題を解決したのみで、在任僅かに半歳に滿たぬ此の年六月七日に瓦解した。此の内閣は、成立後間もなく第四十八議會劈頭(二月三十一日)内閣不信任案上程の日に、衆議院を解散し、政友本黨の支持のもとに總選舉を斷行(五月十日)したが、護憲三派(憲政、政友、革新)の猛襲を

うけ、民論の包圍攻撃に會し、與黨慘敗の爲め、遂に内閣を投げ出さざるを得なかつたのである。

七、持ち越されたる震手問題

此の政變當時、および其の前後、我財界は實に多事多難を極めた。山本内閣および清浦内閣の、震災復興計畫の實行に依つて、兌換券の膨脹、入超の激増、並びに之に伴ふ正貨の減少、爲替低落等、幾多不健全なる經濟現象が此の時、相次いで生じて來たのは、蓋し避くべからざる自然の成行であつた。

兌換券の發行高は、大正十二年末において、十七億餘萬圓を算し、その前年すなはち、大正十一年末の恐慌救済のためにせる、インフレーション擴大の直後に比するも、なほ約一億五千萬圓の膨脹を示した。十三年に入つて、一時少しく收縮に向ひたるも、なほ一箇年の平均發行高において、十二年度よりも、一千七百餘萬

圓を超え、爾來容易にその膨脹の勢を改めず。一方に、全國組合銀行の貸出の預金超過額は、次第に増大して、底止するところを知らなかつた。(數字略)。通貨は爲めに、彈力を失ふて、物價の奔騰するに委せ、輸入の増進は、一層著しくなつたが、その震災に依つて、生活必需品並に復興材料の輸入税減免令の發布を見るや、復興景氣の出現を豫想して、さかんに思惑輸入したるため、減免令の施行期間の終了期(十三年三月末)の近づくとともに、各種物資は一時に殺到し、入超額は、十三年に入つて、無慮六億四千六百餘萬圓といふ、我國貿易史上空前の記録を作つたのである。(十二年の入超は、五億三千四百餘萬圓、十一年の入超は、二億五千二百餘萬圓)。

入超の激増は、正貨の著減を伴ひ、之が直ちに爲替相場に反映した。大震災前まで、四十九弗臺を維持してゐた對米爲替は、大正十二年十二月において、在外正貨の拂下を事實上停止せるが爲め、爾來低落の一途を辿り、翌十三年三四月頃より、益々その勢ひが急激となつて、同年末には、三十八弗臺に下落した。これが爲め、原内閣の當時より、最も強硬に金解禁即行を主張しつゝ、あつた日銀副總裁の木村君さへ、震災後には、止むなく、其の主張を抛つて、解禁漸進論者となり、濱口(雄幸)君の如きも、木村君同様、原内閣時代以來の金解禁即行

論者であつたが、十三年六月清浦内閣の後、加藤聯立内閣の藏相に就任したころには、財界四圍の情勢が、到底解禁即行を許さざるを見、解禁漸進主義を取るの餘儀なきに至つたのである。

之を要するに、これら不健全なる經濟現象の總ては、世界戦後の反動期において、整理を忽せにし、逆に、インフレーション政策を濫行して、局面の彌縫に力め、その行き詰りの極、漸く經濟政策の轉換期に面せる時において、端なくも大震災の衝動をうけ、我財界が殆ど收拾すべからざる破壊的狀態に陥つたことから發生した。加之、凶災對策として、政府の取れる諸種の手段は、その當時においては、もちろん止むを得ざる政策施設なりしにせよ、畢竟財界の再建に、何等積極的意味を有するものでなく、單に、震災によつて破壊されたる經濟機構に、一時的修理を加へて、之を次期に持ち越したといふに過ぎなかつた。その持ち越された代表的のものは、取りも直さず、震災手形の問題であつた。

震災手形の割引総額すなはち山本内閣の蔵相井上君の提案のもとに、緊急勅令を以て公布された、謂ゆる震災手形補償令によつて、大正十二年十二月末までに、日本銀行に再割引を求めて來た手形の總額は、——大藏當局は五億圓の想定だつたが——四億三千萬圓を算した。後には、二億七百萬圓(大正十五年十二月末)にまで減少されはしたけれども、この四億乃至二億を計上する巨額の「震手」は、一面、戦後より持續せる不自然なる信用の膨脹を依然支持して、通貨膨脹の要因となり、他面、金融機關の整理を妨げ、銀行内容の悪化をそのまゝ放置するの結果を招來して、我財界の不安動搖を、ますます助長せしめた。これを完全に處理せざる以上、金融機關の整理は、全然望み難く、従つて財界の再建などと云ふことは、何人も絶對に、思ひもよらぬことであつた。

清浦内閣の後には、加藤高明内閣の成立を見、さらに次いで、若槻内閣は組織された。加藤内閣は、震手問題を未解決のまゝ、若槻内閣に引繼いだ。私は、若槻内閣の蔵相に任せらるゝや、之に根本的解決を與ふべく、昭和二年の第五十二議會

に、震災手形損失補償公債法案および震災手形善後處理法案を提出した。兩法案は、どうにか議會を通過したが、しかも、議會における審議に端を發して、間もなく金融大恐慌を勃發するにおよんだ。

何故に、議會の審議が、さほどまでに、險惡の形勢に陥つた乎。それが何故に、大恐慌にまで突き進まざるを得なかつた乎。といふ、その經緯の真相は、ありのまゝに、私はこれを、次の編に詳述しなければならぬ。

第參篇 加藤・若槻兩内閣と私



伯明高藤加



加藤高明伯



若槻禮次郎男



濱口雄幸氏



若槻禮次郎



濱口雄幸氏

第一 雌伏時代の私

清浦内閣に取つて代つた加藤高明内閣は、第一次および第二次の二つに分たれる。第一次は、加藤聯立内閣。すなはち憲政會を中心とし、政友會革新俱樂部の三派協調のもとに組織された謂ゆる護憲内閣であり、第二次は、協調の決裂に依つて總辭職後新たに成立した加藤單獨内閣で、取りも直さず純粹の憲政會内閣であつた。前者は、大正十三年六月十一日から翌十四年七月三十一日まで續き、後者は、同年八月一日、加藤伯が再び組閣の大命を拜した日より、その翌十五年一月二十八日、伯の薨去に至るまで續いた。

第二次加藤内閣の後を承けたのが、若槻内閣である。前年の高橋内閣が、原内閣の延長である意味において、此の若槻内閣もまた、加藤内閣の延長と見做して通算すると、加藤内閣の壽命は、二年と十有一箇月。原内閣の三年九箇月に較べ

て約十箇月短いけれども、之を他の内閣のそれに比すれば、相當長かつたと謂へる。私は、加藤伯の第一次内閣においては、内務政務次官を、第二次内閣においては、商工大臣を、各歴任し、若槻内閣におよんで、大藏大臣に任せられた。従つて閣僚の一人として、その期間内に起つた大小諸種の問題を點檢し、一一これを精寫するのは、到底此の小編の能くするところでない。故にこれより以下は、私が責任を以て直接取扱つた事柄、および其の事柄に關係ある範圍の叙述に止めるであらう。

ただ此の場合、私として割愛し得ないのは、原内閣の總選舉に際し、郷里の高知縣より衆議院議員に立候補して破れ、清浦内閣の總選舉に、京都市より立つて當選した、此の四箇年間の謂ゆる雌伏時代における、私の政治行動に就いての記述である。此の間において私は、或ひは黨の總務の一人とし、或ひは顧問の一員として、總裁加藤伯に隨ふて多くの政友とともに地方に遊説し、または黨内に立て籠つて、兵站部の任務に参加し、兎角寧日はなかつたけれども、しかし、孰れかと

謂へば、議院に席を失ふた私としては、その努力が、外面よりも内面に注がれ、靜に時勢の動きを観察、且つ研究して、之に依つて得たる經驗抱負を、他日實地に施さんことを期するにあつたは否み難い。

加藤伯は、清浦内閣の總選舉に大勝を博した際、黨の議員總會(五月二十九日)に臨み、黨員の祝辭に應へて斯う云つた。『今回の好結果を得たことは、まことに御同慶に堪へぬところである。さりながら、坊間、我黨は多年逆境にあつたと稱せられてゐるけれども、予自身としては決して左様に感ずる者でない。唯主義主張に終始したものであつて、決して逆境と云ふべきでない。固より議員の數において、少數であつたことは勿論であるが、夫れが今度の選舉において、世間の認むるところとなつて、衆議院に第一黨となつたのである』と。私は實に伯と、その感を同じうせざるを得なかつた。私が雌伏時代において得たところのものは、後ち、所期の如く實現せるあり、或ひはいまだ實現せざるあり、或ひはまた、實現せんとするも、時勢の既に急變し去れるため、新たに修正を施さねば不可能

なるものもあるが、その孰れにもせよ、總べて私としては、飽くまで政治的良心のもとに、その主義主張に終始する以外、秋毫も他意のなかつたことを、茲に明記するを得るは、甚だ欣幸とせねばならぬ。當時の立論に就いて、いま、その二三を擧ぐれば、次の如くである。

一、雌伏時代の經綸回顧(上)

『現代社會の缺陷は、所有衝動が跳梁して創造衝動を虐ぐるに在りと、ベルトランド・ラッセル氏は喝破して居る。如何にもさうだ。宗教に徴が生えたのも、教育に氣が抜けたのも、全く是れが爲めである。此の意味を含んで、歐洲大戰の因果を咀嚼すると、一一容易に消化することが出来る』。これは私が選挙戦に敗れた翌年(大正十年)の元旦から、二十五日間に亘つて、大阪毎日新聞に連載した論文の冒頭であつた。

論文は題して「經濟組織の改革」。その旁題は「現代組織の批判と對策」と謂つた。回を

分つこと三十有三。「緒言より始まつて對策の結論におよんでゐる。前半は、明治維新以來、歐洲大戰とその戦後に至るまでの、我社會組織並に經濟組織を概観して、之に批判を下し、後半には、現在および將來に亘つて、之に善處すべき最も主たる對策の要を撮んで論述したものであつた。

今にして見れば、その構想の粗笨にして、立言の杜撰なる、もちろん識者の叱正を免れぬものが多々あるとおもふ。しかし、その立言構想の本質に關する限りの意味においては、私は今なほ當時の所論を改竄するの要を見ない。云ひ換ふれば、私はその當時において、緊要の國策として論じたところのものは、假令國策自體としてはいかなる批判をも甘受すべきであるにせよ、その國策提唱の根本見地が、確乎たる經世的信念に基けるものであつたことは、私として、これを斷言するに憚るところはないのである。

私は、その立論において、世界大戰後二年の當時、先づ我帝國の國策として、最も緊要と信ずる三大綱目を擧げ、併せて經濟問題の中核をなすものとして、また

別に三大綱目を示した。前者は、第一、食糧問題、第二、教育問題、第三、軍備問題であり、後者は第一、原料問題、第二、生産問題、第三、資本問題であつた。

借問す。何故に、以上舉示したところのものが、緊要の國策たり、且つ經濟問題の中核たるの意義をもつのである乎。私は之に答ふべく、これらの問題の箇々に就いて、その理由を次の如く説明したのである。(經濟組織の改革第一一八頁—第一三二頁引用)

第一、國策としての食糧問題は、極めて難問題として扱はれて居る。如何にも難問題であらう。然もそれが、刻下の最必要問題である。此の國策が樹たぬのは、政治家に力量が無いのか、それとも、國運の行き詰りか、僕は毫も心配するに足らぬと思ふ。

(イ)一刻も早く小作の制度を立てよ。而して小作人をして安んぜしめよ。安んじて自作に立ち還らしめよ。中産の自作者を保護せよ。自作者をして小作者に陥らしむる莫れ。

(ロ)一刻も早く米價を調節せよ。調節の爲めには取引所法を改めよ。國民をして米を公設市場に求めしめよ。米の運賃を引き下げよ。而して配給を便宜ならしめよ。

政府の考案に成る常平倉問題は、米を官營とするの覺悟を以て之を決定せよ。少くとも米の最高と最低との價格を公定するにあらざれば、何の効果が無いのみならず、却つて弊害を生ずるであらう。

(ハ)生産高と消費高とを誤算すること莫れ。生産高を知ることが決して難からず、然も消費高を知ることが頗る難い。民を治むるは水を治むるが如し。米の高い時にのみ米無しデーは必要ではない。米の安い時でも米無しデーは必要である。其の一貫したる處に消費量が一定する。其の一定したる處に國策が樹つのである。地方官たるもの、熟考すべきである。

(ニ)政府は生産高と消費高とを常に考慮する。而して其不足量を補充すべく常に對策を有せねばならぬ。然も對應の根本策は、日支親善である。日支親善の孕みは、食糧の自給自足となる。爰に於て、初めて價格の安定が生ずるのである。大隈内閣は米を買ひ上げて損をした。寺内内閣は米價に惱まされて倒壊した。原内閣は外米を買ひ入れて大損をした。而して今は反對に米價の下落に會ひ潰れかゝつて居る。何と云ふ不用意のことであらう。

第二教育問題は現内閣(原内閣)の裏を行きさへすれば宜い。一般會計のみにても十六億の豫算を組んで、國庫負擔の高等教育を擴張及び増設するのは贅澤である。高等教育は成るべく私學主義を採るが宜い。而して普通教育即ち國民教育に全力を注ぐが宜い。義務教育年限は之を八年迄延長し、義務教育費は漸次之を國家が負擔すべきである。普通選舉に意義が湧くのも、經濟組織に理解が生ずるのも、デモクラシーが活きて働くのも、出發は此處からである。近頃流行の學校昇格問題は、實を云へば、教育過食問題である。

第三軍備問題は、最高の理想を以て扱はねばならぬ問題である。而して國民としては、國家の總豫算額の半に達せんとする大問題である。而して更に、一國の意思のみを以て、扱ふことの出來ぬ問題である。僕が我國の經濟的缺陷を述ぶるに際し、我國家の大精神が世界に闡明し盡されぬのを憤慨したのは、此の意味をもつからである。僕は我日本國家の大精神を世界に宣傳し、世界各國の諒解を得て、而して後に、軍備大縮少案を提出するのは、我國民の責任にして亦大なる使命であると思ふ。

願れば、私が謂ゆる國策三大綱目を提唱してより、茲に十有三年。我國の食糧問題が、歴代の内閣によつて如何に取扱はれ來つたかは、敢て絮説するを俟たぬであらう。米穀國營の實現は、いまだ容易に庶幾し難く、私の立言は、今日いまだその總べては實行されて居らぬにせよ。既往に實行されざるものも、將來において實行されんとし、尠くとも實行さるべき機運に向ひつゝあるを、何人も否定し得ぬとおもふ。たとへば、その最も困難を告げられた米價の價格公定案の如きも、現に、齋藤内閣に依つて、米穀統制法により、最高および最低價格を公定し、之が運用を見るに至つたではないか。

次に教育問題は、本論を發表せる後、間もなく、貴族院において昇格騒動に關聯し、中橋文相彈劾を意味せる風紀維持案の上程(大正十年二月十一日)となつたのである。且つ當年における過大なる高等教育機關の擴張および増設は、漫に、國庫の負擔を加重して、知識階級の失業群を社會に氾濫せしむる結果を生じ、惹いて現在、最も憂慮すべき社會問題發生の要因となりつゝあるは、人の知るところであらう。殊に、軍備問題に至つては、其の後、一年ならずして、ワシントン會議における米

國全權ヒューズ卿の海軍々備制限提議となり、此の條約締結によつて、加藤(友)内閣の海陸軍備縮少による民力の休養を齎らし得た。此のことは、既に前段に述べた通であるが、要するに、常時にせよ、非常時にせよ、國防の忽せにすべからざるは勿論、その軍備が、列國の情勢に照らし、平和を最高の理想とする我帝國の大精神を、基調として爲さるべきは、おのづから國論の歸一するところであらねばならぬ。

一一、雌伏時代の經綸回顧(中)

經濟問題に關する三大綱目において、私は第一、原料問題には日支の提携協力を説き、第二、生産問題は、すなはち經濟問題に外ならずとして、其の經營に二途あるを述べてそれを細叙し、第三、資本問題には、ただちに銀行問題に觸れて、之が制度組織の改善を主張した。曰く、

第一、經濟問題としての原料問題は、極めて重要な問題である。輸出貿易を以て立たね

ばならぬ我國の經濟が原料に不足を生ずるのは、何としても苦痛である。此苦痛を醫癒する唯一の方策は、日支親善の外に無い。政府も國民も、全精神を茲に注がねばならぬ。然るに何事ぞ政黨員は利權を提けて支那の財界を攪亂する、現政府の外務大臣は、現内閣を擁護せんが爲めに、前内閣の外交を中傷する、僕が現在の政黨は國家と國民を喰物にする、我利々々盲者の集團であると痛罵するのはこれが爲めである。此等の盲者を退治して、赤誠を披瀝し、真心より生ずる親善の實を擧ぐるのが目下の最大急務である。一例を擧ぐれば、製鐵事業の如きは全部を開放して、日支合辦の事業たらしむべし。紡績事業の如きも之を開放して、日支合辦の手に移すが宜い。而して資本は日本より低利に之を融通し、經營は日本人之を負擔し、土地と原料は資本に換算し、勞働力は、彼地に於ては支那人をして負擔せしむるが宜い。然も其の利益は、一點の私心なく、公平に分配するが宜い。赤誠を披かざれば、何で親善が築かれよう。日本人も支那人も、醒めねばならぬ。悟らねばならぬ。

第二、生産問題とは、生産に従事すべき經營問題である。此經營問題には、二つの區別があ

る。一は國家の經營に移すべきもの、二は資本的經營に委すべきもの、而して國家の經營に移すべき主なるものは(一)貯蓄銀行(二)生命保險である。此の二つの事業は、事業自身の性質より見るも、之を單なる資本的經營に委すべきでは無い。而して更に一層國營の急を要するものは、労働保險であることを明言して置く。

貯蓄銀行

大正七年	本 店	六百六十一
	支店出張所	壹千六百八十四
	拂込資本金	壹億六千五百三十三萬七千五百四十七圓
	積立金	五千八百八十七萬三千六百三圓
	各種預金	拾壹億九千五百六拾壹萬四千四十二圓

此の預金が如何に運用せられつゝあるかと云ふに、

國債證券	1,10	地方債證券	0,21	株式證券	31,99	社債及株式證券	3,21	地所家屋工場財團	19,31	商品及雜種船舶	9,59	保險及信用	34,59	計	100,00
------	------	-------	------	------	-------	---------	------	----------	-------	---------	------	-------	-------	---	--------

此の表を眺めて先づ感ずるのは、

- 一には零碎なる資金が凝結して一個の資本力を爲したことであり。
- 二には、其資本力が純然たる營利企業に向つて働きつゝあることである。

此の二個の直感は、甚だしく政治家の頭を刺戟する。主として無産者階級より成る、汗血の結晶が、却つて反對の方向に働きつゝあるの事實は、見逃すべからざるの事實である。而して毎年平均一割四分より二割に達するの利益を、營業の所得と爲されて居る。斯る所得を擧げんが爲めに、

三、保證及び信用的の放資が其大部分を占むること。

を看取するに於て、運用の危險をも感ぜざるを得ぬ。

生命保險

大正八年	本 社	四十一
	拂込資本金	一千百十七萬八千七百五十圓
	保險契約高	二十一億一千五百餘萬圓
	一ケ年ノ收入保險料	九千五百三十一萬三百十七圓
	一ケ年ノ營業費	三千五萬八百九十六圓

一ケ年の營業費は、一ケ年の收入保險料の三割強と爲つて居るが、中には五割以上の營業費を使つて居る會社も在る。さういふ會社は、支拂保險金及び解約償還金等を差引くときは、正當なる責任準備金を積立つることが出来ぬ筈である。

今後營業費は倍々増加するであらう、百年の大計を立つべき事業としては、前途必ず

しも樂觀を許さぬ。之を營業費の節約點より觀て、而して更に事業の性質事業の分量を受け入るゝ金の源泉出して働かしむる金の方向等を仔細に考慮するのが政治家の頭である。

資本的經營に委すべき凡ゆる事業の經營には、左の二個の法則を設けたいと思ふ。

一、利益分配制 二、從業者の經營參加制

利益分配制は、歐米に於ては一八四二年頃より漸次實行せられ、一九一二年の統計に依れば、其の實行の數は、

佛國一一四 英國七七 米國加奈陀四三 獨逸四二 瑞西一四 和國一二

と爲つて居り、而して何れも定款に明記して居るのである。其分配の方式歩合は、元より一定では無いが、之を意譯して我國の實情に押し箝めて見れば、

(一)總利益金中より、法定積立金として利益金の百分の五資本報酬金として拂込資本金に對し五分乃至七分の利息を控除したるものを分配利益金とすること。

(二)分配利益金中より、其四割を資本家へ、其二割を從業者へ、其二割を首腦經營者へ、分配

すること。

といふ風に爲つて居るやうである。現に我國にも之を實行して居る處が在るやうに聞いて居る。併しそれは、定款に規定して居らぬのと、今一つは恩惠的思想に囚はれて居るのが遺憾である。利益分配制は、恩惠的思想の產物では無く、勞働價值論より出發したる、權利的思想の產物である。

從業者の經營參加制は、勞働者と資本家とを對等の地位に置き、而して更に經營首腦者を加へて、三角同盟を造らしむるので在る。凡そ如何なる事業でも、此の三者が鼎立しなければ完全なる能率を擧ぐることは出來ぬのである。而して既に利益分配制を認むる以上は、次には必然的に從業者の經營參加制を認めねばならぬ譯である。蓋し之を認むるにあらざれば、利益分配制は畫餅に屬するからである。

如何なる形式に依つて參加せしむるか、一寸と問題である。是れは從業者をして、委員を選擧せしむるより他に途は無いと思ふ。委員を任命するが如きは、絶対に避くべきである。今一つ問題と爲るのは、協調機關であるが、さうなれば、公の機關が出來るであらう。

歐米に於ける実績を徴するに、一時は勞資抗爭を解決する唯一の方策として、互に歡迎せられたが、近時勞働運動の赤化に伴ひ、利益分配制の缺陷が指摘せられて、其の效能が薄らいだやうである。併しそれは、勞働運動が赤化した國のことである。我國は大に事情を異にするから、前車の覆轍を踏まぬよう、亦制度の缺陷に墜ちぬよう、誠意を以て相互の利益を企圖したならば、必ず多大の効果が得らるゝと思ふ。(略)

第三、資本問題として、第一に決定を要するは、銀行問題である。

(イ)都市と府縣を級別し、其級別に従ひ、銀行の資本額を制限すること。但相當の猶豫期間を與へ、合併を勧誘すること。

(ロ)日本銀行の制度組織を改革し、中央銀行としての機能を發揮せしむること。

(ハ)特殊銀行の條例を改正し、普通銀行と競争せしめざること。及び特殊銀行を合併し、其の機能を完たからしむること。

と。而してその生産問題—經營問題において、資本的經營の根本方則が、勞働問題の解決に存する點に着眼し、勞資協調を制度化、組織化して、生産能率を高むべ

きを力説した私の主張は、容易に資本家階級の容るゝところとならずして、爾來ますます勞資の對立、抗爭の勢を激化したのであつた。私は之に對して、重ねて同年(大正十年)八月「勞働爭議の歸結點」なる一論策を發表し、政府、資本家、勞働者、並びに社會公衆に、問題の重大性を明示して、その反省と考慮を求め、苟くも戦後の大勢に處し、資本主義經濟組織のもとにおいて、生産に従事するかぎり、何人も右の主張を容認して、勞働問題の合理的解決に當るの外、斷じて他に最善の對策なきことを切言して止まなかつたのである。(拙著桃俣獅子吼集第五一頁—第六五頁引用)

大阪及神戸に於ける勞働爭議は、英國の炭礦爭議に比すべくもないが、我國の經濟組織と經濟力との比較に於ては、反つて其反響が重大である。僕をして眞實を語らしめよ。華府會議の問題は實に重大である。然れども其の重量は勞働問題には如かぬ。華府會議問題も詮じ詰むれば勞働問題である。生産能率問題も結局は勞働問題である。蓋し勞働問題とは倫理的に云へば、人類に關する凡ての問題中の人間の價值如何の問題であるからである。

我國の政治家は國家を知つて國民を識らぬ。國民の總體を知つて國民の個性を識らぬ。

時には、國家も國民をも打ち忘れて、無我夢中になる政治家もある。繰り返して曰ふ、労働問題とは、人類に關する凡ての問題中の人間の價值如何の問題であると。現代の政治は此の問題の解決より始めねばならぬ。(略)

私は斯く問題の本質を明かにして、爲政者の省慮を促がして後、資本家階級に對して、これが解決の根本精神を説明し、且つその解決方法を次の二點に置くの必要を力説した。

僕をして資本家の立場に立たしめよ、資本家の望みは、單に資本主義の擁護に外ならぬ。此の堡壘さへ安全ならば、労働者は親愛なる我友である、兄弟である、骨肉であらねばならぬ。此の意味に於て、此の精神に於て、争議を悪化せしむることは、而して社會の同情を労働者側に濺がしむることは、經濟戰を政治戰、若くは社會戰たらしむるものであつて、唯一の堡壘を危機に措くものである。否、既に堡壘は其危機に措かれて在る。資本家は、全力を濺いで其の堡壘を護らねばならぬ。歐洲大戰の善後策中の主なる一は、將來の生産能率を高むることである。生産の能率を高むるには、資本主義に依る外は無。論よ

り證據露西亞のそれを見るが善い。共產主義は、主義としては成り立ち得る。併し乍ら、是れには歴史約道程が在る。工業主義的歴史の道程を踏まざる社會に、共產主義の成り立つべき筈が無い。今我日本の社會は、工業主義の歴史的道程に上つた儘である。我々は此の確なる事實を無視してはならぬ。併し學者が提燈を點けて先驅を爲すことを妨げぬ。只夫れ妨げぬ。我々は徐々として安全に進まねばならぬ。(略)

然らば即ち、争議の歸結點は自から生ずる。

(一)資本家は速かに、團體交渉權を認むべきである。組合に這入らぬ労働者を中間に介在せしめて、自己の利益に操縦せんと欲するが如き、舊式の手段は少くとも今後に於ては通用せぬ。

(二)工場管理委員制度は、團體交渉權の必然的產物である。團體的交渉を遂ぐる最善の方法は、委員制度の他には無い。委員制度を樹立することは、團體交渉權を認むるからである。

(三)資本家は大膽に男らしく、而して産業に其の忠實を示すべく、利益分配の制度を樹つべきである。利益を分配することは、労働者を生産の要因と看る工業主義的觀念の

避くべからざる結論である。其の實例は近く英國の炭鑛爭議の解決にも用ゐられて居る。其の分配率を如何に定むべきかは、英國の炭鑛爭議に於て繰返されたやうに、互に數字を以て争はねばならぬ。此の場合其の争ひは、公争であつて斷じて私争では無い。(略)

以上の二點は、既に私が前論において述べたところのものである。十餘年後の今日、或ひはブロック經濟を提唱し、或ひは統制經濟の必要を論じ、その必然の歸結として、資本主義より漸次國家社會主義に轉向すべきを説かれてゐる。現在、私もまた、これらの主張に對しては、大體において異論はない。何故なら、國家社會主義と謂へば、いかにも革命的の響きを有するけれども、その實體は、單に經營を、資本家階級の手より國家に移し、國家の統制のもとに、從來の資本主義的生產組織の運用に當るといふに過ぎないからである。従つて、その實體よりもれば、國家社會主義は、すなはち國家資本主義と名づくべきであるが故に、私が『將來の生産能率を高むるには、資本主義に依る外は無い』とした右の斷案は、今日においても、敢て之に些の修正を加ふるの要を見ないのである。

三、雌伏時代の經綸回顧(下)

私は斯く、資本家階級に警告すると同時に、労働者階級に對しては、専ら労働問題を立法的合法的に解決せんことを望み、大正九年末より大正十年にかけて、各地に頻發せる労働爭議が、動ともすれば、『議會政治を手温いとして直接行動に出ようとする』の傾向を難じ、經濟戰をして、斷じて政治戰社會戰たらしむる勿れと痛論した。何となれば、若し労働者階級が、當時日本の知識階級を眩惑せしめつつある露西亞革命以來の過激思想に囚はれ、いま直ちに工場管理の如き急激の主張を貫かんとして、輕舉妄動するにおいては、國家は止むなくその權力を以て、之を彈壓せざるを得ざる結果、労働者階級は、戰後における我國の資本主義組織の發展に依り、折角贏ち得たるその經濟的階級的地位をも崩壊せしむるの破目に陥るからである。

資本家階級の立場を認識すると同時に、労働者階級の地位を保證し、両者が互に生産要因として分離するを得ざる緊密の關係にあるを自覺し、その自覺のもとに、『生産を多量にし、且つ其の生産利潤を多からしめ』、兩者に對して共通的に、『利潤の分配所得率を向上』せしめんとするのが、取りも直さず、私の労働問題解決の綱領であり、惹いてまた、生産問題解決の骨子であつた。それゆゑに、私は此の兩問題解決の前提としては、何よりもまづ、國家が生産の二大要因たる勞資を對等の立場に置いて、兩階級の利害を政治的に共通せしむるを、當面の急務とした。『労働者を經濟的に認識して、生産的要因たるの立場を與ふるに先だち、労働者を政治的に認識して、政治的要因たるの立場を與へねばならぬ。云ふまでもなく、それは、普通選舉である』(桃俣獅子吼集第六四頁)。私の見るところによれば、普通選舉は、單なる政治論上の問題のみではなかつた。普通選舉を、經濟問題解決の前提とし、問題の重心を、經濟論上に置いたところに、私の國策的見地は在つたのである。

普通選舉法案は、原内閣時代、議會に上程さるゝ毎に、政友會の反對を受けて、否決に次

ぐに否決を以てし、やうやく、加藤聯立内閣のもとに、大正十四年(三月二十五日)第五十議會に上程して可決確定した。普通問題によつて、衆議院解散直後、第十四回の總選舉に、高知縣より立候補して落選した私が、内務政務次官として政府委員席に加はつた此の議會に、普選案が通過したことは、何かの因縁と謂ひ得よう。多年、反對側に立つて之が阻止に力めた政友會の諸闘士が、案の通過に、始めて破るゝばかり拍手の聲を送つたことも、思ひ出のひとつであらねばならぬ。

經濟問題に關する綱目のうち、運用問題の一に擧げた生命保險の制度に就いては、私は、内務政務次官より商工大臣に轉するや、ただちに、所論を實行に移し、先づ保險準備金制度に對して、改正を促し、保險料積立計算に關し、從來の放漫なる計算方法を革めて、斷然チルメル式に依る方針を引締め、主務省において、之が監督を周密、且つ嚴重に行ふこととした。また、その生命保險國營論に就いては、積年の主張に基き、具體的にその方法を立案して、首相に提示したのであるが、これは、實行の緒に就かずして、藏相に轉じた。さうして、藏相としての私は、就任早々、

前述の如く、『資本問題として第一に決定を要す』との持論に基き、『銀行問題』の解決に手を着けたのである。

以上は、私が雌伏時代における立言の概要を述べ、同時にそれが後に如何にして實行に移され、且つ幾許の程度に實行されたるやの過程の一般を叙したものに過ぎぬ。私はもちろん學者ではない。また謂ゆる人氣取りを目的として、煽動政治を能事とするものでもない。夫の高遠の理想を標榜して難解の理論を羅列したり、志士の激越の口吻を弄して、國民の感情を刺戟するなどの藝當は、私の至つて不得手とするところである。それゆゑに、私の既往の言説は、平凡にして無味、何等人の耳目を聳てしむるに足らないのであるが、若しそのうちに、聊かにても政治家としての經綸抱負とも見らるべきものがあるならば、それは、幸に實行の機會さへ與へらるれば、私はいつにても之を、實地に施し得るの用意と、確信とを有してゐたことだけを、記すれば足りよう。たとひ、いかに不人氣、不人望なるにせよ、『理想は理想、現實は現實』と、一の政策に、二様の態度を取るが如

きことは、その政治生活の、逆境にあると順境にあるとを問はず、私には絶対に許されざることであつた。

『經濟を離れて政治なし』。これは私の政治生活——政治行動のスローガンである。私はこのスローガンを掲げて、寺内内閣に迫り、原内閣に迫り、また清浦内閣に迫つた。そのころまで、議會においては、豫算面の數字を閑卻して、質問は質問、答辯は答辯、議員も政府當局も、演壇に立てば、雙方云ひたいだけのことを言つて、得々然としてその席に復るの狀態であつたが、私は、何處までも、豫算委員會において、小大となく數字を示し、政府委員が、之に充分の答辯をなすまでは、相互にくたびとなく演壇に立ち、且つ立たしむるを辭しなかつた。これが、議會に、現時行はるゝ一問一答式の濫觴となつた。

帝國議會始まつて以來、その議席を占め來つた多數者には、經濟知識が幼稚であり、或ひは、まったく缺けてゐた。甚だ無禮な申分ではあるが、それは争ふべからざる事實であつて、謂ゆる政治家が、數字を離れて治國平天下を論ずるを常

とした多年の因襲が、議會に反映したものに外ならなかつた。國民の經濟的自覺に依つて、後ち、年を逐ふて多少改つたけれども、しかし、大正年代に入つても、議員の多くは、政府より少しく煩雜なる數字を示され、計數の面倒なる豫算面を突きつけらるれば、依然辟易して、口を緘するを餘儀なからしめられてゐた。同時に政府は、これを得たり賢しとして、ますます官僚的技巧を弄し、豫算編成の形式を複雑にして、經常部と稱し、臨時部と稱へ、又は一般會計と云ひ、特別會計と云ひ、而して別に、各繼續費を計上し、錯綜混淆容易に其の豫算案の真相を究め難からしむるを得意としつつあつた。

私は謂ゆる一問一答式によつて、豫算の本體を明かにするとともに、右の如き豫算編成形式の不當を指摘して、専ら輿論の喚起に力めた。『經濟を離れて政治なし』といふは、取りも直さず、『豫算を離れて經綸なし』といふに歸着する。政府にして、真にその經綸を以て、國民に蒞むの自信を有するならば、豫算は何人も一見して了解し得るやうに、その編成の形式を改めねばならぬ。(挑僊獅子吼集第三

六頁―第三八頁)。私のこの主張は、いつかは、必ず實現の機會が來るとおもふ。

四、雌伏時代の憲政會

私の雌伏時代が、同時に憲政會の雌伏時代であつたことは云ふまでもない。加藤伯は、假令此の時代を、必ずしも逆境と感じなかつたにせよ、大隈内閣時代の同志會所屬百五十議員が、寺内内閣の總選舉に、百十九に落され、續いて原内閣時代に、百零八に激減し、清浦内閣の成立當時には、僅に百零三であつた。この間、いくたびとなく政權が、己れの面前を素通りするを目送せざるを得なかつた伯として、もちろんそれが得意であらう筈はないではないか。

雌伏時代において、取りわけ苦痛を感じるのは、政治資金の問題である。世上、伯を云へば直ちに三菱を聯想し、伯が手をさへ出せば、すぐ三菱から、政治資金がいくらでも、轉ろがつて來るやうに想像するものもあるやうだが、實に思はざる

も甚しいもので、事なんぞ左様に容易ならんやである。また假令、轉ろがつてくるにもせよ、伯自身は、それを快しとして、手を出す人ではない。こゝに伯の面目がある。假りに手を出したところで、さう無際限に、提供出来るものではない。そこに三菱としての立場があらねばならぬ。

三菱の立場を害せず、伯の面目を傷つけざる範囲内で、事を滑めらかに運ぶには、双方の間に適当な宰領が要る。その双方の宰領を、一身に兼ねたのが、仙石(實)君その人であつた。しかし、八年といふ長い間には、直接伯の懐ろから出た資金も、可なり巨額に上つた。それ故にさすがの伯も、しまひには、段々ポケットに金を箱めるを忘れぬやうになつた。従つて、伯を説いて、その金を外づさしめることが、黨の幹部に課せられた重要な役目？のひとつとなつたものである。

だが、さういふ役目は、誰れあつて進んで引きうける筈はなかつた。資金が要るといへば、たいがい選舉費用で、副總理格の若槻君は、始終これが爲めに頭を悩ましてゐた。さうした場合、いつもよく相談を受けるのは私であつた。若槻君は私を引つ張り出しては、加藤伯のところへ出掛けた。しせん、人の嫌がる

役目は、同君と私との肩上に振り懸かつてしまつた。

ふたりで伯を説いたからとて、必ずしも伯が納得されるに限らなかつた。或る年、北海道の補缺選舉に、どうしても黨から費用を廻はして遣らねば、みすゝとその候補者は落選し、黨の勢力をその地方から驅逐されるおそれがあつた。しかし伯は、出金を承諾しないので、若槻君は、大切な地盤だが捨て、しまふ外に致方がないと、しきりに歎息してゐた。私は、什麼しても捨てることは出来ない。黨勢に關はるからといふので、たうとう費用の全部を負擔した。さういふ事は、稀ではなかつた。また或る年には、黨の某領袖が、東北から立候補するのに、遺憾ながら資金の調達が出来なかつた。選舉委員長の安達君から、私は相談をうけ、加藤邸に馳けつけて、協議の結果、伯と私とが半分づつ出しあふて、必要な額を辨じたこともあつた。

伯のポケットの金を外づさすには、まづ自身から外づしてかゝるのが秘訣だ

つた。私は、これだけ出しますから、貴方も——と云ふのが、一番有効であつた。私は同志會の結黨時代、奉加帳を拵へて、同僚に廻はしたむかし（回想録第三四五頁参照）から、いつも此の術で遣り通した。もちろん、かうした秘訣を呑み込んで、實行したのは、私ばかりではなからうが、濱口君逝き、仙石君また逝き、這箇の苦心を知つてゐるものは、今では、さう多くあるまい。まづ若槻君くらゐのものでないかとおもふ。

此の時代に、可なり迷惑なことが起つた。それは、私に對する加藤伯の感情が、阻隔してきたことであつた。私は、むかしから如何なる場合にも、人の鼻息をうかがふて、物を云ふことの出来ぬ男である。陰ではその人を庇護してゐても、面と向つては、ずゑんぶんづけと云つて退ける。それが私の性質であつた。或る年の總選舉に、私は例によつて兵站部の一員に参加せしめられた。同志會以來の私には、黨内に尠なからず舊知があり、親友があつた。だから、情誼として、私はこれらの人々を先づ援けねばならなかつた。私は私自身の生活においては、

可なり引き緊めて、その經濟は、斷じて一定の度を超えしめなかつた。さうして得たる餘裕を以て、黨を援ける方針を取つてゐたが、その時の總選舉には、黨に對するものと、黨内の知己友人に對するものと、援助を二重にするのに、すこし都合のわるい状態にゐた。そこで今回は、黨の方は濱口君に遣つて貰ひたい。私は黨内の個人關係のものだけを引きうけると、例によつて卒直に申し出た。それらのことが、伯をして私を誤解せしめる基となつたらしい。

『片岡は黨中黨を作らうとしてゐるのではないか』そんな風に云ひ振らす者も、伯の周圍にあつた。私は取りあげずに打つちやつて置いた。此の前後に島田（三郎）君、尾崎君等が黨を去り、加藤（友）内閣時代には、また下岡（忠治）君等の非政友合同運動などが起つた。黨の雌伏時代は、可なり多難だつたが、私は、じつと堪へ通した。伯の誤解も、そのうちに少しづつ解けて行つた。

さうかうするうちに、黨は漸次上り阪に向つた。雌伏八年、加藤聯立内閣は、遂に出現したのである。

第二 聯立内閣より單獨内閣へ

加藤聯立内閣の親任式が舉行せられたのは、大正十三年六月十一日であつた。組閣の原動力が、往年の三黨首會合以來、三浦觀樹將軍の斡旋に因つて起されたものであるのは既に述べた。従つて、新内閣はあくまでも、『政黨内閣の確立を期する』三派申合の趣旨を體し、憲政會より、加藤首相のもとに、内務に若槻大藏に濱口鐵道に仙石の四君を、政友會より、司法に横田農商務に高橋の二君を、革新俱樂部より、遞相に犬養君を列し、宇垣陸相、財部海相以外に、黨外より、外相に幣原君、文相に岡田君を擧げ、名實ともに申分なき聯立内閣の陣容を整へたのである。

新内閣に對する國民の輿論は、極めて好感に充ち、政界財界の反響もまた頗る良好であつた。

唯一の反政府黨たる政友本黨の如きも、總務山本(達雄男)君の如きは、公正の見地に立つて、その成立を迎へ、『加藤氏の肚裏が、最初から果して此の顔觸であつたか、否かは察するに難いところだが、内閣の兩翼たる内務大藏の兩椅子を譲らなかつたのは、天晴れの手際である。一般行政の要位であり、且つ將來黨勢伸暢の鍵鑰たる内務の地位を、冷靜緻密な若槻君に、一方財政通の評ある濱口君をして、充分なる整理緊縮を行はしめて、財政の基礎を鞏固にせんとする用意は、誠に同感に堪へぬ』と評し、彼の超然内閣の支持者たる後藤(新平伯)君の如きも、『互讓協力の精神が徹底した爲めか、聯立内閣の出來たことは賞すべきである。本來ならば、單獨内閣を希望するが、斯くの如く互讓が出來て居れば、却つて聯立が強力である。高橋農商務犬養遞信を以て伴食などと評するは、素人の考である。此の雅量あつてこそ、聯立の精神は一貫し得るのだ。何れにしても、仲々の出來榮えと云ふべきである』と云ひ、澁澤子爵等、實業界の諸元老も、また口を揃へて、國民を基礎とする新内閣の出現を賀し、更始一新の努力を待望した。

加藤伯が、これらの異常なる期待に酬いたために、その實行を誓つたところの政綱は、黨積年の主張たる綱紀肅正、普選即行、行政財政整理の三大政綱であつた。加之、對米外交

の刷新貴族院改革、産業政策の確立、農村振興等、いづれも此の内閣に依つて、是非とも成し遂げねばならぬ重要な政策施設に數へられた。伯はこれが爲め、政府部内の諸調査機關を董督し、與黨三派の政務調査委員の活動と相俟つて、政府案の立案に晝夜兼行の努力を續けた。私が憲政會顧問として、大藏省關係の政務調査を擔當し、また行政財政税制に關する特別委員を引き受けて、黨の諸友とともに、伯を援けたのは此の時であつた。

一、加藤聯立内閣の政策施設

加藤伯の組閣後最初の第四十九特別議會は、六月二十五日を以て召集された。衆議院における政黨分野が、今回總選舉の結果、與黨三派の二八一（憲政一五一、政友一〇〇、革新三〇）に對し、反對黨たる政友本黨は、一一六に過ぎず。之に中立派の全部を加ふるも、なほ百有餘の差があるので、議會の形勢は、敢て逆睹するまでもなかつた。それ故に、會期は僅に三週日であつたが、重要な政府案は悉く議了せられ、同時に、新内閣の經綸の那邊にあるかを、ほゞ世に知らしむるを得たのであつた。

た。

議會劈頭、加藤伯の施政演説によつて、普選其の他の實行方針は明かにされ、財行政整理の斷行に伴ひ、既往の放漫政策を清算して、緊縮節約主義に轉換するの根本精神は高調された。政府の提出せる大正十三年度歳出追加要求額は、帝都復興費並に震災復舊費に合計一億四千二百四拾餘萬圓。一般會計に屬する經費（恩給の増加、國債整理基金繰入の増加、海軍主力艦解體費、政務次官設置費其の他）に一億二百九拾萬圓を計上したのであるが、之に對する財源においても、政府は大正十三年度において新規募債を行はざるとともに、十四年度以降に、財源を公債に求むるの外なき事業といへども、緊急にして必要已むを得ぬもの、外、成るべくこれを差控へ、殊に一般市場における公募は出來得るかぎり、之を減少するの方針である旨を聲明した。政府の庶幾するところは、之によつて、一は前内閣の國辱外債の轍を履まざらんために國債の信用を恢復し、一は財界に對する壓迫を輕減して、その整理を促進せんとしたものであるのは、謂ふまでもない。之に就き、濱口藏相が議

會において、政友本黨派の質問に應へ、『現内閣が公債募集を打切りたるは、他に確定的財源を求め得る成案があつて爲したることである。いづれ十四年度の豫算編成に就いて、これらに對する抱負を實現するであらう』と言明したのに依るも、政府の政策遂行上の信念の、如何に確乎たるものなりしやは窺知し得るとおもふ。

なほ此の議會において、實業同志會（大正十二年四月二十四日結成す、後ち國民同志會と改む）の武藤山治君と、藏相濱口君との間に行はれた問答は、私たちおよび實業界一部の有志の、金解禁問題に對する意見並に態度を示すものであるが故に、左にその要領を掲げる。

武藤君問。濱口氏は在野當時、頻りに金の輸出解禁を高唱しながら、今日當局者となるにおよびては、直ちにその主張を抛つたのは如何なる理由に依るか。

濱口君答。予の在野當時は、確に金解禁を唱へてゐたのであるが、それは當時の對米爲替が四十七弗四分三若しくば四十八弗で、解禁を必要としたからである。しかも其の後、震災以來、貿易は輸入超過を續け、對米爲替相場は四十一弗二分一に低落し、之によつて輸出入の均衡を保てる現状において、突如解禁するにおいては、經濟界は非常なる打撃

を蒙ることとなり、輸入業者は殆ど破産するのみならず、更に爲替相場に大變動を來たし、輸入超過を今日以上ならしむるのは火を見るよりも明かである。故に、徐ろに爲替相場の恢復を待ち、然る後に解禁することを以て、國家のために必要であると言ふのである。

武藤君問。藏相の答辯に依れば、政府は一部輸入業者の利益のみを計りて、國民全體の迷惑を感らざるやうであるが、その理由如何。

濱口君答。予が解禁即行に反對する理由は、對外爲替相場の激變に依り、生産業者にまで大影響をおよぼすことを慮るが爲めである。重ねて云へば、今日の場合、金解禁即行に反對するのは、輸出は激減し、輸入は激増し、遂に財界の全部に互りて、非常なる打撃を與ふべきを慮るからである。

因みに此の年（大正十三年）十二月において、對米爲替相場は三十八弗二分一にまで慘落したのは、既記の通であつて、同年の入超は六億四千六百萬圓といふ未曾有の額に上つたのである。

政府は斯く公債の非公募主義を取り、且つ其の發行額を減じて、民間經濟に對する壓迫を緩和し、中央および地方における財界の整理緊縮を計るとともに、消費節約の勵行を期するため、費澤品に十割の關稅を課するの法案を、また少額二種の復興貯蓄債券法案を、此の議會に各提出通過せしめたのであるが、愈々第五十議會を迎ふるや、果然、その施政方針に則り、行政財政の整理を徹底的に具體化する大正十四年度豫算案を提出すると同時に、該豫算案において、問題の陸軍整理により、四箇師團を廢止し、一千八百六拾九萬圓を削減する一方、新たに飛行機、自動車、タンク、毒瓦斯等、新式兵器の改善擴充に一千七百三拾一萬圓を支出することとし、また、産業開發、農村振興の目的を以て、從來の農商務省を農林商工の二省とするの案を立て、電話交換設備擴張、教育費國庫負擔増額等をも計上し、現内閣が、必ずしも消極退嬰を事とするものにあらざる國策的見地を明かにしたのであつた。

大正十四年度豫算は、歳入歳出總額拾五億二千四百萬圓、之を前年度の實行

豫算に比較すれば、九千百萬圓の減少を示してゐた。いま、此の豫算面に現はれた數字に就いて、財政行政の整理に關するその内容を一一檢討することは、長くなるから省略するが、政府の苦心と努力との、尋常一様のものでなかつたことは、一般會計にて合計一億五千萬圓（六千八百萬圓節減、八千四百萬圓繰延べ）特別會計にて合計一億四百萬圓（六千二百萬圓節減、四千二百萬圓繰延べ）の各整理を斷行したことに依り、何人もほゞ想像が出来ようとおもふ。なほ政府は、同年度において、臨時國庫證券收入金特別會計の廢止、臨時國庫證券の整理、臨時軍事費特別會計の廢止、預金部制度の改正、等を行ふとともに、貨幣鑄造益金の内より特別の資金を設け、之が運用に依る收入を財源として、師範教育改善および農村振興の諸計畫を樹立することとしたのである。

以上、大正十四年度豫算案に示されたる政府の經綸施設は、與黨三派の協調に依り、第五十議會を通過して悉く實行の運びに至つた。殊に我憲政史上永遠に記念すべき普選案、また此の議會において可決確定し、同時に、多年の宿題たる

貴族院改革案も兩院を通過して、國民の待望に酬い得られたことは、私たちの至大の感喜と謂はねばならなかつた。政府反對黨たる少數の人々と、政黨政治の活動によつて、斷然屏息せしめられたる一部特權階級者流とを除き、實に當時國を擧げて政府および與黨の政績を謳歌し、國政に對するその功勳を感謝して止まなかつた。

二、協調決裂は自然の勢ひ

しかし、第四十九、および第五十の兩議會において議了したところのものは、加藤内閣の經綸抱負の全部ではない。首相は『始め、行政財政の整理、綱紀の肅振、普通選舉の即時斷行の三を政綱に掲げ、次いで貴族院改革が加はつて、四大政綱となつた』と云ひ、幸に此の四大政綱は、右に述べたやうに、夫々實行に移すを得たのであるけれども、彼の戦後未整理のまゝに持ち越され、更に大震災に遭遇して極度に破壊された財界の機構を建て直し、之により國民生活の基礎を安定せ

しめるために必要とする諸施設は、擧げて之を今後の營爲に俟たねばならなかつた。

税制整理が夫れであり、産業および經濟政策の確立が夫れであつた。その他、文官任用令の改正、勞働立法の制定、國民教育の充實、失業者救濟、人口問題の解決、國民思想の善導等、計へ來れば、之等の重要施設をなすために、謂ゆる四大政綱の遂行は、あだかもその基礎工事たるに過ぎない觀があつた。就中、税制整理は、行財政整理とともに、國家多年の懸案として、殆ど共通的關係に置かれてをり、既に此の内閣が、緊縮方針を以て從來の放漫政策に大斧鉞を加へ、行財政整理を斷行したからには、更に進んで同一方針のもとに税制整理を敢行し、國民に對し可及的負擔の輕減を圖りて、將來の發展に資するとともに、課税の不公平を除いて、國家の財源を彈力あるものたらしむべきは、當然の歸結である。加藤首相が、第五十議會における施政演說中、此の點に言及し、『行政財政整理は一段落を告げたが、他面、國民の政費負擔の現況を見れば、必ずしも均衡を得たりとは認め難い。故に、政府は本議會終了後、直に税制整理に關する慎重なる調査を遂